明治二十七年八月二十五日第三種郵便物認可

July 20th 1904.

Report of the Sericultural Association of Japan.

NO. 146.

大日本蠶絲會報

第百四拾六號目次

論 議

●秋蠶飼育上の注意　農學士 林 驛作
●日露問題と蠶絲業　工藤善助
●北海道の蠶業　吉池慶正
●蠶の血液の黒變　農學博士 澤村眞
●夏秋蠶の擴張に就て　八田達也
●本年の生絲商況は如何　橋本重兵衛
●蠶兒雌雄の判別法（佛文）　農學士 石渡繁胤

雜 錄

●維新以前に於ける生絲取引の槪畧及慶長時代の生絲貿易絲割符の由來●生絲職工事情●天日蠶に就て

叩 門

●清國に製絲業を起すの注意　轟木長

講 莚

●產業組合槪論　農學士 月田藤三郎
●汽罐使用心得　工學士 芳賀惣治郎

絲 況

●橫濱市場●紐育市場●里昂市場●美蘭市場●上海市場●千九百四年世界蠶絲產額

外 報

●佛國モンペリー農業學校に於ける蠶兒飼育の槪畧●米國養蠶家と機業家との論爭●清國浙江省の蠶絲業●米國絹業協會の大會●佛國に於ける本邦生絲の苦情●千九百三年伊國收穫繭●佛國生絲製造の救安●廣東養蠶業の實況●佛國の蠶絲及絹業保護政策と其反對

時 報

●會務錄事○本會々報の光榮○本會品評會の延期○會員動靜○本號の口繪●蠶桑情報○兩內親王殿下の蠶業講習所行啓○生繭輸送の成蹟○生絲檢查所法施行細則改正○東京蠶業講習所蠶況○本年の春蠶●蠶病湖面●専賣特許●寄贈書目●人事彙報●交詢餘錄

石渡學士の蠶兒雌雄判別實驗圖解あり

本號の口繪には秋田式桑園の寫眞あり

明治三十七年七月二十日發行（毎月一回二十日發行）

TOKYO.
The Association;
No. 2 Mitoshirocho, Sanchome, Kanda, Japan.

既往外國博覽會の實蹟に徴し生絲出品の爲めに專掌の事務員を設くるの必要を認め本會より出品協會に交渉し生絲取扱專務事務員として大野又次を特派し專ら生絲の陳列保管其他日本帝國著名製絲家名鑑の配付及蠶絲業者諸君渡航上の便利に資する都合に有之既に左記の處に到着致居候條爲念此段廣告候也

大日本蠶絲會

Japan Exhibit Association
No. 5273 Washington Bl.
St. Louis.
U. S. A.

大日本蠶絲會報廣告料（三十六年十二月改正）

	特等	並等
	一頁半	一頁半
	一頁	一頁
	四分ノ一頁	四分ノ一頁
一個乃至數員外	十二圓七錢	十圓
一組會員	十圓	八圓
三組乃至十組	八圓	六圓
三組乃至十組會員外	十圓	八圓
三組乃至十組會員	八圓	六圓
七組乃至十五組	六圓	四圓
七組會員外	八圓	六圓
七組會員	六圓	四圓
以上	四圓二錢五十錢	二圓五十錢
以上會員	五圓	三圓
一頁	三圓	二圓
一行	五拾錢	十六錢
一行	二十五錢	十八錢

一頁は一行二十七字詰七十二行とす
四分の一頁未滿は行數を以て計算す
特等は四分の一頁未滿を謝絶す
廣告料は前金に限る

●本報定價　一冊　金拾五錢
一ヶ年分前金壹圓五拾錢

明治三十七年七月二十日印刷發行

編輯兼發行人　東京市神田區美土代町三丁目二番地　小池市松

印刷人　東京市神田區美土代町二丁目一番地　島連太郎

印刷所　東京市神田區美土代町二丁目一番地　三秀舍活版所

發行所　東京市神田區美土代町三丁目二番地　大日本蠶絲會（電話本局一四七三番）

賜天覽

秋田式春蔟桑園の一部

日本式百葉箱図

大日本蠶絲會報　第百四拾六號

秋蠶飼育上の注意

大日本蠶絲會
技藝委員　農學士　林　彈　作

近年蠶業の擴張に伴ひ本邦夏秋蠶の飼育は普く各地に行はれ、育蠶の技術も亦た稍々進みたれども未だ以て充分なりと云ふ能はず、元來養蠶の原理は一にして秋蠶にありても敢て春蠶と異ることなし、然れども炎暑の候に飼育する秋蠶には種々の注意を必要なりとす、此を以て余は此秋蠶飼育上常に當業者の注意すべき事項の重なるものに就きて說述し以て當業者の參考に供し秋蠶の利益をして最も圓滿ならしめんと欲す、長野縣島羽久吾氏は本誌前號に於て秋蠶飼育上の要點と題し秋蠶の一般に就き述へられたり、其說頗る有益にして當業者の參考となるもの少なからざるを喜ぶ、余か秋蠶飼育上特に當業者の注意を促さんと欲するものは以下項を分ちて記さんとす。

蠶種の選擇　養蠶上蠶種の選擇は頗る重要なる事項なり、殊に秋蠶にありては春蠶に於けるよりも一層密接なる關係を有す、秋蠶種を選擇するに生種を可とするや又は黑種を可とするやは自ら別問題なりと雖も、何れの蠶種にありても病毒の有無多少は最も精確に研究せさるべかちず、何となれば有毒卵を混ずる蠶種より發生せる蠶兒は到底完全なる發育を遂け得ざるのみならず、他の健蠶も之れが爲めに害毒を受くるを免れず、有毒蠶種の蠶兒の被害は決して春蠶に於ける比にあらず極めて恐るべきものあり、余の屢々實驗せるところによれば春蠶にては多少病毒あるも飼育中の注意によりて大なる損害を釀さゞること往々是あり、然れども夏秋蠶にては病毒の繁殖及び傳播甚だしく病毒を發生前の蠶卵に塗抹せる試驗又は病毒を桑葉に附着して蠶食せる試驗等に於て其成蛹落しさを常とす、是れ夏秋の候は氣溫高かく動もすれば體液の易き由なると亦も其重なる原因は氣候病毒の繁殖に好適せるに由らざるはなし。

蠶室蠶具の消毒法　秋蠶飼育期は各種蠶病々原菌の繁殖に好適せるを以て此點に對する注意は最も必要なりとす、病毒の繁殖を絕對的に防遏することは頗る困難なるべしと雖も可及的之れが防止を行ふの用意なかるべからず、其方法は消毒法

及び飼育中の注意に依るに在り、消毒法は蠶室蠶具に附着せる病毒を驅除するものなれとも、實際蠶病病原の大部分を殺滅し得るに過きす、此を以て尙ほ飼育中は如何なる方面より病毒の襲來するや豫め知ること能はす、斯かる場合に之れに對する用意を怠るときは病毒は恐るへき勢を以て增殖蔓延するに至る、然れとも此等の病毒は飼育中の注意によりて其繁殖を防止するときは或は全く其害を免かれ得へし、消毒法は養蠶の準備として必す行ふを要す、而して其範圍は蠶室を始めとし蠶具類一式に及はさるへからず、現今良法と認めらるゝ消毒の方法は「フォルマリン」撒布消毒法「フォルマリン」蒸發消毒法及蒸汽消毒法等なれは當業者の普く實行せんことを望む、然れとも世人動もすれは消毒法とさへ曰へは必す藥品を使用し器械を備へさるへからさるものゝ如く思惟する者ありと雖も、是れ未た消毒法の精神を解せさる者と謂はさるを得す、元來消毒法は清潔法と相俟ちて始めて其効果を完全ならしむるものなり、而して十分清潔法を行ふときは其効力不完全なる消毒法に勝ること萬々なりとす、余の所謂清潔法とは掃拭洗滌及び日干等にして適宜蠶室及び蠶具類一式に施行するを要す、此等の清潔法は種々の汚物を除却し得るのみならず、兼て消毒の効を奏するものなれは單に養蠶前に行ふへきに止らす亦飼育中も常に之を行ふを要す。

給桑の要點　秋蠶を飼育するには特に給桑に就き注意せさるへからす、高溫なる秋蠶期には蠶兒の食慾旺盛にして急速なる發育を遂くるものなり、然かるに氣溫高きかため給桑の萎凋することも速かなり、此を以て春蠶飼育の際よりも幾分給桑量を增し給桑回數を頻繁になすの必要あり、若し給桑不足するときは蠶兒の體軀は其前半透明となり恰も空頭蠶の如き狀を呈することあり、斯の如きものは爾後の給桑によりて恢復するものなれとも營養不良の害を被るものなれは常に注意して給桑を誤るへからす、之に反して曇雨の際は假に溫度低下することあり此際に方りては給桑の分量及び其回數を減少すへし、蠶兒の食慾は常に溫度に伴ひ增減するものなれは一般に高溫なるときは食慾進み從ふて生理的作用を促進すれとも、低溫なるときは之に反して遲緩なりとす、即ち給桑は蠶兒食慾の盛否に準據するを以て要旨となす、此關係に對して誤りなからんか氣溫の高低若くは天候の變化も亦た大に恐るゝには足らさるなり、尙ほ給桑に就きて大に注意すへきは桑葉の硬軟是れなり、春蠶の時期に在りては蠶兒の發育は略ほ桑葉の發育に伴ひ居るものなれは適度の桑葉を得ること難からす、之に反して秋蠶の時期にありては既に桑樹は充分なる繁茂を遂けたる時なれは同一の桑樹にありても梢の上下によりて葉の硬軟の差頗る大なり、此を以て蠶齡に適應せる桑葉を撰むと共に常に硬軟の相混するものを避けさるへからす、桑葉の品質不良なるときは蠶兒の發育をして不齊ならしめ、或は疾病を惹起すること甚た多し、給桑に連關して常に注意すへきは除沙及び分箔之れなり。

蠶座の清潔法　蠶座の清潔なると否とは蠶兒の衞生に大なる關係を有す、高溫なるときは蠶兒の食慾盛なりと雖も若し蠶座にして不潔ならんか却て食慾を減退し遂には病疾を誘起するを免れす、此を以て充分蠶兒の食慾を盛ならしめ健全なる

發育を遂けしめんと欲せは必す蠶座の清潔を圖らさるへからす、蠶座の清潔を保つには頻繁に除沙を行ひ汚物を堆積せさるに在り、尙飼育中發生せる病蠶の如きは汚物殊に病毒を排出して蠶座を不潔ならしむる者なれは此等病蠶の淘汰は尤も嚴重ならさるへからす、若し病蠶の除去を怠るときは假に傳染蔓延して多くの斃蠶を生ずるに至り、遂には病毒は蠶室に傳播し始めより消毒を行はさるより尙一層危害を誘發するに至るへし、秋蠶にて病蠶を除去することは春蠶中に於けるより更に一層其必要を感ずること切なり、如何となれは秋蠶期に於ては微生物の繁殖すること急激にして爲めに病原の蔓延を來し若くは蠶座を不潔ならしめ間接に不利なる原因となるものあればなり。

蠶座の狀態は室內空氣の乾濕によりて支配せらるゝこと多し、概ね乾燥なるときは蠶座清潔にして多濕なるときは不潔となるを常とす、而して蠶座の乾濕は給桑及除沙の加減によりて大に調和することを得へしと雖も室內空氣の欝滯は尤も恐れて戒むへきことなり、何となれは空氣の欝滯は蠶兒をして不活潑ならしめ食慾を減し從て衰弱せしむ之に反して病原菌は好んで繁殖し腐敗醱酵等の作用は盛に行はれ蠶座をして不潔ならしむること之より大なるはなし、此を以て飼育中は常に空氣の流通を滑かにし決して停滯せしむへからす。

以上の外蠶座の清潔を保つに尤も必要なるは蠶具類の日干法是れなり、秋蠶に使用する蠶網等は其都度日光に曝露して乾燥ならしむるを可とす、但し曇雨の際は止むを得さるを以て蠶座に少量の石灰を撒布し乾燥を圖ると共に蠶座の清潔を圖かるも可なり、日干法は單に蠶具類を乾かすのみならす大に消毒の効力を有す、余は昨年之れか試驗を行ひたるに其成蹟は能く之を證明したり、依て今左に其要領を述へん。

此試驗は微粒子を日光に曝露して其生活力を失ふや否やを調査したるものにして其方法は充分に病毒を附着せる濾紙を日光の直射する地上に平置曝露し其傍に寒暖計を置きて溫度を觀測したり、試驗は左の三區に分ちて行ひたり。

甲區　八月九日に曝露したるものにして曝露時間は午後二時より同四時に至り二時間なり、其間の溫度は華氏九十六度乃至九十九度なりし。

乙區　八月十日に曝露したるものにして其時間は午前十時より午後三時に至る五時間なり、其間の溫度は華氏九十二度乃至百〇四度なりし。

丙區　八月十一日に曝露したるものにして其時間は午前九時より午後四時に至る七時間なり、其間の溫度は華氏九十七度乃至百〇八度なりし。

以上三種の處理を行ひたる病毒は八月十五日に至り各別に殺菌したる蒸餾水中に浸し叮嚀に搾り出し此液を桑葉に塗抹し乾くを待ちて蠶兒に給與したり、試驗の用に供したる蠶兒は八月一日掃立てたる無毒秋蠶白龍にして當時第四齡兩食に際せるものなりしなり、頭數は各區五十頭宛を採り尙ほ對照すへき標準として二區を設けたり、即ち一は無消毒區にして同一の病毒を日光に曝露せすして添食したるもの、一は無添食區にして病毒を添食せさるものなり、而して飼育中に斃れたる病蠶及び蔟中の斃蠶は其當時に於て鏡檢し、結論したる

ものは化蛾するを待ちて鏡檢し、以て微粒子寄生の有無を調査したり、其成績は左表の如し。

種類＼目標	試驗蠶頭數	檢查頭數	有毒頭數	無毒頭數	有毒百分率
甲　區	五〇	四四	二三	二一	六一、二〇
乙　區	五〇	四四	一六	二八	四二、四二
丙　區	五〇	四七	〇	四七	〇
無消毒區	五〇	四八	三四	一四	六七、五七
無沮食區	五〇	四六	〇	四六	〇

是に由りて觀るときは彼の養蠶中蓬網等を時々日光に曝露するは微粒子の消毒上有效なる方法たること疑ひなし。

此試驗は獨り微粒子に就きて行ひたるものなれとも一般の病原菌を殺滅し得ること明かなり、何となれは各種硬化病菌及ひ軟化病菌は消毒に對する抵抗力割合に弱くして微粒子に勝るもの稀なれはなり。

桑園に對する注意　秋蠶用の桑園は特設せる地方ありと雖も多くは春蠶用のものを兼ね用ゆるを例とす、斯の如く一ケ年に二回以上の摘葉を爲すときは樹勢の衰弱を免れす、此衰弱たるや耕鋤及施肥上の注意によりて幾分恢復せらるへしと雖も到底無害なること能はす、況んや濫採には流れ易く施肥耕耘は滿足なること難きに於てをや、福島縣伊達郡地方は古來の養蠶地にして栽桑の業も大に進歩したり、然るに昨年始めて同郡に秋蠶行はれたるに本年春蠶用の桑葉は著しき減收を來したりと云ふ、本年の如く桑葉繁茂の良好なる年柄にして尚ほ然かり、是れ既に注意すへき事實ならすや、近年夏秋蠶の多く行はるゝは頗る喜はしきことなれとも之れか爲めに桑園を荒廢するに至るか如きは最も戒愼せさるへからす、今や國家多事蠶業者は出來得る限り蠶絲の生產を舉けさるへからさるは言を待たすと雖も、桑葉の供給には自ら制限あり強いて多數の蠶兒を飼育せんか勢ひ桑園を傷けさるへからす、斯の如きは目前の利に走り後年の大計を誤るものと曰ふへし、此を以て余は濫りに秋蠶飼育の量を增さんよりは飼育中の注意を全ふして品質良好なる成繭を得んことを當業者に希望して止まさるなり。

養蠶　　千家尊福

國の富つくらん種は蠶なれはとて
めちしと神は飼ひ初めにけり

日露問題と蠶絲業

（大日本蠶絲會第十三回大集會に於て）

大日本蠶絲會特別會員　工藤善助

私は唯今御紹介下さいました長野縣の工藤でございます、本日は此御盛會に出まして諸君に御目に掛る光榮と云ふものは少なからぬことでございます、聊か卑見を申上げたいのでございますが、此會の役員諸君並に御臨席の諸君は既に此斯業の爲には從來專致せられまして、我帝國否な全世界に於て屈指の方々である、斯の如き諸君の御面前で聊かたりとも卑見を述ぶるとしました所が到底出來ないことである、又諸君もお厭になることでありますが、御勸誘に甘じましてチヨット一言述ぶる考てありますから、暫らく清聽を煩はします。

チヨツト龍頭蛇尾のやうなお話にもなるかも知れませぬが、今日は申上げるまでもなく我帝國の振古無前の時に遭遇致して居る、此時に當りまして今全國の狀態を見ますれば、此戰爭の爲には誠に狂奔を致して居るやうに愛國心の熱中より種々なる騒を致しまするが、扨て之を能く考へて見ますれば、海陸軍の軍人は今や益々偉効を奏しますれば其目的を達する期は必らず近きにあることゝ考へられます、此戰爭に於て我國の干城たる所の軍人諸君は能く盡さる吾人國民が此軍人諸君が能く盡され得た所の捷報を狂喜して居るのみでは或は一年二年と經過致しまする暁には後ちを顧みにやならない所の憂が生ずるのであります、苟も此我帝國をして此度の目的を達せむとするには須く先づ各〻爲す所の責任があるだらうと思ふ、御同樣に別段干戈を以て國家に盡す責任を持て居りませぬ、自分の從事致して居る所の其事業をば完ふ致すのは即ち國家に對する義務であらふと思います、それて常に養蠶を致して居りまする者でも、或は御研究を爲さる方々でも平素は殆と演習の如き考で宜しうございますけれども、今日は軍人等が其生命を鴻毛の輕きに比して奮戰して居る時でありますからして吾人も是に讓らぬ決心を以て事業に當らなければなりませぬ、何ぜなれば蠶業界に於きましても多大の生產力を有して居つた壯丁は召集に應じ、又經濟社會の機關を運轉せしむる所の資本は軍費となりて支出せられたと云ふ譯てあるから其影響の及ぼす所少々でなく幾多の障害を見るに相違ありませぬ、それてあるから此時に於きましては矢張今日の軍人が常の演習に非ずして實戰に臨んだ所の考を以て吾人は諸君と共に事業に熱中を致しましたならば二十萬、三十萬の壯丁が召集に應じ、又軍費の二億や三億支出せられたとても何ぞ我國の生產力を殺ぶゝ所の憂は無からうと思ひます、て斯う云ふ考から見ますれば固より御同樣戰さは戰さ、我々は常に從事致して居る所の責任は責任、其責任を完ふ致せば宜しいと云ふ考てあります。

初め御斷り致しました通龍頭蛇尾の如き演說でございますけれども、私は今日まで此蠶業界に從事致し殊に種屋として數年間養蠶家戶々を尋ねて實況を見て大に感じまして常に憂

へて居ることがあります、随分此事に付ては大日本蠶絲會の會報にも、記述せられ或は政府當局者も能く御注意になって居るでございまするが、チョット其事に付てお話しを致したいと思ふ。

今や此蠶業界に於て最も憂慮致すべきものは何であるかと言へば、蠶業界も、政府も即ち蠶病の驅除と云ふことを以て大に心配を致して居る、既に蠶業家は少なからさる所の苦心を致しまして、少なからさる所の費用を投じてさうして既に此蠶病の驅除と云ふことに心配致して居る、政府は既に十九議會に於て若しも解散と云ふ不幸がございませぬかったならば、恐くは蠶病豫防法と云ふ法律も議會に提出せられて上下兩院を速に通過するであらうと私共は信じて居ったのでございます、斯く如き場合になつて居りまするが、扨て此蠶病の驅除と云ふことには上下共に聲を揚げて心配致して居る、けれどもまだ容易く此弊を除き、害を去り容易に此蠶業界を益することが出來るものは他にあるにも拘らず甚だ不間になつて居るやうに私は認めて居るのでございます、それはどう云ふことであるかと云ふと、我長野縣などには餘り無いけれども、此關東地方、或は暖國に及びますると、此養蠶の失敗、其失敗を致しました所の七八分通は蠶種の貯藏、催青の方法、其宜しきを得ない爲に起る様に思はる、それで此害は蠶病よりはまだ甚しいことが茲に依つては又ありはせぬかと云ふことを私は憂へて居るのでございます、それで私が唯一言諸君にお話しをしたいと云ふことは外でない、唯此事のみであります、此蠶種の貯藏に付ては自ら學説もありますし、又先輩諸君が能く種々な會報、或は雜誌、新聞等を以てお述べになつて居りますから、我々の如き淺學の者が長々しく此所て諸君に其必要なる所の理由をお話しすることは止て、唯私が今日此養蠶家が其失敗を招く所の原因は蠶種の貯藏其の宜しきを得ないものが七八分通りあると云ふ事實をお話申上げることに致しませう

關東地方に參つて見ますると、本年は養蠶上に餘り氣候の變動もない、又桑葉の供給も不足でないのに繭の收穫が少ないとか、或は二齡三齡に於て蠶兒が非常に減して來たとか、又種々な蠶病が出たとか云ふ事を聞きまする、それから其蠶種の貯藏は如何にせしかを調べて見ると必ずや其貯藏中に誤りがあると云ふことを發見するのであります、それで此養蠶を失敗した人に付て一々其の結果を尋ねて見ると十人の中八人までは此所に誤りがあつたと云ふことを必ず發見しまするので、餘程病毒のある蠶種であつても氣候の順序其宜しきを得て飼育の方法宜さを得ますればさう失敗もない、けれども蠶種の貯藏を誤つた時に於ては如何に名人であつても到底收穫を見ることが出來ないのでありますから、私は茲に於て今日の養蠶社會に於ては蠶種の貯藏、蠶種の催青方法其宜しきを得ることが最も急務であらうと思ひます、唯此に一言の希望を述べて責を塞ぐ考でございます。

北海道の蠶業

大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶正

北海道は天然の蠶業地なりとは或は記錄によりて或は漫遊者の視察談によりて夙に耳目に觸れし所なり、然れども因緣薄く親しく本道の蠶絲業を目擊するを得さるを常に憾となせり、今春本道を訪ふて此懷かしき風光に接せしも其間僅に數日、恰も渴者の點滴を啜ふて香頭の乾を防きしに等しく喉下凉味の生ずるを覺ゑざるなり、故に未だ人に對て掬水の快を談するの資格なしと雖も、此著世の渴を憂ふる者の爲に點滴の効用を爲さば望外の幸とする所なり。

世說人を欺かす本道は蠶業の好適地として將來に期待すべきものあり、其蠶業に好適する要素として指を屈するものは山野に自然生の桑樹繁茂すること、蠁蛆の害絶無なること、養蠶期に於て氣候の乾燥なること等なり、此等は他日本道の蠶業をして大に雄飛せしむる要素たるや疑なければ或は之を永遠に保存し、或は之を大に利用するの法を講せさるべからず。

山野に自然生の桑樹繁茂すること　本道には山野に自然生の桑樹繁茂し育蠶家の飼料多くは是に依る、而して其價格の如きも低廉にして內地に於ける半額を以て購入することを得是れ實に本道の蠶業に採りて天與の恩惠なりとす、然れとも此等は本道の開拓と反比例をなし減少しつゝあるは事實にして、又存在する所のものは育蠶者の增加の爲めに濫伐虐採せらるゝを以て葉質を惡變し收穫を減するや言ふを待たざるなり、故に今に於て之か保護の方法を講せざるべからず。

官有地にして桑樹の簇生する所は可成之を保存すること。

桑樹の簇生する官有地は濫伐虐採せざる條件を以て責任ある者に貸與すること。

然れとも如何に保護を加ふと雖も自然生の桑樹の減少するは免れさる所なるべければ、桑樹の栽培に努むるは最も急要を感ずるなり、從來本道に於ては蠶業の獎勵に力を用ひられたるも桑樹の問題に就ては比較的閑却せられたるもの丶如し輓近大に茲に顧み、農事講習所及ひ農事試驗場に幾多の經費を投して桑樹の試驗竝に桑苗の配付を行はしめ、一方に於て桑苗親木圃を設置する者に補助金を交付せらる、前段の試驗事業は最も必要なりと雖も後段の親木圃補助は本道に適する桑種の發見せられざる今日に於ては早計にあらざるなきや、事者人は前段の試驗事業に向て左の三要點に就き全力を盡されんことを切望せざること得ず。

一桑樹の種類撰擇　內地より本道に移植せるものは多くは枯死せりと聞けり、其原產地は何縣なりしや、寒氣強く降雪多き地方にても能く繁茂する桑種あり、其地方に種苗を求むるも可なり、尤も本道自然生二百餘種の中より適良なるものを選出するは或は却て成功速なるやも知るへからず。

二桑樹の仕立法　は普通の立通となすべきや、或は秋田式を選ぶべきや、刈桑式を採るべきや、刈桑式は蠶期の多忙なる時に當り採取に便にして收葉少からす、人は寒國にては此仕

立法に不可能の知き観念を抱くと雖も、現に北越魚沼地方の如き降雪多く寒氣強き地方に於て之を行ふ豊絶望なりと為すべけんや、普通の立地は能く蚕の保育に適すれば小技倆生し業片縮小し摘採に不便なり、此點に向て秋田式は民所を顧ふ深く研究せらるゝを望む。

三、桑樹の保護法　吾人の踏査せる石狩國上川郡永山村の如きは一昨年の冬季に於て温度氷點下四十度に下り所謂立通の桑樹も既ね枯死せ、而して枯死するは雪上に露出する枝條にして、雪中に埋没する部は生存せり、殊に止葉を挿ひしは他の樹木に覆れたるもゝ枯死せざる事是れなり、之に由て考ふれは枯死の原因は寒風にあるか如し、此觀察をして誤なしとすれは防風林の設置の如きは桑樹保護法として最も必要なるなさん。

蛆の害絶無なること　は蠶種製造者にあり非常の幸福なるのみならず、養蠶家に採りても製絲家に於ても多大の利益あり之、何となれは蛆の害生に依りて起る蠶病なく、又之ふ為に繭糸量減少し糸質を悪變することなければなり、然れども油断は大敵にして何時如何なる方面より襲撃するやも測るべからず、聞く試驗的に内地より組鋪を取寄せたるものは悉く羽化せりと、内地に於ては毫も蛆蛆なるものを知らざるに地方も生繭若くは桑葉の輸入の為に怨にして大害を被むり實例甚多し、幸にして本道は桑葉生繭の需要地にあらずして供給地なれは其憂なしと雖も、今後充分警戒を加ふべきの事なりとす。

蠶期に於て氣候の乾燥すること　育蠶上に於て最も困難

設置の如きは最も良果多かるべく、間接的奬勵としては交通機關を設備し内地より繭客を呼集するか如きは最も奏効大なるべきを信ずるなり、本道の奬勵も挨を茲に同ふするは大に喜ぶべきの事なりとす、然れども養蠶を行ひ繭にて販賣するは手數を要すること絲き丈夫丈夫利益を得るに從て少けれは更に之を生糸と化し、蠶種となし販賣するに如かざるなり、果して然らば之を

生糸の製造　に待たん乎、吉驍に當り機械と座繰何れを選ぶべきや、機械製絲に各種事業中最も至難なるものとし認知せられ、經驗日久しき當業者に於てすら倒産するものの續出するは現今の實況なり、然るに本道に於て之を經營せんには原料の比較的低廉なるありと雖も、其金利の甚だしき高率なる、工女の得易からずして之を内地に仰かさるべからざる如き何れも不便とす所なり、殊に製絲業は水と離へがたからざる關係にして本道の如き氣候の寒冷なる地方にありては冬季は就業を難しとす、故に如何に熟練なる者にして、之に當りしるる、満足の結果を得べからず、況んや經驗なき者をして其術に立かしめ成功を望むは所謂木に縁りて魚を求むるの類のみ、座繰製絲を唱道する者は本道は冬季長く其間婦女に適當の事業なければ座繰製絲を起すべし、座繰製絲と雖も疎氷社甘樂社の如き組織となさは隆に對外貿易品たるべしと、故に直に此法を採用し之に模倣するは困難なりと雖も、婦女に事業を與へ徒食遊手を生産的に變化する上に於て、又其品性の墮落を匡救する上に於て恰好の方法ならん、然れとも前述の水と の關係を成するは降雨の多きにあり、降雨多ければ飼料なる桑葉の採集にも不便なるのみならず、蠶室内湿度多く空氣を汚濁せしめ易く悪て種々の病菌の繁殖を促すに至る、然るに本道は青蠶期に降雨少きは天恵の一なりとす、唯一方に於て温度の激變及ひ强風の頻襲なるは多少不利なるか如しと雖も、降雨の少き向之を償ふの事あり言はざるべからず。

以上の如く本道は蠶絲の要素に富み又當局の奬勵厚ければ本道蠶業の前途向有望なるものあり、此有望なる蠶業をして如何なる針路に導き如何なる發達をなさしむべきやは未だ識者の議論一定せざるもゝ如く、或は蛆害の寡きを見て蠶種製造地たらしむべしと云ふ、或は本道は冬季長く農家の間隙願る多きを以て毎戸座繰製絲を教ゆべしと說き、或は苟も生絲を產出する以上は機械製絲を起すべしと論じ、或は交通機關を整備し繭市場を設け内地より繭商を呼集するを可なりと議する者あり、此等は孰れも必要なれば或程度までは皆奬勵し相應の發達をなさしむるを可とす、然れとも苟も蠶業地として北海道を選ぶ以上は特に或種の方面に力を注ぎ長足の發展をなさしむるの要あり、此に於て平初めて北海道の蠶業なるものの愛然として顯るべきものあらん、果して然らは如何なる方面に對て保護を加ひ奬勵を行ふべき乎、或は夫れ

繭の生產　乎繭を生產するにあらされは生絲、蠶種も共に製造すること能はされば、之を生產することを努むべきは多言を要せずして明なり、之蠶共同飼育、共同殺蛹乾燥、繭市場の

上冬季寒冷の時に於ては作業願る至難なるものあり、又他の時期に於ては本道は勞力少きを以て婦女子にも相應の仕事あり、從て收入多かるべし、故に其奬勵の程密にして注意を要する製絲業の成功は其覺束なきもののあらん、故に著人は本道蠶業振興の手段としては之を

蠶種製造　に採ひを得策と信ず、是れ暗書より具眼の士の既に唱道せし所にして此點に對て天然の恩惠は最も能く利用せらるゝを信ず、即ち前述の蛆害の絶無なること是なり、本道の蠶業に精通せる學友永野莊吉氏は曾て本道と内地製種家との利害を比較して曰く、内地製種家は年々蛆害の爲收利を減殺せらるゝ者にして、所謂本場と稱する地方の有名なる製種家に於ても少くとも一割多きは三割以上甚しきは四割五割に達するとあり、是れ内地製種家の製造當時既に蒙れる損害なり、今假に手均二割の蛆害を受くるものとすれは内地製種家は百枚を製造し得るの原料を以て八十枚を製し得るに過ぎず之に反し本道は一の蛆害を蒙むれるものなく殆んと驚蛆なるものを知らざるの有樣なり、されは製造上に於て内地は二石の原料を以て八十枚、本道は百枚を製し得る割合となるへし然るときは内地製種家は八十枚を八拾圓に賣却するの言なり内地の製種家は百枚を八拾圓に賣却するの言なり雖も内地の製種家は向之に比し本道は二割の蛆害を蒙むるの有樣なり、即ち蛆害をして二割に輕減せしめん爲には或は神に蠶兒の掃立早め、或は遠距離より高價以て多く蛆の產付少き多く購入し、或は之を以て北の生產費用は絲商用の目的を以て同育するものに比すれは優に二

制以上を增加するが如し、故に彼れと是れとを綜合すれば內地の製種家一枚の蠶種を製造する原價蠶圖を要とせば本道にては六七拾錢にて製造し得らるべし、見て官に蠶種製造上に於ける必要なる制令の悪にして內地の製種家を怠なす唯一の武器なりと謂ふべし、然るに何事ぞ本道蠶は此天與の惡に浴し、製造の武器を有するにも拘らず、其產額は毫も進歩せざるのみならず、往々にして退却の破あるは實に怪訝に堪へざるなり、今左に最近に於ける蠶種產額を掲げて參考となさん。

蠶種製造總數（檢査格）

年次	一化性原種	一化性製種用種	二化性原種	二化性製種用種
明治三十二年	七二九、一〇三	二〇〇、一四三	二四、二七五	一四、〇四〇
同 三十三年	一、二〇〇、五〇六	三二、三七六	九、四八五	
同 三十四年	一、〇五一、五二一	三二、六二四	二、二一九	
同 三十五年	八三四、五四九	二、一七四、六一一	六、一三五	
同 三十六年	八五五、〇四二	一七、九五七	七、四六九	
		二化性四六二〇八一	八、四五四	
		二化性四一一七七七	一八五	

二化性に於ては著しき增加を見ると雖も、是れ畿近農業經濟上の趨勢は農家を驅て飼育せしむるに至りし爲にして、獨り本道のみならず內地に於ても同一の現象あれは特に之を謂ふの價値なし。

天惡に浴せる一化性蠶種の產額減少するは如何なる理由なるや、之を飼育せざる結果の不良なるに依るも也、本道の蠶種を飼育せざる者は皆言ふ、蠶兒は環境に敏感にして病蠶少く從て收繭多しと、是れ蠶種の最も貴ぶべき特徵にして、あらずや、此特徵に關して學理上の解釋未だ敢ならずと雖も實に本道蠶種生產上に於ける光明なる事實なり、併しながら一方に於て淡斑なるにあらず、曰く蠶繭の品質區々にして巢崩れ多し、曰く柱ゞにして蠶卵の內容枯燥して發生せざるものあり、吾人は之を組織の不備、人爲の障害に歸するものにして、之れあるか爲めに決して天然の長所を奪却する能はずと斷言するに憚らざるなり。

組織の不備　內地に於て蠶種を製造するものは多くは專業にして其家屋は宏壯なり、本道に於ては二三の人を除くの外普農家の副業にして其家屋の構造の如きは何れも矮小陋、膝を容るゝに過ぎざるを以て、蟻量は八匁以上飼育するに適せず、從て其製造額も多からず、是れ蠶種の製造を以て專業となす能はざる所以にして、專業ならざるが故に繭の選別精しからず、繭の選別精しからざるを以て本道蠶種の特色を鼓吹して內地に販路を開拓する能はざる所以なり、果して然らは內地の蠶種製造者を移して蠶種の大製造をなさしめん乎、是れ言ふへくして行ふへからざるのみならず、若し假に此の如き組織に改めん乎多大の勞力を要し、本道の如き勞力の高價なる地方にありては失敗を招くに終るのみ。

人爲の障害　蠶卵の內容枯乾して蠶兒の發生せざるは抑も何に基因するや、是れ決して蠶種本來の性質不良なる爲にあらず、又製造法の拙劣なる爲にもあらずして全く蠶種輸送中に起る障害ならずんはあらず、即ち蠶種を汽船汽車に積載し受くる所の影響たるや疑なきなり、果して然らは輸送に關する當局に交渉し特別なる裝置其他の方法を以て蠶種の保護を厚ふせしむることを得るやと云ふに、僅に數百枚數千枚の蠶種にては到底其力乏しきを感ずんはあらざるなり。

以上列擧したる二箇の缺點を除却し天然の長所を顯揚せしめ大に本道蠶種業を發展せしむるの方策唯一あり、即ち北海道を通じたる

蠶種の生產販賣組合

（若くは會社）を組織せしむること是なり、而して其組織は適當の地方に組合本部を設け、蠶種の營業行爲をなすと同時に上級の監督者を置き各支部を巡視せしめ、而して茲に原種製造所を附屬し、組合員は之が製造に係る原種にあらされは飼育するを得ざることゝし、各地方には蠶業者の數と地理的關係によりて支部を置き、此に共同種蠶飼育所、殺蛹乾燥所を附屬し、又下級の監督者を置き以て共同種蠶の飼育より蠶期中に於ける組合員の指導監督をなさしむるなり、而して組合員か育蠶の成績良好ならざるものは蠶種を製造するを禁し、其繭及ひ種繭以外の運出繭は直に殺蛹乾燥所に送くりて乾燥し品質を鑑別し等級を附し、內地より顧客を招集して競爭入札をなし共同販賣を行ふなり、種繭は充分に撰擇を加ひ指導者の檢査を經蠶種に製造するを要す、果して然らは飼育指任者異なるも熟練なる指導者に從ふを以て組合員は遠蠶の憂なく、一定の標準に依るを以て蠶種の品質一定するを得、爲に一郡數百人の製造せる數萬枚の蠶種も一箇人の製造の如く毫も素異あらざるなり、又需要地との距離の遠近、交通機關の便否により甲部には一化性、乙部には二化性、丙地には又昔丁地には小石丸と云ふ如く種類及ひ品種を分たしむることを得へし、而して蠶種輸送の際には交通機關の當局者に協議し特別なる保護を加へしめ或は運賃の輕減をなさしむることも困難なるにはあらざるべし。

此組織に依るときは從來本道蠶種の缺點たる蠶兒の強健なる種は絕ちて巢崩れ繭は影を沒へ、而して强健なる特性は益發揮せられて、所謂鬼に鳥棒にして、隆盛なる我か本道は蠶種生產上の覇權を握り、蠶業は本道の一大物產となるに至へし、是れ特り本道の利益のみにあらずして國家の福祉なり、隆興は當業者か懷ける區々の感情を淨融して吾人の理想とする大同團結を出來得るや否やにあり、若し夫れ之を能くし得んは本道蠶業の前途も亦知るべきのみ。

蠶の血液の黑變

大日本蠶絲會農學博士　澤村　眞
特別會員

青酒幹學より新しき病原菌もあり試驗されたるこゝやあつたが此は未だ整理してなく從て毎の故に其代り此題なる巻頭しました。

蠶の血液は空氣に暴しおけば黑色となる、黑くなることは蠶のみに限らぬ大抵の昆虫にも同樣である、黑くなることを獨逸語では Melanose と云ふ、黑色に變ずる時間は昆虫に由りて異なり早きは數分にて黑くなれど遲きは數時間經ねば變色せぬ、甚しきは二日を經るも黑變せぬ、又同種の昆虫と同一の食物で養ふても血液の黑變に遲速があると云ふ。

血液の黑色となる原因につきては古來數說あり Fuchs は黑變の原因は酸素であると云へど、Fuhlemann は之に反して酸素でなく炭酸であると論じた、此點は二人の說が正反對であつたが次の事實につきては一人同意である。

一、黑變は光に由りて促進される
二、蠶氏四十度の溫にて促進される
三、幼虫蛾の血液は共に三十分間五十度乃至五十五度に熱せられば黑變すること能はず
四、黑變は血液の表面より始まる
五、黑變は水と加入とにより促進する
六、中性鹽の飽和と酸及あるかりの加入とは黑變を妨げる

Furth は酸化酵素の一たるチロシナーゼが色素原質に作用するが爲めに黑變すと論じた、勿論無脊動物に酸化酵素の存することは Giard も之を認し、Furci 及 Perier も軟體類にチロシナーゼを發見した、Furth は蛾より硫酸アンモニウムを以て酵素を分離して之を昆虫の血液に加へ試みたが血液は始は紫色となり終には黑色となり Moleiln（動物體の黑色素なり）を沈澱した、Furth は此色素原質をチロシンに類するものでたく芳香體化合物であらふと云ふた。

其後 Perier は麵の黑色となるは酸化酵素の作用である故に成熟した幼虫を水若くは油中に浸し酸素に觸れしめぬ限黑色とならぬと試驗成績を二回公にした、又同人に據れば此酸素は攝氏七十度に熱するか醋酸、加里、食鹽溶液などを加ふれば其作用を失へど一旦の昇溫では妨がない又成熟せぬ幼虫血液にはチロシナーゼがないと、然し著者が蠶見で試驗した處に據れば血液にホルマリン又は昇汞を加へ放置すれば乾燥するに黑色とならぬ、又過沸倍酸ポタシウムを蠶見に注射すれば其死體は二十四時間置くも黑くならぬ、此等の藥劑によりて變化は妨げらるゝ、見れば血液の黑變は酵素の作用であることは疑を容る可からずであろふと思ふ。

夏秋蠶の擴張

（大日本蠶絲會第十三回大集會に於て）
大日本蠶絲會
技藝委員　八田達也

私は嘗今吉池幹學の御紹介を得ました八田達也でございます、年來御懇意を賜つて居る方々も大分御出のやうでございますが、初めて御目に掛る方も大分多いやうに御見受け致します、自分御懇意を切に希望致します。

此に掲げて置きました夏秋蠶の擴張に就てと云ふ演題に付て簡單に意見を述べて清聽を煩さうと考へます、此夏秋蠶の利害と云ふことに就きましては今更私が喋をするまでもなく學者及實業者の間に多年議論を闘はせつゝあつたのでございます、然るに利の甚く所人之に伴ふと云ふことで、近來は年一年に殷々たる所人之に伴ふと云ふことで、近來は年一年に上つて居るのでございます、しかし産多發達致しまして其産額も又非常な多數を繰り上げて見ますれば即ち日本國の生絲生産中の五分の一以上は夏秋蠶が占めて居る有樣であります、現況が斯の如き次第であるのみならず、將來は益々發達增殖致すと云ふ傾向を呈して居るのでございます、てございますから既に多年來議論を闘はせつゝあつた所の利害と云ふ問題も殆ど今日は解釋されて敢て夏秋蠶を排斥すると云ふやうな議論は大いに鎖つたのでございます、又さうなつて然るべしである、一般の農家は種々な原因からして年一年に困難に陥りまして實に一家の經營にも窮すると云ふ者が農家中の大部分を占めて居ると云ふ有樣であります、又國家の經濟と致しましても年々歲々輸出入の權衡を失つて甚だ心配に堪へぬと云ふやうな有樣でございます、斯の如き時に於て輸出品の重なる所の生絲の增殖を圖ると云ふ上に就て反對のあらう道理は無い、併ながら世間の噂き尚浮説だ夏秋蠶を目して本邦蠶絲業の一敵であると日本經濟の害物であるとか言つて議論をする人も全く跡を絶つたとは言兼ねる有樣であります、因つて此夏秋蠶に對して利害を述べることは既に陳腐に屬す此ではございますが、己むを得ず夏秋蠶の害あると云ふことに付て辯解を試むると同時に益々擴張せねばならぬと云ふことに付て一言せねばならぬ場合でございます、多年非難をする人が、言ふに夏秋蠶の生絲は其纖維が柔絲の纖維に比べて劣る、又は夏秋蠶の繭を一般繰糸に試驗した場合は斯の如き缺點もあるかも知れませぬ、併ながら此秋の上の良否は實に疑なくあり、又知れませぬ、夏秋蠶は勿論蚕知の通り解除が頗る宜い、又光澤が美麗であり優美であると云ふやうな長所は數へ盡せば程である、彼の纖維の點を比べれば無論不均一と云ふ缺點はあるにせよ斯れ等を償つて除りあるものが多々ある、或は又春秋の生絲と混同して販賣する爲に日本生絲の聲價を傷けると云ふことを今尚怪唱へつゝある人があります、斯の如きことがありますれば生絲を取扱ふ人の罪であつて決して養蠶家に負はすべき罪でなく、夏秋蠶の罪でないと云ふと信ぜぬ。

又其の他に甚く夏秋蠶を攻撃する上に於て桑園の荒廢と云ふことは全然夏秋蠶の罪である、夏秋蠶が盛んなるに從って桑園は斯の如く荒廢に及んだと云ふ非難の聲が高いやうでございますが、是は私の甚だ服さぬ所でございます、成るほど夏秋蠶と云ふもの丶爲に再度若くは再三桑の葉を採るに至つては其桑は幾分か痛まぬと云ふことはない、桑園が幾分か荒れると云ふことは免れぬに相違ない、併しながら現在の桑園の荒廢を目して之を全く夏秋蠶の罪であると言ふに至つては酷も亦甚きものと思ひます、試に夏秋蠶を全廢しませうか、夏秋蠶の爲に一葉も採らぬか、決して是で昔日の立派な桑園の面影に復するとは思はれぬ、なぜならば前にも申しました通り農家は段々公納等が增加致すと云ふことも一つの原因、又奢侈に長じて生活の度合が高まることが一つの原因でございます、其他種々の原因もございませうが、兎に角前に述べました通り非常に困弊を來して居る、此困難の結果桑園の培養に至つても到底昔のやうに十分な培養は行はれませぬ、即ち肥料を施すに致しましても其量を減じて其耕し方は不親切になつて居ると云ふ有樣である、其爲に土地の自然的肥培力が衰へたのが此荒廢を來した所の大原因であらうと私は思ひます、さうしますれば夏秋蠶を非難する人が言ふ如く桑園の荒廢は獨り夏秋蠶の罪であると云ふに至つては甚だ服さぬことであつて寧ろ前申す通り困弊の中にも今日現在桑園の有樣を維持致して居る者は却つて夏秋蠶あつて農家の經濟を助けつつあるお蔭である、即ち取も直さず現況を維持して行くことは夏秋蠶の賜物であると言つても過言ではなからうと私は思ひます、若も反對論者が言ふ如く即ち夏秋蠶を嫌ふ人が言ふ如く、既に夏秋蠶を廢したならば今日荒廢どころか桑園に桑の木は一本も無いやうになりはせぬかと心配するのであります、誠に此夏秋蠶擴張と云ふことは時勢相當の經營であつて若も擴張が遅々として今日に於て尚十年以前の夏秋蠶の有樣を見る如きであつたならば農家の困弊のみならず國家の經濟も如何なる慘境に陷るであらうか想像に餘りあることでございます、故に今日此夏秋蠶に付て非常な速力を以て進歩致すと云ふことは最も適當なことゝあつて斯うなくてはならぬことゝ思ひます、殊に夏秋蠶の利益は御承知の通り農家が自由に掃立ての時期を左右し得て又其日子は極めて短日子の間に而かも善良の繭を穫ることが出來るのであれば必ずしも一定の時期に掃立てねばならぬ、例へば八十八夜前後にドウしても掃立てねばならぬと云ふ春蠶に比べますれば所謂勞力の分配と云ふ上に於ても非常に便益である、又一度のみならず何回も自由自在に掃立てらるゝ上から言へば無論春蠶に優つて非常に利益ある蠶と言はねばならぬ、さうすれば此蠶は取も直さず文明的の養蠶であると云ふことを言ふに憚らぬと私は思ひます、幸に當局政府も此夏秋蠶の利益を認められまして近來は大分擴張の獎勵があるやうでございます、夏秋蠶の擴張を獎勵になると言ふことは獨り農家の仕合せのみならず國家經濟の上に極めて幸なことであると私は思ひます。

然るに夏秋蠶を飼育するには其桑園を特設せねばならぬといふ說がある、成るほど從來の荒蕪地を開墾して新に桑園を設くるとか、若くは土地の面積が人口に比べて非常に多い所とか、地價が非常に廉い所に特設すると云ふことは容易に行はれますが、既に關東各府縣の如く昔から盛んに養蠶をしてそれ相應に桑園を仕立て丶居る所に至つて假に特設すると云ふことは到底行はれまい、若し強て地價の高いのに拘らず既に應分の桑園を仕立て丶居るに拘らず特別に夏秋蠶の經營をせねばならぬと云へば養蠶と云ふものは利益が無いことに終りはせぬかと思ひます、併ながら今日の如く二度も三度も同じ畑から採桑してはひどい、然らば現在立派な桑園はあるが其上には到底特設し能はない所に於てはドウしたならば宜しいであらうか、即ち假りに甲乙二筆の桑園があるとすれば初年に甲の桑園は春蠶の稚蠶時代に片端から切取て之に給し、新梢の伸びたものを以て夏秋蠶を養ひ、乙の桑園は春蠶の四五齢時代に切取るものとして此桑は初年の夏秋蠶に用ゐない、次年に至りて之を以て春蠶の稚蠶と及び夏秋蠶用となし、春蠶の四五齢期には即ち甲の桑園の者を用て此年は全く甲は夏秋蠶用となさゞるのである、斯く輪換して飼料に供したならば必ずしも特に桑園を新設するに及ばぬ、又桑園は左迄の害を蒙らずして却て收利は多い結果になろふと信じます、此の方法を一般に普及したならば遂に春蠶に匹敵する生絲を造るに至るは極めて容易であつて、さうして今日よりも桑園の荒廢の度を低め寧ろ今日の如く荒れる心配はなくなることゝ考へます、此に至て始めて農家の經濟も國家の經濟も其基礎が確立するに至ることゝ思ひます、冀くは諸君實地に就て御經驗の上只今述べました方法を以て益夏秋蠶の產額を殖やすことに御配慮あらんことを希望致します。

本年の生絲商況は如何

大日本蠶絲會
技藝委員　橋本重兵衛

本年に於ける我が商業界は日露問題の影響より平年と甚異るものあることは明かなれとも就中生絲は我が物產中重要なる輸出品なるを以て歐米に於ける絹物需要より依つて起る所の價格の高低及び賣行の盛衰が我が經濟界に及ぼす影響は決して些少なるものにあらず然るに一方に於いて戰局の爲め海外に流出する正貨は巨額に昇れるを以て此正貨の流出を挽回し再び我に輸入すべきの方法を講するは現時に於ける緊急問題なり、此方法たるや生絲、絹織物、綿織絲其他の輸出を促進するより外あらざるなり、依て余は本年の生絲商況に關する愚見を述て參考に供せんとす

六月四日里昂領事の報告に據れば

市況相場共に變りなし

佛、伊養蠶依然好況兩國共に收穫潤澤にして夏好の見込伊國主要地の春蠶故障なく上簇期に達せり。

新繭相場未定なれども伊國にては生繭一基二「リラ」乃至二「リラ」半にて取引ありたり。

同日清國杭州領事の報告に據れば

無錫新繭相場漸く五月三十一日生繭百斤四十二弗より四十八弗に騰貴せしも、地方より出荷追々出盛り六月一日最高四十四弗最低四十一弗六月二日四十三弗と四十弗に下落し一週間の取引概算四百萬兩餘額にては三十五弗内外にて相場立ち下落の模樣なり。

此兩報告にて養蠶及び絲價の大略は豫想し得らるへく、尚ほ

前年よりの伊太利製絲用生繭相場を掲ぐれば左の如くなりとす

明治三三年	一九〇〇年	三ヶラ三十一銭
同 三四	一九〇一	三ヶラ四銭一厘
同 三五	一九〇二	三ヶラ三十銭
同 三六	一九〇三	三ヶラ八十銭

右は生繭實價の當時に報告し來りたるものにして、三十四年は平均安直なりしが、三十六年は大不作にて平均三「ヶラ」八十銭とあれども最高は四「ヶラ」七十銭迄ありき、本年は二「ヶラ」/二の高値にて、之れに比ずれば殆んど半額にして近來稀なる低廉なりと云ふへく、之を製絲するときは本年の生絲製造原價は大略左の如し

生繭代十二基（一基は我が二百六十六匁）を以て生絲一基を製するを得而して生繭價格三「ヶラ」/二とすれば繭代は三十「ヶラ」にして、之れに工費七「ヶラ」/二を加ふるときは生絲製造原價三十七「ヶラ」/二となる、而して六十基は我が百斤に當るを以つて百斤の生絲伊貨二千二百五十「ヶラ」（一「ヶラ」我が四十錢）にして伊國生絲百斤は實に平均九百圓にて出來得る割合なり。

又清國無錫生繭相場四十弗とせば、

生繭百斤四十弗（一弗は我九十錢）厘金稅、乾燥費、運賃、其他諸費を二割として之を加へ四十三圓二十錢、上海着乾繭百斤は生繭三百斤を通常とするを以て此價百二十九圓六十錢なり、而して生絲百斤を製するには平均乾繭五百斤を要するを以て繭代六百四十八圓、之に工費百八十圓を加ふれば一百斤の生絲製造原價八百二十八圓となるなり。

尤も右の算出は大略に過ぎされは其詳細に於ては過不足あるべけれども其梗概は之を以て了知するを得べし、而して之れを昨年度に於ける南國の製絲掛りに比すれば左の如くなりとす

	昨年生絲百斤製造原價	昨年より今年の比差
伊太利絲	千二百七十四圓四十錢	三百七十四圓四十錢
清國絲	千二百	三百七十二圓

之に由りて是を見るに本年の生絲價格の例年に比し安直なることを最知し得べし。

翻て本年に於ける本邦の養蠶業を顧みれば昨年に比し桑葉は發芽早く且つ價格も低廉にして原蚕賃金も安直なれば從つて繭價も安直なりしなれん、然しながら養蠶家の大半は自ら桑を持有して桑代として仕拂ふ所のものは甚だ僅少なりとす、勢此の如くなれば製絲家に於ては繭を安直に購入し製造原價を低廉にして外國市場に於て生絲販賣の競爭せざるべからざる年柄なり、大ぎに世界の需要供給を逃べん。

本年の養蠶は最初日、欧、清共に上作との報あり、偖今之を普通作とするも昨年の如き高直は望み難かるべし、佛國に於ては露國に對し多額の投資をなす實況なり（利子を得んが爲めのみの に非ずして商工業上の利益を獲る目的に出てたるものを以）故に露國が迯戰連敗の有様なれば國内の不振は言ふまでもなく、其影響の遠く佛國に及ぼして不景氣を來すは通例様きものとせざるべからず、

從て該國に於ける生絲の需要は例年に比し減少するものならん。

伊太利は昨年度に於ける養蠶大不作の爲め繭價高く製絲業者は一般に大損失を來したり、故に止むを得ず本年三月迄生絲を持越し遂に相場下落し大失敗を招き投資額めたり、故に昨年に於ける紐育の價格は一封度に付五弗二三十仙なりしにも拘らず、現今先約東三弗七八十仙に實現せんとなし居れども、米國は非常なる低價に一驚を喫し買約をなさず益人氣を沮喪せしめたり。

清國の生繭直段は近來稀なる安直なるに依り生絲の前約束をなすに汲々たれども買入は更に進まざるを以て未だ新絲の約束を見ず、平年は四月頃より前約束出來し七月迄に上海器械絲は三分の一乃至二分の一は約定するが通例なりとす。

該國も日露戰爭と各國上作の報とにより多大の影響を蒙り近來稀なる不景氣なることは前事の報告に依つて見るも明かなり。

北米合衆國も去る三十四年迄は米西戰爭後に於ける膨脹の結果として景氣頗る宜しかりしも前年より一般の市場沈静の摸樣を呈したりしが、多少本年の大博覽會を見込み景氣ありしも、義年に於ける大博覽會及び大統領撰擧前年の知き好景氣は認めざりき、從て生絲の實行きも宜しからず、然るに本年の博覽會開設せられ且つ大統領撰擧に該當せるを以て多少は生絲實行きも宜しからざるも圖るべからず。

近來露國に於ける絹織物及び生絲輸入は大に增進し欧羅巴の產出高の殆んど半數以上は消費するの狀況なり、實に最近の生絲輸入高は百五十萬餘基にして（我が二百五十万斤）其上絹織物を合すれば三百五十万斤位に上るならん、然るに現在の戰局は連續連敗にて商工業の萎微に加ふるに金融の大逼迫を極め、爲めに各地一般に商工業者の閉業するもの日々多きを加へつゝありと云ふ、故に其結果として贅澤に屬する絹物の需要の知きは更に減少するは疑もなき事實なり。

我が羽二重は幸にも一月以來現在に至るも稀なる好景氣にして最初は北米合衆國に賣行き、其後欧羅巴に販出せり、然しながら此景氣も本年中繼續せんことは豫想し得ざる所なり。

我が養蠶は各地共に最初は豐作とのみ報道ありしが繭收獲に至りては普通作なるが如し、然れども生絲輸出數量の增加するとは疑を容れざる所なり、内地絹織物は近來稀なる不景氣にして從て内地用に使用し來りなる生絲江州逢縫絲、肥後バラ絲、土佐島田絲、搭手南部絲、出羽織砲絲、其他内地用として横濱に來らざる生絲三萬個あり、本年に於ては其の半即ち一萬五千個位は改良絲となりて横濱に入荷すべきか、然らば昨年中入荷高十四萬五百四十二個なりしが本年は十六萬個以上となるべしと信ず。

右の如く需要と供給とを觀來れば生絲價格は昨年の如き高價は到底望まるべからず、生繭相場も一貫三圓七八十錢なる

が至當の價格とも云ふべきか、本年の我生絲市場は戰局の影響と清、伊の生絲に競爭し一層苦境して低價に賣却するの覺悟なかるべからず、前述し來りたる事項は孰れも不景況を來すべきものなれども一方に又今後氣配回復し來るべきものあるを觀る即ち左の如し。

伊太利、清國六月中旬に於ける通信

伊太利收繭高は昨年より上作にして普通作よりは不充分なること、又生繭相場も前回より高直となり二「リラ」[註]乃至三「リラ」となるに至れり、之を二「リラ」[註]とすれば我が百斤は千四十圓に當れり。

清國は生繭平均五十弗迄で引き上げたりと云ふ、されば上海器械絲は千圓未滿に當る、又該國は六月下旬迄は更に前約束出來せず、漸く七里絲金戲鵝五百二十五兩にて拾俵賣出來せりと云ふ、之を日本貨とすれば六百七十五圓に當れり、又上海機械絲賣却につき外國人に電信を貸したる直段は次の如し。

上海機械絲	十中もの	七百八十兩	日本貨 千 圓
	十一中もの	七百六十五兩	同 九百八十圓

右價格にて漸く新絲の手合を見るに至れり。

尚ほ該國收繭の昨今兩年繭を以て生絲百斤を製するの比較を見れば左の如し

本年	五百二十斤	繭	五百四十斤
昨年	六百斤	州繭	五百四十斤
平年	五百斤	繭	四百八十斤

故に平年に比すれば本年の清國收繭は上作と云ふを得べし。

本邦養蠶も路結し憂作も收穫終り、加ふるに旅順口陷落は最近なるべきを以て內地の景氣も回復し來るべし、且つ政府が內地にて軍時品購入金額は莫大なるものにして其金は時局の爲め動儉貯蓄として更らに消費せざりしが旅順の陷落を見るに至らば靜しく一般に安心の念起り、多少購買力を惹起するに至るべきか。

絹織物は當春以來非常なる不景氣にして近來に見ざりしものなりしが、去る六月中旬より夏物の賣行きを初め西京及び足利邊は回復し來りたり、又東京附近の本綿布は一割も高直にて品物間に合ざる實況なりと云ふ、冬物地の桐生及び米澤は未だ景氣至らざるが如し。

横濱に於ける輸入品棉布織物類は當春以來非常なる不景氣にして更に賣行くべき模樣なかりしが六月中旬より一時に賣行き總て價格騰進せり。

我生絲商は遽に勝して人氣を酒興することなく、且つ其終局も近きにあるべしと雖も、現時の戰局の如きは遽に疑を要せざるなり、即ち旅順口奉天を占領するに至るべきを以て國家の爲めに慶賀すべき事なれども、果して然らば此期を稀有の好機に際し、之を今後の良況を以て賣行き半賣に徹さん。

雜錄

維新以前の生絲取引の概略及ひ慶長時代の生絲貿易絲割符の由來

大日本蠶絲會
通常會員　兒島定七

方今八千萬圓の生絲及び屑品と三千萬圓の絹織物を輸出し、尚將來盛況に趨かんとする我が蠶業界の歷史に就て慶長時代より文化時代迄の事を記せる絲割符由書近頃發底より出てたり、其他開港以前の生絲取引の狀態を知らんとせば必ず京都たらざる可からず、然るに方今變遷の早き京都に於ても開港以前よりの商業者實に僅少なり其僅少中に於て舊記の存するものなし、絲割符由緣書に於ても予先代絲割符仲間たりしに非ず、然れども予が家は文化三年より絹織物屋なりしと予は少年の頃より父に隨ひ、神戸又は横濱に生絲の貿易を爲したるが故に、舊時の見聞及び舊記の存するあり、左に之を略述せん、予は廣く蠶業歷史を摹集し、完全なる歷史の編成あらん事を有志の士に切望するものなり、抑も我國蠶絲業は慶長年間迄川氏政權掌握以來たに發達し、大に國家の供給は未だ其需要に充たす能はず、年々和蘭より歐洲及び支那絲（歐洲絲は黃絲にて蘭方と云ふ時に黃絲もあり）を輸入し、漸く其欠乏を補ひ來りしも、年々輸入を減し終に輸入杳々絶へたるのみならず、安政年間幕末の頃には反て我より彼れに盡かに輸出するものさへあるに到れり、安政の初年開港以前には奧州濱附四十二三兩、奧州仙臺御廚入御用金華山六十兩、益田曾代郡上の最上五十兩から絲（玉絲）二十四五兩前後にて、安政二年頃より天王市（岩代瀨島近在にて例年六月十四日取引相場を以て全國一年の絲價標準と爲す）此頃より年々三五兩宛騰貴を爲し、終に安政五年未五月關港輸出をなせし後は横濱打拂ひの風說等起りて慶々亂高下あり、相場も落附六七十兩前後となり、機敏なる商人は長崎へ曾代（美濃）益田（飛彈）絲を持下り巨利を博せしもの少なからず、多くは江州商人）此頃より日本生絲の輸出初り終に京都和絲問屋より其筋へ陳情書を差出したることあり、今舊記を存したれば左に揭ぐべし。

乍恐口上書（元文の儘）

近頃アメリカエキリスフロシヤフコース右四ヶ國交易被爲昨年年より當春に至迄ゝ長崎表へ渡來仕交易代物として品々相望申に付和絲望申由にして長崎表より當地和絲買進み直段高直に相成當地西陣織屋并絲屋に携候者因割仕

和絲他國賣之差御差留に可相成哉相心得右買商人和絲產國へ入込賣進候に付國方産主强氣に相成且つは各國御當地ゟ益撰絲も不仕彌增逗出候右樣買人方廻ゟ相成候ては都て御當地絲屋の者猶更難送仕候依之自然此末和絲聖之者在之候はゞ如何程多分望み候とも和絲問屋并絲屋町御再興後商法相立賣渡候へは退轉不仕且又和絲產國之義は東國又は北國の事故一旦御當地ゟ益撰候へは國方拂利にも相成又は之と御當地品物問澤に相成候上は如何程外國ゟ賣渡候ても際立不申左候へは直段格別高直にも相成申間敷哉に奉存候然處少之ゟ外國ゟ賣渡候へは國々和絲荷數が相減道理相當候然ゟは唐白絲賣絲若は多分持渡候處追々渡來相減し別して近來欠年打續皆無國樣に相成歎ヶ敷奉存候其上和絲外國ゟ賣渡候へは彌絲品無數に相成候に付右唐白絲賣絲往古之通澤山に持渡り候樣仕度奉存候左候へば和絲直段引上方も薄く格別の差支も無御座哉に奉存候右に付私共存意に依異國ゟ賣渡候和絲買賣の義は當地和絲問屋絲屋町御再興商法相守ゟ他所買商人ゟ賣渡右絲直段并荷數又は差立方私共に相願御改請候へは御規定之通手板相渡荷數并直段嚴重に相認御役所に御屆け申上度奉存候尤都面長崎ゟ差立候荷物は和絲に不限右同樣仕來候且亦和絲買方之者猥に國々ゟ入込勝手儘に買進み尚亦前金等差下し不申候樣被爲仰付可被下候萬一私共手板無之荷物密に差立不申樣被爲仰付可被下候」

持渡唐白絲黃絲之義は御規定之通私共立合取計仕度奉存候而して世は益々紛亂して生絲は年月に壓傾き、終に京都西陣に於て文久三年亥七月段尾町中立賣上る東側大和屋庄兵衛氏の家宅に數名の機業家押寄せ是れを毀ちたる騒きありて是れ必當國家貨幣の物產を海外へ密出しに西陣等家の原料を購買せしむるとの觀念より茲に到りたるものなり、今是を回顧すれば實に怪む可きことに似たれども、當時に在つて是等の所業は當然の事なりとせり、當時子は十二歲にて是れを目擊し者に肥慰せり。

翌年元治元年青月京都兵火前には濱附百七十兩にて兵火後百兩迄下落し九月中頃より凡百二十二三兩迄騰貴し同年十一月には初めて既百兩以上の聲を發するに到れり、爾來慶應及明治初年に至り生絲も年々輸出あり隨つて產額も增加したり、而して金札發行紙幣下落し終に金百兩に付紙幣二百十四兩迄下落せしより其當時は濱附絲五百五拾兩迄に昇進せり、爾後銀紙の差異を減却してより濱附絲は常に三百兩內外を往來したりき。

生絲職工事情（永前）

（據農商務省商工局調査）

第六章　賞罰及監督

生絲工場に於て賞罰の名義を以て賃銀の增減を行ふは前章述ふる所の如し、然れども此種の賞罰は其性質や純然たる賞罰に非らずして寧ろ賃銀の高低を算出すべき準則たるに過きず、茲には之を省かん。

賞與の種類に四あり、曰く精勤、曰く滿期、曰く勤續、曰

く特別賞是なり、是等の賞與は各地方其趣を異にし又同一地方にあつては工場に依つて其名稱及標準を異にせり、要之する工場に限り、多數の工場に於ては強め一定の標準を立つることなく隨時に之を行ふものにして、或は金錢を以てし、或は物品を以てし、其狀や千差萬別なるか故に之を概括敘述し難し、茲に各地方工場に於ける事情を掲げん。

「諏訪地方にては賞罰として工女の勤勉技術等を賞酌し等級を應して物品殊に反物を給する例なり、が、近時工女缺乏の爲めに各工場相競ふて工女の歡心を結ぶに汲々とし其結果として此賞與は始めは木綿縞なりしが終に紬物となるに至り其出費に堪へず、於是乎呻吟春同業組合の決議に依り之を廢止すること、せりと云ふ。

松城館の賞罰規則は左の如し

在勤年數　賃賞百圓に付き　附加賞（賃賞に關はらず）

三ヶ年以上	金壹圓五拾錢	金三圓
四ヶ年以上	金貳圓	金三圓
五ヶ年以上	金貳圓五拾錢	金三圓五拾錢
六ヶ年以上	金三圓	金四圓
七ヶ年以上	金三圓五拾錢	金四圓五拾錢
八ヶ年以上	金四圓	金五圓
九ヶ年以上	金四圓五拾錢	金五圓

一滿五ヶ年以下の勤務者へは附加賞は給與せず。

一滿十ヶ年勤務者へ金十五圓の附加賞を與ふ。

一五ヶ年以內の勤務者にして疾病の爲め三ヶ月以上事故及無屆一ヶ月以上缺勤したる者は其年度迄の勤務賞無效に屬し、五ヶ年以上の勤務者は其缺勤せし年度は勤務年數內に算入せす

宮岡製絲所に於て滿期退所の節は左表に依り其現在の等級及ひ其年數に應して手當金を給與す。

滿期手當金表（一ヶ年に付）

上等檢査	甲	乙	丙	丁	戊
三圓廿五錢	三圓	二圓半五錢	二圓	一圓七十錢	一圓廿五錢

檢査補　一圓七十五錢

工	女	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等
		一圓五十錢	一圓廿五錢	一圓七十五錢	五十錢	仲七錢	百五錢	廿五錢

三重製絲場の賞罰規則に依れば、

皆勤賞　一ヶ年二圓、二ヶ年三圓、三ヶ年五圓、

滿期賞　屋儲期間賞銀總高の一割。

臨時賞　利益の多少に依つて臨時其額を定む。

名古屋製絲所にては出來高及勤惰を斟酌して三ヶ月毎に四圓以下を給するの規定を立てたり。

懲罰に就いては譴責、解雇、違約金等の數種あり、其趣は紡績工場に異ならす、懲罰の方法として往々體罰を加ふることは地方に依り之れなきを保せす。

工女の監督は長野縣を除くの外多くは女子を以て之に充つ即ち工女中最も技術に熟練し且つ久しく勤續したる者を拔擢するを常とす、某地方の工場に於ては關東著名の工場より精熟せる工女を聘し、之を女教師と號し以て工女に對して技術の教習をなさしむると同時に工場監督の事に當らしむる處あり、長野縣に於ては從來一種の習慣行はれ工場の監督者は男子を以て之に充つ、該地方には之を稱して見番と稱ふ、此見番なる者は工場に於て工女監督の全權を掌握するか故に工女は其歡心を結びて其私を濟さんと欲し、見番は之に乘して以て其權力を濫用し延いて工女の風紀を紊亂するの傾あるものゝ如し。

見番は小工場に在つては一名なるを普通とすれとも、大工場に在つては凡そ五六十人に就き一名の割合を以て之を置くなり、去れは是等の大工場にては同一の工場に於て各見番の間に自ら競爭起り、自己の監督の下に立てる工女をして成るへく多額の製出をなさしむることに汲々たり、是か爲め各見番か工女を督勵するに當つて其處置は自ら嚴酷に失することあり、諏訪地方にては仕事を獎勵するか爲めに左の方法を設くる工場あり、即ち工場に一の賞旗を作り毎日又は毎月末に各見番の部下の工女の成蹟を評定し、最も好成蹟を得たる見番に之を附與するなり、該見番は其翌日又は翌月間は賞旗を自己の監督の下に在る工女の執業せる處に立つるなり、若し翌日又は翌月の末に至り他の見番の組にして優等の成蹟を得んか賞旗は其組の手に落つるなり、此方法に由り工場主は直接に見番を奬勵し間接に工女を奬勵せり、又一工場内に數多の賞旗を設け或は附するに等級を以てせるあり、是等の賞旗は工女の各組の間に成蹟に應して授與せらるゝなり、此方法は直接間接に工女を奬勵するの効果ありと雖も、又之に伴ふの弊害なきに非らす、殊に各見番の競爭の爲めに見番と見番との間に工女掠奪の事實起ることあり、例へは甲見番の部下に技術優等なる工女あり、之れか爲めに賞旗は常に甲見番の組に落つることあらんか乙見番にして賞旗を得んと欲するの極此工女を奪つて自己の工場に加へんか爲めに種々の詐術を用ゐること恰も工場間に於ける工女爭奪の如きものあり。

生絲工場　紡績工場と異なり其營業は會社組織にあらすして個人の事業なるもの多く、又工場の建物も特に之を設けすして工場主の住居の一部分を割きて之れに充つるものあり、此故に工場の監督にして工場主自ら之に當り、或は其家族をして之れをなさしむる處少しとせす、要之するに工場主と職工との關係は紡績工場に比すれは大に密接にして幾分か主從的關係を存せるものあり、伊勢の室山工場美濃の金森工場等の如き以て之れを徵するに足るへし、然れとも一般に之を言へは主從的關係は漸次泯滅に歸し、純然たる契約的關係に移るの傾向あるは固より言を俟たす。

第七章　職工の住居

生絲工女に關して通勤者と寄留者との割合は茲に統計を以て之を示すことを得すと雖も、概して言へは大工場に在つては寄宿者多く小工場に在つては通勤者多し、蓋し工場の規模大なるに從ひ多數の工女を使用せさる可らす、工女の供給は附近地方を以て足れりとせす、更らに遠國より募集せざるへからざるに依るなり。

寄宿者の設備に就ては長野岐阜等の地方にては多數の工場に於て特に寄宿舍を設けたるものなく、或は工場建物の一部を割きて之に充てたるなり、或は執業場の二階若しく事務室の二階を以てしたるあり、甚しきは倉庫の一隅を仕切りて寄宿舍となせるもあり、或は物置の二階を以て寄宿舍となし其下には石炭を貯藏せるものあり、其設備は甚た不完全なりと云ふの外なし、各室の廣さは十疊乃至二十疊なるもの多く、往々一室にして五六十疊なるものあり、大概一疊に就き工女一人を容れ工女二人に對し寢具一組（上下各一枚）を給す、室に押入もなく棚もなく往々疊に代ふるに蓙を以てしたる處もあり、又避暑設備もなきもの多し、地方に依りては夏分蚊張を給せす、明り窓等に蚊張地の布片を貼布するに過ぎさるものあり、又某地方の寄宿舍にては各室に引戸ありて錠を卸し、又廊下の出入口にも格子戸あり是に錠を卸す樣になれり又寄宿室にして二階なる場合には梯子の上部に引戸ありて同一の裝置をなせるを見たり、是れ盜賊の防禦及ひ風紀の取締に必要なりと云ふ、夫れ或は然らん、近年工場病院等失火の際寄宿者は出るに路なく多數の人を燒死せしめたる事例ありしより、夜間各室に錠を卸すことを廢止したりと、食堂は板の間に卓子腰掛を排列し其上に食器を載せたる處あり、或は板の間に蓙を敷き長机の如きものを備へ工女は其側に坐して食する處あり、食物は概して粗惡なり、諏訪地方の如きは飯は米飯にして副食物は味噌汁と漬物とを常例とし時々野菜を給す、稀に乾魚を與ふることあり、工女にして附近より來りたるものは自家より時々菜を取寄せて之を食する者ありと云ふ。

工女の外出は頗る不自由にして諏訪地方の如きは概して之を許さす、若し事故ありて之を許すときは附添人を附して監督せしむ、工場に依つては外出時間を夕食後一時間に限り一夕の外出者を五名に限れる處あり、又浴場の設なき工場に於ては一定の時間入浴の爲め工女全數の外出を許す所あり、又外出を許すときは外出券を交附するは一般の事例なりとす。

工女の書信に就いては彼等は概ね文字を解せさるのみならず、執業の餘暇乏しきを以て信書を發すること少なく、稀に己むを得さる事故あるときは事務員等に依賴す、又家元等より信書を受けたるときは他人を煩はすを常とす、諏訪地方の如きは發信受信とも一應帳場に於て之を受付け點檢の上差支なしと認めたるものゝみ之を取次き、其他は時宜に依り本人に說諭を加ひ。或は閉業迄預かり置き甚しきは沒收する工場もありと云ふ。

寄宿舍の設備は關西各縣に於ては概して稍々整頓したるもの多し、此地方にては工場構內に特に寄宿舍として建物を有

し夫の執業場の一部を以てしたるか如きことは少なし、各室の構造設備に至つても稍々寄宿舍の體裁をなせるもの多し、大抵十疊乃至二十疊を一室となし、夫の五六十疊の大なる室に五六十人の工女を雜居せしむるが如きことは殆んど之なし、又寄宿舍の監督は女子を以てし、所謂女教師を以てせる處多しとす、此監督者は夜間暇あれは女工に裁縫家事等の教授をなす處もあり、食物待遇に就いても之れを關東地方に比すれば稍々可なるものあるか如し。

天日蠶に就て

總て事物は極端より極端に移るものと見ゑ、前には人工養蠶てふ酷烈なる溫度にて蠶兒を飼育する法ありとて世に喧傳せられたるが、そは全く一時の幻であつて其痕を滅することゝなるや、正反對の天日蠶なるものは生れ出て、家外に於て天然の溫度にて育養するから蠶室も入らぬ手間も省ける、殊に蠶兒は健全で收穫が多いと云ふ聲を高くした、是に就き京都蠶業講習所か之を實驗せんと考へ、其發明者なる長野縣南佐久郡岸野村木内宗藏なる人に照會したるか、同氏は自費を以て飼育者及蠶種を送くりて育養せしめたそうだ成蹟、其は京都蠶業講習所の蠶事報告に記載されてあるから、其要領を摘探して天日蠶なるもの丶眞相を讀者に告知すへし。

此方法は天候順良なるに於ては相當の收繭を得へしと雖も催青及飼育中の手數を要すること普通飼育法に比し却て繁なるが如く、收繭額は少なきにあらざるも中下繭著しく多く、絲質試驗の成蹟によれは絲縷太きに過き且解舒惡しく製絲試驗の結果亦不良なり、而して又天日蠶法は蛆害を免ると云ふと雖も決して然るべきものにあらず、本所に於て飼育したるものは四割以上の蛆害に罹りたるものあり、飼育者は掃立遲れたるを以て蛆期に入りたるが爲なりと云ふと雖も、假りに桑葉開發の時期即ち四月上旬に於て收繭するものとするも上簇は五月下旬なるべきを以て決して蛆害に罹らざること能はざるべし。

之を要するに此飼育法に據るときは蠶兒は强壯となるべきも絲質は反て粗惡となるを免れざるべく、上簇中室外に於てするときは絲量を減じ且加工困難なるを免れず、故に若し室内に上簇するとすれば其設備に重複を來し却て失費多かるべし、又飼育中夜間の給桑を要せざるを以て甚便利なるが如きも時日長きを要するが故に却て不利なるべし、又給桑量少なきの利ありと雖も發生早きを以て甚しき大差なかるべし、即此の飼育法は現今の儘にては奬勵普及せしむべき方法にあらず、倘幾多の改良を加ふるに至らば或は飼育の目的によりては之を利用し得ることなきにあらざるべし。

清國に製絲業を起すの注意 上

大日本蠶絲會通信委員 在清國 轟木長

今や日露の戰爭は正に酣なるの時であつて人は實業方面に一向耳を藉さない、けれども戰爭は目的ではなく東洋の平和を危害する暴露を膺懲する爲に起したる非常手段で、平和を求むるのは其主眼であるから、何れ遠からざる裡に赫灼たる大捷は光榮ある平和を將來たすであらふ、局面一轉平和の曙光が到つたならば、海陸軍人と吾人實業家と清韓の野に入り換りとなりて其手腕を揮はねばならぬ、軍事に於て作戰計畫の周到は成功の半を意味するとは兵學者の唱ふ所であるが實業上に於ても又同じである、故に今の時は徒に捷利の聲に醉ふの秋ではない、深謀熟慮を持して正に弦を放つの期に到着するを待つべきである。それで如何なる事業に指を染むべきや、如何なる事業は將來最も有望であらふか、吾人は先づ以て蠶絲業に指を屈するのである昔は曹操、劉備を顧み天下に事をなす者余と使君とあるのみと語つたが、蠶絲業に就ては佛蘭西は氣息奄々風前の燈の如く、伊太利も亦競はず一向遲々として進まない、そこで蠶業の覇權を握るものは唯本邦と支那あるのみだと謂へは何たか曹操の口吻の様だが仕方がない、輓近此支那の蠶絲業は本邦人の手に依て改善の緒に就た、此改善の播種は本邦人の手に依りて成されたとすれば、更に之を刈取る役目も本邦人がなすべきではあるまいか、多年清國にありて同國の製絲業に精通されたる轟木長氏今春商用を帶びて歸朝せられたる際、之を旅舍に訪問し徹宵議論を上下し意見を闘はしてあつた、今時速戰速捷の威風は平和の曉を想望せしめ、實業家將來の責任重きを感しつゝ、古き手帳を繙き轟木氏の新しき實驗談を寫出し諸君の一顧に供することゝなしたのであるとは編者の念の入りたるはしかき。

清國の内地に製絲業を經營することは一應考へものだ、彼の明治二十九年に締結された馬關條約の結果として清國の有志家、地方官などは、外國人が内地に工業を起せば其利益をは舉けて外人に吸收せらるゝと云ふ觀念から、樞要の地に製絲場其他の工場を建設した、洪震橋のものも其一である、自分が杭州の蠶學館に居つた時分此洪震橋の二百七十人繰の製絲場は閉場の不幸に陷つた、此時同し不幸の運命に陷つた製絲場は其他にも四箇所程あつたが、此洪震橋のものは機械と云ひ位置と云ひ最も良好であると認めたから之を再興することを或は地方官若くは有志家などに勸誘して種々畫策を試みたけれども、何分其起源は一時的の熱に驅られたものである

から、容易に再興の相談は纏まらない。今、清國人の騙禮、は、機械製絲は非常に危險なる由解釋され印象されたのである。それで自分は方面を換て當時の蠶學館の總辨にして杭州知府たる林啓に蠶學館の事業として再興しようと云ふ相談を持掛けた。此知府は有名な蠶絲業の熱心家で蠶學館の創設には甚も力を盡した人で、殊に日本には同情を表して居つた。所が本人は再興をしたいと云ふ考を持つて居たけれども何分危險と云ふ觀念は先に立つて遂に不成立に終つた。そこで自分は三轉して日本人の手で運轉して蠶學館の附屬とし公衆の參觀に供する事は無賃で借入たいと申込んだ。所が三年間は無賃にしよう三年後は家賃を拂へ修繕費はこちらで持てと云ふ掛引で、自分は三年間は機械を運轉することは出來ぬと云ふ考から五年間無賃にして貰ひたい其後は申込に應じようと交渉をしたけれども遂に不調に終つた。併しながら自分には此地は適当と思ひ買集むるに便利でもあるから日本の蠶絲家は清國に到頭拓く必要は最も適當であると考へて遂に書を日本内地の蠶絲業者に寄せて色々勧誘を為して見たけれども、何分對岸の事業ではあるし殊に此時分の清國は衆有爲の北京の政變などあり兎角人心不穩であつた爲に、此事業の爲に清國で一肌抜くと云ふものはなかつたのである。

其後自分は蠶學館の任期が滿了したから清國に於て蠶絲業を經營しようと云ふ考を起し各種の事業を設計して歸朝した。それは丁度三十三年で京都の有志家中村忠兵衛、村井眞雄氏等と提携し再び清國に渡航し實地の調査に從事する事となつた。そこで清國内地に於ける蠶繭の試買及び洪震橋製絲場の買入事業の手を煩はし交渉したが、此時は上海にはまだ製絲事業は大に面目を改め、殊に繰糸は唯借りて之ふ事は應ぜない許でなく、相當代價で買て與れと云ふ爲忽て頗る强硬であつた。其の相當代價は幾許かと云へは五萬兩であると云ふから五萬弗にまで直押した。所が丁度此の時北清事件は起つて來て再び内地は動搖し遂に領事館も撤去されたから、到底外國人として茲に固定資本を投じて事業を起すなど云ふ事は出來なくなつた。其後北清事件が靜定してから再び持主に交渉した時には大分話は折れて來て、此に製絲業を起して五十萬圓の株金とし半分は清國人之を引受けるから、其代り製絲場其他を五萬兩の價格で買て貰らいたい。それなら一とつの話をして見ようと云ふ事で直に歸朝し、京都、大阪、滋賀地方の有力なる絲商連中に相談をして十中の九分九厘まで組織して、發起人の名も分擔株も略決定して四五日の中に發起會を開くと云ふ時に京阪地方に於ける銀行會社の大恐慌を來し遂に海外事業を起す機會を失した。畢竟洪震橋の製絲場は繰がなかつたのである。されども甚殘念であるから再事の考を持て居つたが、其後上海に商店を開くことゝなりて業務の傍上海にある製絲場の實況を熟察し、初めて前の考清國の内地で製絲場を起すことの誤謬であることを見出した。其理由を列擧して見ようと。

一　監督上に於ける費用の關係　二　金融機關の關係
三　工女の關係　四　原料の關係
五　燃料の關係

講演

産業組合概論

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　月田藤三郎

第二章　産業組合の設立

第一節　設立の順序

蠶絲業界に於て産業組合を利用すべき方面の極めて多端にして、而して之れに依り利するところの又た頗る多大なるは、以上説くところに依り既に略之れを認知するを得べし、即ち順序として茲に組合は如何にして設立せらるべきやに就て少しく述ぶるところあるべし。

産業組合を設立するには少なくも先づ七人の同志者なかるべからざるは産業組合法第七條の明定するところなり、組合を設立せんとする此の七人以上の同志者は法律上之れを設立者と謂ふ。

組合の設立者は先づ定款を協議決定し之れを其の組合の主たる事務所を設置すべき地の地方長官に差出して組合設立の許可を申請すべし（産業組合法第八條參照）斯くして地方長官より組合設立の許可を得たるときは、組合は茲に設立せられたるものにして、設立者は即ち最初の組合員となり、定款は直ちに組合員に對して効力を生すべし、然れども之れのみにては組合は第三者に對しては未だ設立せられたるものと謂ふを得ず（産業組合法第十六條民法第四十五條第二項參照、故に組合は設立の許可を受けたるときは遅滯なく各組合員をして、定款に規定したるところに依り出資の第一回拂込を爲さしめ（産業組合法第十二條參照）其の拂込ありたるときは二週間内に主たる事務所及び其の他の事務所の所在地に於て設立の登記（産業組合法第六條第二項、第十三條、第十四條第一項、第十五條第一項、第二項、第七十九條、第八十一條、登錄稅法第六條第三項參照）を爲すべきなり、斯くして組合既に登記を終りたるときは茲に組合は外部に對しても亦た完全に成立を告げたるものなり。

此の場合に於て組合は地方長官に對し登記を爲したることを屆出づることを要す（産業組合法施行規則第十六條、第十七條參照）

産業組合の設立者たるべき者の資格に關しては、法律は其の資格何等の規定をも之れを設くるところなし、故に如何なる種類の人と雖も産業組合の設立者として敢て差支なきが如し、然れども産業組合法第一條の規定を案ずるに、購買組合の一種

にして專ら生計の必要なる物の共同購買を行ふもの即ち所謂消費組合なるもの、外は、何れの組合と雖も產業者に非ざれば其の組合員たることを得ざるや敢て疑を容れず、而して組合の設立者は即ち組合員たることを得ざる組合員なるが故に、從て組合の設立者は必らず身產業に從事する者ならざるべからざるや謂ふを須ひざるなり、但し所謂消費組合に在りては何人も之れが設立者たるを得べきは勿論なりとす。

組合設立に當りて注意を要すべきもの甚だ多し、定款編成に關することの如き蓋し其の最たるものなりと雖も、便利の爲め斯くは之れを次節に讓り茲には設立者は其の最も適切なりと爲す組合を選んで之れを設立し且つ之れが發達を助成するの決心なかるべからざることを勸告せんとす、凡そ產業組合法に準據して設立することを得べき組合は數十種の多きに上ること既說の如し、到下の中產以下產業者の實況に於ては何れの組合か必要ならざらん、然れども事自ら緩急あり、設立者たる者は須らく地方產業界の實情に鑑み、其の最も急を要するものを選んで先づ之れを設立せざるべからず、而して組合の設立既に成らば設立者は最も完全之を產業界に活用し、產業と共に組合其のもの、發達を期すを以て其の責務と爲さざるべからず、若し夫れ徒らに設立者たるの虛名を貪らんと欲する或は組合役員の肩書を得んがため、敢て組合を設立するが如きあらば、其の弊の迨ぶところ測るべからざるものあるべし、設立者たる者深く自ら戒むべきなり。

第二章

第四節　瀛罐に入るときの注意

(Precautions before entering boiler.)

汽罐を開かんとする時は頗る注意を要するものなり、汽壓の全く消滅せざる內假令は「ブローアウト」より猶蒸氣を吹き出しつゝある時は「マンホール」を開くべからず、湯傷を豪ることあればなり、驗壓器は往々誤謬を示すものにして假令ば無壓力即ち合封度を指す時に於て汽罐は猶數封度の壓力を有することあり、故に安全瓣若くは「スタート、タップ」を開きて蒸氣を逸散せしめ、壓力全く消滅したるを見て後ち總ての接合部を解くべし、而して汽罐內に入らんとするときは左に舉ぐる數項の件を忘るべからず、汽罐若し數個連絡するものゝ一なる時は特に然りとなす。

一　數時間前より「マンホール」、「マドホール」を開き良く空氣を流通せしめ滿たすに新鮮なる空氣を以てすること。

二　「ブヤンタンショ、バルブ」及「ブローアウト、タップ」の密閉せるや否やを檢すべきこと。

三　休罐內に入在することを瀛罐室及び附近に勞働し居る者に訓へ凡ての注意を與へしむること。

以上の注意を怠る時は危害を蒙ることあるべし、假令ば休煙せる罐の「ストップ、バルブ」を開くか又は、「ブローアウト」、「タップ」の密閉しあらざる時に他罐に於て「ブローアウト」を行ふ如きことあらんか蒸氣の休罐內に進入して罐內にあるものを湯傷せしめ、往々死に至らしむることあるべし。

第五節　休罐の保存

(Preservation of boiler at rest.)

一二ヶ月休罐せしめんと欲するときは給水若し腐蝕性のものならざれば瀛罐に水を充滿しめ時々格煙して缺篇內を乾燥すべし、冬期に至り氷結するの憂ある時は行ふべからず、罐水の氷結は往々瀛罐を毀損するものなればなり。

十二ヶ月間以上瀛罐を休煙せしむる場合特に瀛罐を煉瓦にて包圍したるものなる時は煉瓦と瀛罐と接觸する部分を離隔し瀛罐の外面腐蝕を遮ぐべし。

次に瀛罐外部は凡ての酸化物を掻き去り「ペンキ」を塗抹すべく內部は掃除を終りたる後蒸氣を既往せしむる目的を以て生石灰、三百封度を盆狀器物入れ罐底に放置すべし、然る後罐を密閉して空氣の流通を杜絕し約六ヶ月毎に石灰の風化せるや否やを檢して取り換ふべし、可搬式又は運搬用瀛罐の如く屋外使用のものにして冬期間休罐せしむる時は水を全く去り驗壓器を取り外し、再び使用せんとする時復た取り付くべし、驗壓器を嚴寒に曝せば不正確となるものなればなり。

第六節　煉瓦積の焙胴 (Brickwork Flues.)

瀛罐の煉瓦積を以て包圍するものは罐の左右兩側及底部に沿ふて煙道を接觸せしむる爲め焙胴(フルー)と稱する間隙を存する煙道に通ずるものなり。

煉瓦積に罅隙を生じたる時は直に修繕すべし、然らざれば外氣進入して焙胴內の溫度を低減し以て燃料を浪費するものなればなり。

煉瓦積の罐板に接觸する部分は厚さ九吋を超へざるべく瀛罐を支ふる部分は三吋乃至四吋なるべく前面底部の壁は四吋半程なるべし。

之れを要するに煉瓦積の罐板に接する部分厚きに過れば外面腐蝕の危險を增し又必用なる傳熱面を減殺するものなればなり。

此等の煉瓦積は常に乾燥しあるべきに往々汽罐よりの漏洩、雨滴の降下及地盤より昇騰する溫氣の爲め汽罐の外面を腐蝕し遂に破裂の原因となることあり、故に溫氣の存在するを發見する時は直ちに煉瓦積又は被覆料を除去して修繕を加ふべし。

焙胴は定期掃除を行はざるべからず其期間は汽罐の使用時間の長短により一定せずと雖も一般に三ヶ月を超過すべからず、而して針金製の「ブラシ」を用て罐板に附着する煤煙又は塵埃を掻き去るべし然らざれば燃料を浪費するものなり。

第七節　瀛罐上部の被覆 (Top Covering.)

汽罐の頂上より側壁胴の上部は熱の放散を防ぐ爲め不好導體を以て完全に被覆するを要す、往々煉瓦にて被覆するものあれとも良法にあらず、差し煉瓦は熱の放散を防ぐべしと雖も、其下に生じたる漏洩又は破損を發見すると能はざればなり、故に煉瓦を以て被覆したるものなるときは五六年毎に一回必ず煉瓦を崩壊して漏洩破損の有無を檢すべきものとす。

可撓式の汽罐は木又は其他の不好導體若くは薄き鐵板を以て全部を被覆すべし、但五六年毎に其被覆料を去り檢査すべきものとす。

製絲　手家摹繪

蠶到する業なつめてたゆまずは
手引の絲の長く富まゝし

横濱市場

絲況

客月中に於ける横濱市場の光景は其上旬より中旬に至るの間絲況昔々として捗るが如く、新絲は漸次埠頭に着するも氣勢更に艶回の兆を呈せず、價格亦從て低落し徒らに不振を唱つに過ぎざりし、下旬に入りては荷商祭を迎くを得市場は漸次活氣を呈し、信州上一番は八百八九十圓臺に賣復するを得たり、而して本月中に於て最も高價に賣行きたるものは伊豫河野製絲新太の一千〇十圓にして、其最も低價なるは岩代協立一人娘古折返の八百二十圓なりし、今本年一月以來の最高價と前年のそれと對照表示せば左に掲ぐるが如し。

生絲最高價月別前年對照表

	明治三十七年		明治三十六年		價格の差
一月	島根縣平田製絲太	一〇九〇圓	靜岡縣横須賀製絲	一〇二二圓	三五圓
二月	三重縣度會製絲太	一〇五五	埼玉縣埼玉製絲太	一〇二〇	六五
三月	島根縣東豐館太	一〇五九	愛媛縣新尾製絲太	一〇〇〇	四五
四月	宮城縣白石製絲太	一〇〇〇	岐阜縣金華社細	一〇六三	六三

五月	三重縣度會製絲太	九七〇三	遠藤縣川製絲細	一、二一〇	一四〇
六月	愛媛縣四野製絲太	一、〇一〇	長野縣富田錦絲太	一、〇九〇	八〇

而して本年の新絲は本月に於ける入荷高二千二百三十六個にして、之を昨年の二千七百〇六個半に比較せば四百七十個半を減ぜり、又本年に於ける初手合は本月十二日の伊豆藤秀館細九個八百五十圓にして、客年は同十八日武州富國館太三十六個一千〇五十圓を以て嚆矢とし先れば、本年は昨年に比し二百圓の低價なり、又上州坐繰は本月二十八日に於て交水社旭盤二十九個の八百七十圓を以て先登とし、昨年は同月三十日に於ける同社同印の五十四個一千〇五十圓に比し實に百四十圓の低價なりし。

本年の絲況は世界に於ける產繭の增收と、價格の低廉と、內外有らゆる事情は如何に樂天家と雖も外なる好望を爲すを得ずして、製絲家も亦消費者の活動に接するを見るに至りしなれども、若し些の供給過多の嫌あるに於ては爲に賣り捲れて左り逆に回復すべからざる邊境に陷るとなし、最も近に於ける歐洲當業者の失敗は吾人に適切なる訓戒を與ふるものにあらずや。

今左に本年中の生絲集散種別表を掲げて參考となさん。

明治三十七年六月自一日至三十日生絲集散表

	持越	入荷	賣了	地方積置	繰越
器械	四七一	新二一三 古八六六	四〇五五	一二〇〇	二四五
座繰	四〇四	九九八	二八六	三〇〇	二五
折返	四五	六七二	三一	一	四一
絲屑	一八	五二	一二		六
合計	五五七	三一七六	四三八四	一二三一	三一三九

備考

一、表中草位個は九貫匁を指す。

二、持越とは客月より本月に繰越したるものにして本月一日の調査、繰越とは本月より翌月に繰越すべきものにして本月末日の調査に係る。

三、賣了分の繰越と本月分の持越とは其數一致せざるは商談中のものよりしに依る。

四、繰越以外に商談中のものあり之を知るべし。

五、賣了中米國に輸出せるものの比率は千六百三十七俵にして歐洲に輸出せるものは七百九十一俵なりとす。

但し一俵は十六貫目なり。

尙左に生絲集散日別表を示すべし。

明治三十七年六月自一日至三十日生絲集散日別表

日	入荷	賣了	引戻	輸出	地方積置	國名	社名	最高直	備考
一日	九八個					別種	最低直		前月末より引續き不味の足取なりし
七日	七八	一〇三個半							
十日				三二個					

二日	八一	—	一五五	—	—	五二	遠江 近江	阿多古製絲 髙島製絲	□○	八八〇 八四五	更に商談なく底意頗る弱し
三日	七九	—	一七二	—	二四	一八	甲斐 岩代	矢島組金 共同一馬	+□	八九〇 八二五	前日同樣注文皆無にして依然不振の成行なりし
四日	六〇	—	三六五	—	—	—	武藏 信濃	上尾製絲 山十組	□□	八七五 八六〇	引續き不振にして相場はヂリ〱安なりし
五日	四四	—	—	—	—	—					日曜日
六日	七	—	一九七	—	—	六八	出雲 備後	前原製絲 鹽原製絲	○□	八七〇 八五〇	更に捗々しき氣勢なく甚た不振の狀況なりし
七日	五〇	—	二八二	—	—	—	遠江 岩代	阿多古製絲 共同二馬	+□	八八五 八〇五	新規注文遂せず僅に補充口への商談に過ぎざりし
八日	二九	—	三三六半	—	六三	一六五	甲斐 常陸	風間製絲込 水戸製銀絲	○□	九〇二半 八五〇	前日同樣變りなし
九日	二四	—	一〇三半	—	—	六五	武藏 信濃	共進社 東行社	□○	八七〇 八四五	依然不振休業同樣の市面なりし
十日	七二	—	三三	—	六〇九	八七	—			未定	前日に變りなし
十一日	四四	—	七八半	—	二一三	一七	—			未定	近日に比し相場は一二十圓下押の氣味なりし
十二日	八九	—	—	—	—	—					日曜日
十三日	八二	九	一一〇	—	—	七一	—			未定	商狀は依然たるも本日新絲の初商內を見るを得たり
十四日	一一二	—	一三一	—	二五七	四七	伊豆 武藏	藤秀館（新） 玉川社（古）	○○	八五〇 八四二半	依然不味の足取にて僅かに二三口の納まりありしのみ
十五日	六七	—	一六四	—	七一	四九	信濃 美濃	松葉軒 伊田製絲	○□	八六五 八三五	更に新規商談なし
十六日	一〇七	二八	二六	—	—	三四	武藏 下總	廣瀬製絲 絹江製絲	□○	八六五 八四〇	新絲太箭の初手合を見るを得たり
十七日	九三	—	五五	—	九六	一〇〇半	羽前 朴橋	長井製絲 小山田組	○□	八七五 八五五	別に新規商談なく引續き不味の成行なりし
十八日	四六	—	—	—	—	四九	—			—	前日同樣沈靜なりし
十九日	一〇三	—	—	—	—	—					日曜日
二十日	七二	八	一八五	—	—	一三〇	尾張 岩代	衣浦製絲 協立一人娘	+○	八六五 八二〇	市場不相變不味の成行なりし
廿一日	九四	—	八	—	五	二四	—			未定	引續き不振の足取りなりし
廿二日	三三二	八九	二〇半	—	—	五三	駿河	富士共同社（新）	□	八六〇	新絲數口出來したれど直段安く面白からざる成行なりし
廿三日	一〇六	九七	二七	—	—	二三	伊豫 伊豆	河部製絲（新） 城北社（新）	□	一、〇一〇 八五〇	多少買氣出で來り弗々賣行けり
廿四日	一〇六	二二三	一六〇	一九	—	—	相模 美濃	平木製絲（古） 紳昆館（新）	○□	八七〇 八五〇	細筋ものは品により幾分か好直のものあれど大體は左迄變りなし
廿五日	一四七	九五	三一〇	—	一〇一	三七	甲斐 常陸	矢島組（新） 横山製絲（古）	□	八八五 八四五	二三館買氣を抱き居るも適品薄の爲め捗々しき手合行はれざりし
廿六日	一五一	—	—	—	—	—					日曜日
廿七日	一四二	一三六	四一九	—	—	四三	甲斐 武藏	草薙社（新） 利根社（古）	□□	八八〇 八三〇	相場は先づ以て保合にて當用口弗々賣行ありたり
廿八日	二五二	二〇〇	二二二半	—	—	一六	上野 信濃	交水社旭印（新） 有信社（古）	□□	八七〇 八三〇	上州坐繰絲の入荷より稍手合を見氣配小堅く弗々商談ありたり
廿九日	二四六	一二一	五八〇	—	二二九	三二	甲斐 岩代	矢島組金（新） 協立一人娘（古）	+□	九〇〇 八二〇	引續き氣配手堅く當用口へ商談ありたり
三十日	二四一	九九	一三九半	一八	七六〇	二一	信濃 出雲	常田館（新） 武嶺館（古）	□□	八七二半 八五五	兩三館多少買氣を抱き居るも適品拂底の爲め捗々しき手合行はれざりし
合計	三、一七六	一、一七九	四、三八四	三七	二、四二八	一、二三一半					
內譯	新 二、二三六 古 九四〇										

倘左に本年一月以來の生絲集散の狀況を明かならしめん爲月別表を示すべし。

明治三十七年生絲集散月別表

月次	持越	入荷	賣了	積戻	繰越	輸出 數量	輸出 價額
一月	三二、八〇七	六、五〇〇	一七、〇一一	四九六	二四、二七二	九、一二七	八、八一九、五五六
二月	二四、二七二	二、八九九	九、三一九	七七八	一七、一一七	三、五一九	四、八八五、七一六
三月	一七、一一七	三、九三〇	五、二六七	二、九五〇半	一三、一五一	四、〇七五	四、〇八四、〇二六

月							
四月	一三、一五一	五、四一七	八、四六八	一、六一二	八、七五二	四、二六九	四、一一三、九二四
五月	八、七五二半	三、五八九	五、八九四半	一、一三九半	五、五七八半	四、〇九六	三、八一四、五三七
六月	五、五七八半	三、一七六	四、三八四	一、二三一半	三、一三九半	二、四二八	二、四一九、二二九
計	—	二五、五一一	五〇、三四三半	八、二〇七半	—	二七、五一四	二八、一四六、五八八
三十六年度同上	—	二八、五二四	四一、八〇六	七、七四四	—	二五、七八六	二七、〇一五、七六二

紐育市場

紐育駐在內田帝國總領事より本省へ報告したる最近の電報左の如し。

生絲市場は新繭收穫模樣見送りの姿にて取引少し。（六月十八日報）

生絲は前途の高値を見込み多少思惑筋の注文あれども一般機屋は織物製造減少の折柄買控の姿なり。（七月二日報）

里昂市場（五月二十八日報）

當地市場は格別の變化なし、而して目下諸人の思惑は一々歐州に於ける新繭の直段并に新絲の建直は如何なる邊に開始さるゝか、又上海及横濱の兩市場に於ては如何なる相場にて始まるべきか等の諸件に關し集注し居れるものゝ如し、隨て進て取引を爲さんとするものなし。

借て歐州市場に於ける新繭の相場を見るに目下の繭價と略々相近きものゝ如し即ち本邊米蘭の一大養蠶家が取結びたる約束は一キロに付二法七十より二法八十にして、西班牙にては「ミユルシー」產三より三ペセタ及「ヴアラレス」產は三ペセタ四十なり、志里にては新繭は二法六十の相場なり。（昨年は四法なりき）要するに歐州にては本年は先人の豫想せる如く前年に比し繭は安直なり、左れば製絲家の爲にも今年は危險薄しと云ふべし。

今週の歐州絲に關する出來直は左の如し。

セヴェーヌ一等十三—十五	四十三法
ピエモン一等十一—十三	四十三法
伊太里一等十一—十三	四十二法
志里一等九—十一	三十九—四十法
同　二等九—十一	三十七—三十八法

尚同地駐在山田帝國領事よりの最近電報を抄錄すれば左の如し。

佛國新繭取引最中今までの處產地品等に依り二法二五乃至二法八五なり尚は昇騰の傾向あり。（六月十八日報）

佛國新繭取引は終了せり、其最高相場は昨年よりも一法乃至一法二十參低價の割なり、繭低價に因り絲況相場の改善を見たるも永續すべき模樣なきが如し、本邦機械絲一番甲九乃至十一「デニール」四十一二法（七月二日報）

米蘭市場（五月二十八日報）

米蘭市場は新繭の開市を氣構へ買人孰れも見送の姿なり、但し目下外國より同地へ申來る買注文は直段甚低し、然るに新繭は二法七十の相場なるより製絲家は當惑し居るものゝ如し。

乾繭は目下米蘭及馬溜共不味にして買人の氣配は弱く警戒の氣味あり。

尚伊國駐劄大山公使よりの最近電報を掲ぐれば左の如し。（六月二十七日報）

本年收繭は天候順調にして且つ桑の發育非常に好良なりしを以て昨年よりも優秀なる結果を收めたり繭は昨年よりも多量にして殊に混合種多かりし、繭の相場は一基に付き二「リラ」半より三「リラ」にして非常の豐作なりしために昨年より殆ど一「リラ」の低價なり。（六月二十七日報）

上海市場

最近の報によれば爰許多少の買人は歐州向き及び米國等より現はれたると、又昨今內地の需要も多少現はれ來りし等より相場も一二十兩方小締りたり、併し歐米とも景氣の見越し立たざるにや將た相場の先行き安かるべしとの考にや積と約定を爲さんとする向きなく今日迄に締結されしものは殆んど皆無と云ふも不可なき少數なるが、斯かる事柄は實に珍らしき事なりと一般營業者は噂し居れり。

世界蠶絲產額（在里昂帝國領事報）

里昂蠶絲商組合の調査に係る昨三十六年度世界蠶絲製產額（繭は假定に屬す）は千八百六萬千基にして一昨年の千八百七十六萬四千基に比し七十萬三千基の減縮を示せり昨年度に於て歐洲養蠶不作のため生ずたる缺損は近東諸國に於ける增收及亞細亞輸出高の增加に因りて大部分補充せられたるを見るべし同年蠶絲製產額を國別して前年分と相對照すれば左の如し

		三十五年生繭收穫高	三十五年製絲高	三十六年生繭收穫高	三十六年製絲高
西歐	佛蘭西	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	伊太利	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	西班牙	一、〇一〇、〇〇〇	[illegible]	一、一〇〇、〇〇〇	八八、〇〇〇
	墺、匈國	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
近東及中央亞細亞	ブルース及アナトリア	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	西里及シープル	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	サロニック及アンドリノープル	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	勃爾加里、塞爾維、羅馬尼	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	希臘及クレート	—	[illegible]	—	[illegible]
	高加索	—	[illegible]	—	[illegible]
	波斯及[illegible]斯丹輸出	—	[illegible]	—	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
極東	支那上海輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同廣東同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	日本横濱同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	印度カルカッタ同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

とり得たる
桑蠶の繭は
うすくとも
おつきこゝろは
たれにゆづらん
吉雄

外報

佛國「モンペリー」農業學校蠶業部に於ける蠶兒飼育の概略

大日本蠶絲會通信委員　在佛國　峰村喜藏

（本編は農商務省商工局に報告せるを特に本會々報に交付せられたるものなり）

佛國「エロー」縣下「モンペリー」は約二十五「キロメートル」（日本六里十三丁十間）を隔てゝ西方及北方に山を繞らし、東方開廣南方十一「キロメートル」（日本二里二十八丁五十間）を隔てゝ海に接す、四時氣候適良雨雪少なく適宜に乾燥すと云ふ、今本年四月一日より五月十日に至る氣象の概評をなさんに晴天多く日々平均外溫六十度前後を昇降し、四月九日には最高八十二度同二十三日及二十八日には最低五十度に降りしのみにして一日の高低概して大差なく普通一日內最高低の差十四、五度位なり、濕氣は四月一ヶ月平均五十七度五分にして最高濕度は同月十九日平均八十七度、最低度は同月二十七日平均三十五度、而して風向は概して北及西北にして風力は稍々強き方なり即ち左表の如し

月日	天氣	風向	風力	外溫	外濕	內溫 第一室	內溫 第二室	
四、一	晴	西北	二、	六一	五七		五五	
二	同	同	、七	五八	五六		五七	
三	同	西南	、三	五七	五一		五六	
四	同	西北	二、	五八	五六		五七	
五	同	同	一、	六一	四七		五八	
六	同	同	一、三	六四	四一		五六	
七	同	同	二、三	六二	五七		五八	
八	同	同	三、	六二	五一		五九	
九	同	同	一、三	六九	五一		六一	本日最高溫度八十二度に昇りたり
一〇	同	同	、五	六八	五六		六二	
一一	同	同	、八	六二	五六	六九	六四	
一二	曇	西南	、五	五八	七六	七一	六二	
一三	曇、霧雨	東南	一、七	五八	八〇	六九	六〇	
一四	晴、曇	同	一、八	六五	六一	七一	六一	
一五	曇、少雨	同	三、	六二	七一	七一	六五	
一六	雨、晴	同	一、	五七	七六	七一	六八	
一七	晴	同	、五	六四	五一	七二	六八	
一八	同	北	二、五	六五	六六	七〇	六八	
一九	雨、晴	同	、五	六〇	八七	七三	七一	
二〇	晴	西南	一、	六一	七二	七一	六九	
二一	雨、晴	西北	一、	六二	六九	七一	六九	
二二	晴	同	一、五	六〇	五三	六九	六九	
二三	同	〇	〇	五五	五七	六八	六八	
二四	同	北	、八	六二	五四	六九	六九	
二五	同	〇	〇	六四	五〇	七〇	六九	
二六	同	北	、五	六二	四六	七〇	七〇	
二七	同	同	三、八	五八	三五	六九	六九	
二八	同	同	二、五	六三	四〇	六九	六九	
二九	同	同	、五	六七	四五	七〇	七〇	
三〇	同	〇	〇	六七	三七	七三	七一	
計			三八、三	一八〇三	一七〇三			
平均			一、二六	六〇、一	五六、七			
五、一	晴	北	、三	六六	六六	七三	七一	
二	同	同	、三	七一	六三	七二	七二	
三	同	同	一、三	六五	六三	七二	七二	
四	同	同	一、	六八	六四	七三	七一	
五	同	〇	〇	六八	五四	七一	七一	
六	晴曇	北	一、五	六六	六〇	七一	六九	
七	曇	同	一、五	六五	五五	六九	六九	
八	曇雨	〇	〇	五六	七四	六九	六八	雷鳴一回
九	晴	北	一、	六〇	六五	六九	六九	
一〇	同	同	、五	六三	七六	六九	六九	

右は毎日午前六時、正午、下午三時、十時の四回觀測して平均したるものなり。

內溫は「モンペリー」農業學校蠶業部蠶室內の溫度にして毎日午前五時乃至六時午後二時の二回觀測して平均したるものなり

四月一日より同十日に至る第二室の內溫は無火力度を示す。

四月十一日以後は第一、第二室共に火力を用ひし溫度を示す。

「モンペリー」農業學校蠶業部の栽培に係る桑樹「ローマン」種につき本年發芽の狀況及莖、葉、葉柄、實、各量の比較を調査せしに左の如し。

月日	葉數	葉長	葉幅
四、一	二	〇、四五	〇、二五
五	三	〇、九〇	〇、七五
一〇	四	一、三〇	一、〇〇
一五	五	一、八〇	一、四五
二〇	七	二、九〇	二、四〇
二五	七	三、八〇	二、九〇
五、一	八	四、〇〇	三、〇〇
五	九	四、一〇	三、〇〇
一〇	一〇	四、三〇	三、一〇

莖、葉、葉柄、實、各量の比較（百分率）

月日	葉量	葉柄量	莖量	實量（實柄共量）
四、一五	六二、八	五、〇	一一、六	二〇、六
二〇	七〇、八	五、三	一〇、二	一三、七
二五	七一、一	〇、六	一四、五	一三、八
五、一	六四、〇	八、〇	二二、〇	六、〇
五	七一、一	八、〇	一一、七	九、二
一〇	六六、二	五、〇	一八、四	一〇、四
計	四〇六、〇	三一、九	八八、四	七三、七
平均	六七、七	五、三	一四、七	一二、三

催青及掃立は蠶卵を階上なる第二室に貯藏し置き四月十一日に至り第一室に移し同時に火力を用ゐて發生を促がせしに徐々に孵化して同月十五日第一掃立をなし、引續き十六、十七、十八、十九の各日又掃立をなし尤も遲きは同月二十三日を以て結了せり、其方法直徑二寸八分深さ六分蓋及底には空氣を通ずる爲め無數の小孔を穿ちたる圓形紙製の箱中に蠶卵四「デシグラム」（日本一分〇六毛四）づゝを入れ、卵に接して木綿製の龜甲織を被ひ置き、蠶兒發生したるとき其上に桑葉丸葉のまゝ一二葉を與へ蓋を被ひ置き、約發生を終りし時

蓋を開き「ピンセット」を以て桑葉に集中せる蠶兒を箔上に移す、蟻甲織を被ふは卵殼の桑葉等に附着せざるが爲なり、此蠶卵中後れて發生するものあり或は全く發生せざるものありて日本に於けるが如く蟻量によりて基礎を定むるものに比し稍不正確を免れざるものあり、其後れて發生したる蠶數及不發生卵數を調査せしに左の如くありし。

四「デシグラム」の蠶卵につき

番號	後れて發生し掃立の部に入らざる蠶數	不發生蠶卵數	計
一	四三	五	四八
二	四一	三〇	七一
三	三〇	二〇	五〇
四	六六	六	七二
五	二四	五	二九
六	一〇〇	一二	一一二
七	一九	二〇	三九
八	一七	一四	三一
九	一七	一〇	二七
一〇	二四	四〇	六四
計	三八一	一六二	五四三
平均	三八、一	一六、二	五四、三

（未完）

米國養蠶家と機業家の論爭

大日本蠶絲會通信委員　在米國　澤　辰　司

（「ルイス、ドリス、マギア」氏論文の續き）

前の「フランクリン、アーレン」氏は昨年四月三日「リンコルン」氏の誕生日に當り「ニユーヨーク」にデルモアニイコ」に於て演說して曰く、一千九百二年に於ける合衆國絹業會社の資本金は一億一千萬弗にして、生絲の輸入額は一千三百萬封度に達したり、而して一千八百七十年に在りては其輸入額二十五萬磅にして合衆國其當時の工場の需要に充たすに足りしなり、今や我絹織物業は非常の發達を現はし僅に傳統を脫するに至れり、我合衆國は生絲の消費額に於ても織物產出額に於ても世界の第二等國にあらず、實に世界の絹業王にして而して此位置は永遠に持續するものなるを疑はず、我合衆國の絹業が今日の如く靈觀せらるゝに至りたるは僅々十年間以內なり、實に驚くべき進步にあらずやと。

又米國の絹業發達に就て研究せる某傳緯人は曰く、一千八百七十年より一千九百〇二年に至る絹業工場增加の比例は七百パーセントにして、其資本の增加比例は一千七百パーセントなり、又絹織物產出額增加の比例は實に一千パーセントに當れり、而して一千九百三年六月より一ヶ年間に於ける米國に輸入せる生絲の量は、之を一千九百二年に比較せば十七パーセントの增加を示し、又一千八百六十年に在りては國內に於て產せし織物は僅に國內需要の百分の六に過ぎざりしも一千九百二年に至りては百分の八十五を產出するに至りたりと。

茲に於て之を見れば孰れか實銀の低廉なりと云ふを以て亞細亞及歐羅巴の養蠶業と對抗するを得ざるものとなすか、恐らくは機業家を除くの外斯の如き杞憂を抱くものなかるべし、吾人は斷言するを得べし合衆國の養蠶業は絹織業の進步せると均く諸外國と競爭して必ず勝利を得べしと、養蠶業が絹業と同等の位置に進み純良なる生絲を製出するを得ば遠く海外に需むるが爲めに要する運搬費其他の雜費を相除するを得べきなり、吾人合衆國民たるもの此の重要なる養蠶業を等閑に附し去るを得べけんや。

向蕊に一の重要なる問題あり、合衆國に輸入する絹物に對しては五十四パーセントの關稅を附し、生絲及撚絲の輸入に付ては無稅の特許ある一事なり、吾人は之に就て大なる疑問を有せり、撚絲は一の加工品なり、何故に絹織物と均しく關稅を徵收せざるか、吾人が合衆國內に於て養蠶業を發達せしめんと欲すると共に撚絲は素より生絲にも織物と同率の關稅を徵收せんことを切望するものなり、「ワヤクエス、ハーパー」氏は曾て絹業家の集會席上に於て曰く、保護稅は海外の競爭に勝つ唯一の利器なり、保護稅は實に進步的手段なり、米國絹業が今日の發達を致したるは實に保護政策の賜なりと、吾人養蠶家たるもの豈機業家と均く保護を受くる能はざるか、少數なる絹業家にすら國家は此の巨大なる保護を與ふ、況や國內多數を占むる我農民が此の保護を受くるを得ざるの理あらんや。

我の絹業家等の委ふる所のものは生絲及撚絲に關稅を課せば生絲の價格を騰貴せしめ、自家の營業の困難を想へばなり、「ワヤクエス、ハーパー」氏は曰く養蠶業の發達に熱中する輩が猥りに生絲に關稅を課すべきを主張するは我人を惑はすことの大なるものなり、依て養蠶を米國內に發達せしめんと欲せば必ず關稅の保護に依らざるべからず、關稅は生絲の價格を騰貴せしめ機業家をして敢支相償はざるに至らしむるのみならず織物の價を貴からしめ、終局織物使用者を困難せしむるものにして直接間接に一般商工業に劇變苦痛を與ふること實に大なるべしと、余輩は此の言を聞き機業家の利己の餘りに露骨なるに驚かざるを得ず、一千九百二年六月以降一ヶ年間に輸入絹織物の上に課したる關稅の總額は實に一千九百四十一萬九千九百六十一弗に達したり、何人か此の多額の金を支拂たるを知るや、關稅の額は直ちに織物の價格に算ふ所なるを以て、一般の使用者は此の巨額を支拂ひたるにあらずや。

一千九百二年合衆國內に於て產出したる絹物の總額は一億一千萬弗に達したりと、而して此絹物は國內に於て產出したるものなりと雖も恰も輸入稅を加入しつゝあるものと同一なり、而して此絹物に幾何の輸入稅を含有せると同一なりやと曰はゞ、絹物輸入稅は元價に對する五十四パーセントなり、今之を五十パーセントとするも五千五百萬弗の巨額に達せり、此巨額の金員は何人が何の目的に依て拂ふものなるかと云はゞ、全く機業家の囊裡を肥やし其繁榮を助成するものなりと云はざるべからず、即ち關稅に依りて機業家の隆盛を助けつゝあるなり。

保護稅に依りて國民一般は國內五百の絹物工場を繁榮ならしむるが爲め年々一千九百萬弗を拂ひつゝあり、然れども余輩は之が爲め保護稅其ものを非難するものにあらず、余輩の希望は此の保護稅をして絹織物のみに止めず、之を倍して生絲及撚絲にも賦課し以て養蠶家を保護し之を發達せしめて南北合衆國民を富ますを得ば、國家の幸福にして余輩が主張の目的を達するものなり。

「ハーパー」氏は曰く今若し合衆國に於て養蠶を爲し充分の利益を收めんとせば少くも一封度の繭に對して一弗の政府の保護を受けざるべからずと、吾人は其說の如く保護を受くることを希望す、政府は生絲輸入稅より收めたる金額を以て養蠶家を保護し、一定の制限即ち合衆國の產繭額が機業家の需要に應じ得るに至れば之を相當の額に減ずるを以て足れり、此方法は之を實行せば以て我國に一新事業を興し福利を增進するを得べくして實に一擧兩全の政策ならずや、何人か之に反對するものあらんや。

合衆國は年々一千三百萬封度より一千四百萬封度の生絲を輸入しつゝあり、之を價額に算せば六千五百萬弗乃至七千萬弗なりとす、之を國內に產出して輸入を防壓するに至らば國民の富を增すや言を待たず、國家が之が爲めに相當の保護を與ふは當然の事なりとす、而して機業家の使役する職工に對して年々二千五百萬弗の貸銀を拂ひつゝあり、若し養蠶をして國內至る所に普及するに至らば國民の受くる所の勞銀は實に此金額に數倍するならん。

之を要するに絹物の如きは其需要の增減は國民の貧富如何にありて存す、國民にして富裕ならば販路は從て得らるべく彼等は競ふて之を需むべし、然るに現今の機業家は自己目前の利益を恐れ事とし、政府に請ふて關稅上の保護を受け以て絹物の價格を騰貴せしめて國民の迷惑を顧みざるのみならず、吾人が養蠶を奬勵するに對しては百方之に反對せり國民にして、若し貧困に陷り絹物を需むるの資力を有せざるに至らば機業家は何に依て利益を收めんとするか、鉄に相共に國產するに至るべし、余輩二十世紀合衆國民は此職業改良の時機に遭遇せるものなり大に富の增加を圖らざるべからず、大に奮起して其目的を達するに努めよ云々

編者曰く以上養蠶家の所論は殆ど架空想像論に過ぎずして未だ之を許するの價値だもなしと雖も、彼の輸入生絲に關稅を課するの點に於ては、從來多少之を唱道するあるを耳にせり、今後多少とも蠶業の普及すると共に此說に勢力を添ずしもなしとせず、而して此事本邦生絲の販路上に一大關係を及ぼすや言を俟たず加ふて將來吾人の深く注意を拂はざるべからざる所なり。

清國浙江省の蠶絲業

大日本蠶絲會通信委員　在清國　前　島　次　郎

浙江省は支那本部の東部に在り東は東海に臨み西は安徽、江西の二省と相接し、南は福建省と界し北は江蘇省に隣し而

積二萬九千四百八十方里を有し、本邦の東山道一帯と對比し殆んと伯仲の間に在り、氣候溫暖地味肥沃にして物產最も多く、就中生絲、織物、米、茶、棉花及酒等を以て大宗とす、本省は清國蠶業地中最も旺盛の地にして到る處蠶業行はれざるなく渺茫たる平原只た連綿たる桑園あるを見るのみ、幾多の清國視察者は其報告中桑園の多大なるを嘆賞せざるはなし又以て其一班を察知するに足る可きなり。

本省を分ちて十一府七十六縣二州となす、今蠶業の最も盛なる各府縣に付き其概略を說明し以て當業者の參考に資せんと欲す。

一杭州府　本省の最北部に位し杭州府を距ること水路三十八里蠶業最も旺盛の地にして桑田の多きこと蓋し本省中に冠たり、「湖州府志云我湖州之地其里濕不合於茶及棉花故桑田多矣」と夙に生絲の主產地として知られ湖絲（湖州絲綿）又之に次ぐ名あり、而して生絲の產額は府下全部を通じて毎年約一萬五千俵を出し絲質良好にして光澤鮮美類節其少くく、加之織度均一なるを以て各府機業地の經絲として貴重せられ又其の優等なるものは再繰せられ海外に輸出せらるゝもの少からず、唯だ繰工其だ粗にして切斷多く絲絃過大にして固着亦甚しきを以て直に海外機場の者好に投ずる能はざるなり、故に內地再繰者なるものあり低廉なる工賃と簡便なる機械等によりて繰返しを行ふ者通器械生絲の束裝を加へ、洋裝絲と稱し、一定なる商標の下に輸出せらる猶本邦の輸出庫繰絲に於けるが如し、就中金鱗鱗、湖州仁里絲及金獅子等の如きは內地絲の一エキストラと稱し高評ある所以なり。

此地眞綿、生皮苧、繭絲（一種版しをり糸）及毛羽等の產地として頗る有名なり該地は乾繭業毫も行はれず製絲專門の地にして養蠶終れば直に繰絲して生絲となし都て絲行に賣却する慣習なれば以上屑物の產額殆に多き所以にして是が取引地として實に有望の地と謂ふへし。

本府を分ちて七縣と爲す內蠶業最も盛なるに烏程、歸安及長興、德清の四縣なりとす。

二嘉興府　本省の北東部に位し湖州府と相隣し杭州府を距ること水路約四十里其盛大なること尙ほ湖州に及はざるも到る處養蠶行はれざるなく、生絲の產地としては湖州府に强き著名なり、其一部は洋裝絲となり湖州商標の下に輸出せられ又其の一部は海寧絹絲として海寧州狹石鎭より輸出せらる其の他屑物の產額亦多し。

乾繭業は尙未だ盛んならざるも嘉興府內には二三の團屋ありて鮮繭の取引行はる將來有望の地と稱すへし。

本府は土地豐饒にして農業盛に行はれ物產甚多し就中輸出品として有名なるは生絲及染餅（染稈糟）棉花、櫨草等なりとす。

本府を分ちて七縣とす、內最も盛なるは秀水、嘉善、石門平湖及桐鄉の六縣にして石門縣は本省桑苗の產地として平湖縣は本府生絲の主產地として共に有名なり。

以上二府は省府杭州と相連り共に錢塘江以北の養蠶地にして本省蠶業の大部分を占め生絲、屑物、亂絲、眞綿及絹織物等の產出最も多し運河四通八達恰も綿網の如く來往餘地と雖も容易に往來するを得へし、又汽船の一夜にして達する能はざる地に於ては杭州を中心とし是れか取引を爲すに於ては謂に有望の地と云ふへし。

三杭州府　浙江の首府にして絹織物生絲及蠶種の產出を以て有名なり、就中絹織物は清國の原產地にして恰も本邦の京都に於けるが如し。

餘杭縣　古來より蠶絲、蠶種、紬、紗、羽、風、羊、名高し、年の製造高約五千萬枚なり、本省蠶種の鍵種は本縣地によりて供せらるゝ然れとも絹織物に於ては多くは仁和縣の產品に非ざるか、此の地亦生絲を產すれとも繰糸工賃も其產額一手担に及ひ內地絹織物の原料として賣却せらる、杭州府絲行販賣の生絲は餘杭產最も多しとす、出殼、生皮苧、毛羽、篇子及真綿等の產其た少額なり、出殼、生皮苧、毛羽、篇子及真綿等の產物は本省から送る乾繭中の產物に係り上海市場に取引せらるゝもの多し、其の切歩は概ね六分七八厘とり七分三四厘に止る、本年の相場は最も高値にして一斤（百六十八匁目）の最高一弗より七十仙內外に取引せられたり、當地は已に乾繭事業行はれ四辻四ケ所あり毎年三千担內外の乾繭取引せらる、當時上海に於ける乾繭の相場は百五十五兩內外（一兩ハ四十匁目）にして取引せられたり品質佳良なるは普通約乾繭五百五十斤內外を以て百斤の生絲を製造し得へし。

當地に於ける產額は十三里餘の舟行相通し一夜にして達するを得極めて便利の地なり。

海寧州　は從地江の江口にあり杭州府の正東に位し又嘉興府の南に接す、御絲の產出を以て著名なり、就中狹石鎭を以て生絲集散の根地とす故に又絲行少からず一部は再繰によりて輸出せられ一部は各國業地用織物の經絲として好評高し本年最高一百圓（百八十匁目）に達し最低一百五拾圓（百六十匁目）の相場は五十二弗、現今は已に生皮苧、亂絲及其餘產額少なからず殊に眞綿は品質良好にして高評あり。

杭州府を距る約十七里水路相通するを以て交通甚た便なり、本府を分ちて八縣一州と爲す、內養蠶の盛なるは仁和、錢塘、餘杭、臨安、富陽の五縣及海寧の一州なりとす、生絲、屑物及乾繭の取引上有望の地なり。

四紹興府　本府は錢塘江を隔て杭州府の正南に位し蠶業は到る處に行はれ湖州府と相併て旺盛の地なり、乾繭賣買の盛なること本省中に冠たり、上海市場に於て紹興繭と稱し最も好評せらるゝものは實に該府下產繭なりとす、本府を分ちて八縣と爲す、就中產繭地として有名なるは新昌、嵊及諸暨の三縣なり。

新昌縣及嵊縣　杭州府を距る約七十里水路相通するも運河ならさるを以て交通稍や不便五日間を要す、是れ乾繭業の本場として夙に知らるゝ處なり、兩縣を通して烘灶約八十個あり、毎年一萬五千担乃至二萬担の乾繭取引ありと云ふ、該地方より產する繭は概ね圓形或は鳥卵形にして絲質極て良好絲量饒多なるを以て著名なり、乾繭四百斤より四百五六十斤內外を以て百斤の生絲を製し得へし、本年の相場は最も高價にして鮮繭除上等（四百二十斤乾繭を製し得るもの）一斤（百六十八匁目）二弗（百六十八匁目）の相場

は平均六十七仙（日本五十七錢許）内外なり、而して當春上海市場に於ける乾繭の相場は百八九十両内外にて取引せられたり、該地は又新塲蠶種製造にして杭州府下餘杭縣と相俟て盛大なり病毒少なく種類良好故に餘杭種に比し好評なり、其製造高は餘杭に及はさるも約四十萬枚なりと云ふ。

出殼の產額甚た多く品質佳良なり、切步は概ね七分より八分五厘内外にして本年の相場は毎一斤一弗より一弗二十仙内外にて取引せらる。

諸曁縣　緑縣と隣し杭州を距る二十五里舟揖の便あり一夜にして達するを得、從來内地太絲の主產地にして絲質頗る良好なり。

太生皮、苧毛羽及篩引等の產額多し、殊に生皮苧は其質佳良なり本年毎百斤の相場は百弗より百三四十弗内外を以て取引せられたり。

乾繭業は之を新昌嵊の二縣に比し甚た盛ならすと雖も今より以前は三ヶ所の烘灶あるのみなりしが、昨年以來絲價の好況より原料の需要頗に多きを加へ其結果漸次此地に蔓延し既に本年に至りては十ヶ所の烘灶を見るに至れり、現に該地方の資產家にして烘灶の共同設立を申込むものさへあり、此地產出するところの繭は均く圓形及鳥卵形にして其絲質良好絲量饒多敢て新昌產に劣らす、然れとも乾繭業尚未た幼稚にして二縣に及はさること遠し、從て原料の價格は比較的低廉にして本年の相場は既往曾て無き高價なりしにも拘はらす一斤平均五十九仙内外にて取引せられたり、概ね乾繭四百五六十斤内外を以て百斤の生絲を製造し得へし、即ち今後鮮繭買入地としては實に有望の地なりと謂ふへし。

本府下二個の製絲場あり何れも二百〇八釜あり、一は蕭山縣に在り義和絲廠と稱し、一は上虞縣に在り開源永廠と稱し、共に壯大なる絲廠なり。

本府は地味膏沃にして面積廣く從て農事盛んなり、產物としては繭生絲の外酒棉花米茶紬織物等の產出尠からず。

以上四府は本省に在りて蠶絲隆盛の地として甚た有名なり之に次くは寧波府、金華府、嚴州府及衢州府なりとす、内寧波府は稍々盛んなれとも之を前述の四府に比すれば徑庭甚だ大なり、以下溫州及台州の二府に至りては蠶業極て少く交通亦甚た不便にして關係頗る淺きを以て此に略して記せず。

以上略記するところに依り以て本省蠶業の如何に盛大なるかを察知するに足るべし。

一　屑物取引

輓近本邦屑物業の好況に伴ふて奸商譎賈簇然として輩出し不正品を贋造したる結果歐洲絹絲紡績業者をして多大の損害を被らしめ爲に終に破產せる者あるに至れり、當局者の調査するところに據れば神戶港に於ける屑物貿易業者は其取引を逡巡するが如き傾向ありと是れ蓋し以上の原因に基せずんばあらず、然り而して其餘弊たるや獨り海外紡績業者並に屑物商のみならずして我が幼稚なる紡績業者をして非運に沈淪せしめ、又彼の柞蠶絲輸入せらるゝに追んて益々困難を極め一時の救濟法として工數を減し以て應戰しつゝある有樣なりしが、特に昨年よりは原料の騰貴一層甚きを加へ當業者の困難漸く其極に達せんとして茲に初て支那屑物輸入の事に着眼するに至れり。

支那内地屑物の有利有望なることは余が數年前より唱道する所にして當業者に勸誘したるは一再にして止まらさるなり雖然未た非運の極に達せさりし本邦當業者は一人として之を顧るものなく單に參考に資せられたるの有樣なりしが、我が紡績業の不進步は一葦帶水の清國より殆ど無盡とも言ふべき低廉なる原料を買入るゝの勇氣なきは勿論、進んで之れが調査をたにするものなかりしは余の平素遺憾とするところ常に歐米企業家の敏捷なる着眼に驚かさるを得さりき、雖然本邦當業者も又終に支那屑物の輸入を企つるに至りたるは兎に角一段の進步として大に賀せずんばあるべからざるなり。

本年清國屑物取引のため二大絹絲紡績會社員を初め數多の屑物仲買人渡清せられたり、而して半は試驗的買入をなし半は遊歷に過ぎさりき以上の渡清者は概ね上海市場の屑物を買入れんとせるもの是れ大なる誤解と云ふべし。

抑も清國屑物取引の眞相は深く内地に進み入るにあらざれば解する能はざるなり、尤も上海は貿易市場なるが故に如何なる物品も直に着檢するを得極めて敏捷なる取引は容易に行はる可きも其相場の高きことは本邦と比して大なる徑庭はなかるべし、唯だ爲替相場の變動によりて幾何の利益ありと云ふに過ぎざるなり、既往支那屑物の輸入殆ど無きに徵して明かなり、何となれば上海商人の手に入りたる者は既に内地生產者より數回轉輾したる後にして爾本邦商人の爲に多少の口錢を逡はれ爰に初めて取引せらるゝものなれば其相場の貴きこと當然免るへからさることとなりとす、余が當春實地經驗したる結果は既に上海相場と杭州相場との間に於て常に約三割（重に生皮苧及篩殼に付きて云ふ）の差ありたるは十分疑ふへからざる事實にして、當内地に在りては直接生產者より零碎の貨物を買入れ或は地方小仲買人より買入れたるものは極めて確實の見積りするも上海に比し三割五分餘の等差あるは確證を舉て斷言するに憚らざるなり、本年試買者の中には幾分此の眞相を了解せる者あるを以て明年以後はこれが買入れの準備畫策中なりと雖も少しく商機に關する所あるを以て玆に詳細の事實を明言する能はざるなり。

夫れ支那屑物の種類は生皮苧、出殼、屑絲（再繰より生ずるもの實甚だ佳ならず）毛羽、篩引（毛羽及揚繭屑絲等を充分に煮熟し之を引上げて掛にて打ち清水にて漂白したるもの見い粗末なる紬布の緯絲となるべし）眞綿（之れは屑物にあらず）等にして就中有望なるは生皮苧なりとす。

屑物中出殼は潰ふされて眞綿の材料となり又毛羽は蛹肌皮揚繭等と混し能く煮熟せられ之を打ちて清水に漂白し農家媼老等に紡れて粗布の原料となるも獨り生皮苧に至りては更に用途なきものなり、少く小說的に似たれとも今より十年前にありては打切られて「すさ」となり、泥土混用して壁の材料とし又は漆などを塗抹する時の維布代用として用ひられ稍や進步したる用途としては之を引裂きて恰も麻絲を繋ぎ合すかの如く結び延し極めて粗なる手織として着用したるものなりと云ふ、然るに近年海外に輸出せらるゝに至り漸く其の價値を生じたるものなれば未開の内地にありては又言ふ可からさる趣味あるものなり、加之清國の蠶業は尚未だ幼稚の時代を脫せずして一般に殺蛹乾燥行はれず其行はるゝは獨り機械絲廠の原料のみなり、全體の風習は養蠶を終り直に繰絲し之を

絲行に賣却するものなり、されば生皮等の出盛りは極めて短期にして其産額の夥多なるときは取引極めて容易にして價格亦甚だ低廉なり所以なり、即本年の相場は百匁内地小仲買人等の農家に付き直接買入れたる相場にも拘はらず内地小仲買人等の農家に付き直接買入れたる相場百匁に付き十文内外にて取引せられたり、之に反し取下物は十文内外にて取引せられたり、之に反し取下物は五十文乃至六十文の望みあるは四十文及毛羽等なる生皮等の者限りにて前述の如く而して買占めの連絡充分なるに反し所業の經營其他容易にして奏効の望あるは余が斷言して憚らざるところなり。

二　玉繭取引

本邦に於ける玉繭製絲業の盛大なるは群馬、福島及愛知の三縣なるべし、余本年（三十六年）下半期に際し夏季陸朝に際し福島及愛知縣下に至り親しく當業者に接し又當局者の調査により其狀況を詳にし斯業の著しく進歩發達せるを認めたり、而して毎年製造に供する玉繭の石數は三縣下通計凡そ十萬石を下らざる可し、今假りに一升の絲量八匁とすれば玉繭製造高は八萬貫にして九貫目一梱の價平均二百六十圓とすれば其總價額百參拾萬圓となるべし。

近年輸出生絲の好況に伴ひて内地地遺絲の市價大に騰貴したるにも不拘僅ほ能く機業家の命脈を維持し事業を上達せしめたるは玉絲業者にして之れと共に紬絲紡績業者なる者は本邦内地繊物業者の救世主とも可謂也、況んや近來斯業の逆歩發達は益々精絲を產出し其良好なるものは輸出羽二重の原料として用ひられ又海外に輸出せらるゝものあるに於て在れや、其直接間接に於ける經濟上の影響實に鴻大なりと謂つべし、然るに近來需要の增加と共に原料の騰貴を來たし殊に一昨年以來柞蠶絲の輸入せらるゝに至りては又紬絲紡績に於けると同じく非常なる打撃を被ること如し、現に愛知縣同業者の知きは一時休業に已むに至れりと聞く、此際縣下同業者の困難を叙ひ一時休業の工場も再度運轉するの、機會に至らしめたるは全く支那玉繭思潮にして同業者一般の幸ひ一方なら子爾來我々をして甚か輸入を蹂りたるものなりとの云ふ、（愛知縣玉繭の輸入は三月以來輸入せざるは支那玉繭下於て輸入せざるは支那玉繭の相場非常に騰貴し加之爲替相場の關係より輸入の路殆んと中絶の有樣に至り爰に當業者は再び悲境に陷られとせしが、幸に本年夏秋蠶の成績頗る良好にして其相場も比較的低廉なりと以て新事業を繼續して給しと雖も余が觀察せる當時の知きも到る處の工場盛んに運轉しつゝあるを見受けたり、其盛大なること實に驚嘆外なきなり、故に同縣下に於ける玉絲業の消長は縣是の興廢にも關係すべしと言ふべく當局者は勿論當業者は勿論のこと、而して一般の方針は須らく支那玉繭を輸入し是に由て將來斯業の發達を謀らんとするものゝ如し既に方針を確定し同業組合員河谷常次郎氏を渡清せしめ親しく支那玉繭取引の狀態に付き精密なる調査を遂げしめんとの決心にて既に其準備中なりと云へり、然れば也今後支那玉繭の輸入は益々有望なる趨運に向て進行すべきは今より想像するに苦しからざるなり。

夫れ此の知き本邦同業者の支那玉繭に向て深く望を屬する所以のものは獨り相場の關係のみにあらずして第一光澤鮮美の解舒良好なること、第二本邦の夏秋玉に於ける如く從て生產費を減ずること、第三類節少きこと、第四繊細なること、第五彈力强きこと、第六以上の諸項は生絲の品質を高めこと本邦夏秋玉絲に比するも尚ほ三四十間方勝れたる相場にて取引せらるゝを以てなり。

翻て清國に於ける玉繭集散の情形を觀るに其本邦に輸入せらるゝ貨物は生皮等其他屑物等の如く内地養蠶家より直接買集したるにはあらずして、第一製絲家が内地繭行より買入たる乾繭を撰別したるものにして其相場は内地にありて直接買入れたるものとは差し同日の比にあらざるなり、又取引の順序を言へば本邦商人直に取引をなすに非ずして「コンプラード」と稱する周旋人（支那人）の手を經て行はるゝものなり、而して其買入たる商人は自ら撰別を行ひ各種等級を附して荷造し爰に初めて本邦に向て輸出せらるゝものにして其輸出せられたる荷物は更に横濱商人の手に移り本邦各地に販賣せらるゝが故に其間二回乃至三回の手數を重ね結局當業者は高價の原料を購はざる可からざる所以なり、固より内地に在りては養蠶家各自自製繭を行はざるを以て其買入一時なると且海に於けるが知き圓滿なる取引は到底望み難しと雖も若し自己製絲場に要する原料買入の傍ら之を行ひ又現在地廻の養蠶家より購ひ又出盛の當時地方繭行に付き之を購ふんか相應に買收し得る見込あるのみならず、其價格の知きは之を上海市場に比し遙に低廉なるは余が斷言に敢て明かなり。（本邦市場に於ける玉繭の相場は上海市場に比し遙に低廉なるは余が斷言して憚らざるところなり。）

（愛知縣巻末第五日本貿易統計表第六十五）假令其取引條數は多からざるにせよ上海以來買入機關の設備せられ其取引容易なるの點に於て獨り原料の輸入に止まらず更に向進んで玉絲製造業を行ふに至るや明し難し。

元來清國内地繊物の原料たる太絲は極めて相當なるものにして之を本邦製玉絲に比し却て遜色の優あるは常を俟ひて足らざるなり。余本年歸朝に際し愛知縣同業者より照與せられたる一紙の玉絲に關する書面に示す通り清國太絲の相場と殆んど同格に買入れたることを信ずるに能はずして當地太絲の相場と殆んど同格に買入れたることを申込みたるに驚きすべし、是蓋し玉繭製絲業の全く未開なる所以にして我當業者たるもの又大に注意を拂はざるべからざる所なり。

（未完）

米國絹業大會の景況（三）

其れより二三の演說あり後、會長「コンガドン」氏は大會の終了せることを宣告し、尙「ホーマー」大佐の演說あるべき旨を述べ同大佐を來賓に紹介せり、同氏は曾て「コンガドン」氏と共に米國絹業協會を代表して日本へ渡來せられたることある人なり、同大佐は簡單に左の如く述へらる

私も是迄諸所へ顏を出したが、先年日本へ渡來した時の「代表者」其の國は現に二十世紀的頭腦の爲め且つは自己の正當と信ずることの爲めに剛氣にも力説しつゝある國の「代表者」——の前で私に一言述べんとの勇氣に奮ふ以上私は日本の紳士諸所へ顏を出し他の諸國に對し「今ダ東洋ノ大國」の「代表者」其の國は現に二十世紀的頭腦の爲め且つは自己の正當と信ずることの爲めに剛氣にも力説しつゝある國の「代表者」——の前で私に一言述べんとの勇氣に奮ふ以上私は

之を辭退することは出來ぬのである、諸君、私は今世界に在る團體の何れもが未だ曾て受けたことの有るまいと思ふ程の歡迎やら、榮譽やらを日本にて受けたことに就て默して居ることの能はぬのであります、抑私は同行者と共に別段深き考もなく單に漫遊の積りにて先年日本へ參つたのです、然に私共か日本に著して見ると私共は恰も此米國絹業協會の代表者即ち私共は諸君の智識、勢力及資本に依り世界實業の一大勢力と爲つた本會の役員として其の代表者と爲つたは實に思ひ設けぬことて有たのです、私共は横濱に着きますと直に同市の市長より公式の御出迎を辱ふしたのみてなく、同地商業會議所の會頭及委員諸士其他生絲業に關する各商よりも亦御出迎を蒙りましたのてある、日本か我業務を重要視し諸君の代表者として私共に表示せられた厚情は非常なものてあつた、日本の公民か日米兩國の通商を發達せしめんか爲め精勵せられ居るは感服の外なく、又蠶絲業に就ても我國の勸告を容れ其の進歩を謀りつゝあるのてあります、今夕は茲に列席せられたる大日本の代表者に對し私共か日本に於て受けましたる懇誠なる款待を謝し併せて我米國絹業協會をして倍々盛大ならしめんか爲め會員諸君と盡力奮勵せんことを希望するのであることを一言し度く諸君の清聽を煩はした次第である。

此演說は拍手大喝采の裡に終りを告くるや前きの米國絹業協會書記「アーレン」氏は大會に付き委員諸士の勞を謝し且日本會の益々隆盛ならんことを祈る旨を述へ、日本語を以て「萬歲」を唱へり、茲に於てか會長は立ち來會諸士の內にて最早演說せらるゝ御人なくは是れにて諸君に「サヨナラ」を申上くべしとて目出度式を結べり。（完）

佛國に於ける本邦生絲の苦情

（在里昂帝國領事報）

當市場に於る本年の我生絲著荷中蟲害、二本揚り及練減量の増加を示せるもの往々ありて當業者の被る損害尠らざるため集等の大苦情を惹起するに至りたるを訴ふると同時に前掲の三欠點たる我生絲の聲價に重大なる影響を及すべきものなれば速に是が矯正策を講ぜられんことを望むとの趣意を以て我當局官廳へ本件通告方に關し當地蠶絲商組合より當館に出願せり、該組合の申立に據れば蟲害は通例生絲加工の際にあらざれは之を實見すること能はざるの故を以て弊害の最も大なるものとす、二本揚りは繰製的缺點にして纖度の不齊を生じ隨て撚絲及び製絹に大なる弊害を加ふるものなり、我生絲の練減量の如きは最近五ヶ年間平均一割八分內外にありしものなるが近來往々二割甚しきは二割一分強の不當なる練減量を認むることあるが如きは是れ正しく繰製の際絲量濫増の傾向あるを徵すべきものなりと、然るに該組合の訴ふる所は前述の如くなりと雖も實際其缺點を確認せしは座繰製絲なるや將た機械製絲なるや判然せざるのみならず、其產地等の如きも不分明なるに付き本邦に於ける調査參考品として缺點絲の標本若くは其種類及び產地等を探知するに足るべき現品附帶の商標或は記號の提出を請求せしに該組合は答ふるに過去に屬する著荷は既に賣却使用せられたるの今日是が標本を得ることは頗る困難なるが故に製絲場の名前記號等取調の上報告する所あるべしとの旨を以てせしは三月二十五日にして、既に二週の日數を經過したる今日に於けるも尚ほ未だ何等報告する所なきのみならず、幸に缺點の存在及び其程度の輕重を證すべき標本絲の提出に接せざるは以て其後再び當市場に缺點絲の著荷なきを窺知するに足るべしと信ず。

前掲三缺點の內蟲害に關しては既に明治二十三年營業者の苦情を唱へたる所なりしも幸ひ其後は絕て今日の久しきに至るまて是が苦情を耳にせざる所なりき、蟲害は營業者の故意的弊害にあらずして全く貯藏上の缺點より生ずるものとすれば之を豫防すること至難の業にあらざるべし、二本揚りは繰製上の缺點なれば工女繰業の監督を嚴にせば之を矯正するは容易の業なるべし、練減量増加即ち生絲含有外物量増加の如きは果して不正手段に基くものなるや或は一種の繭質に因りものなるや又は氣象的影響に屬すべきものなるや宜しく專門當局者の精密なる調査研究に因りて矯正の實効を奏せられんことを切に希望する所なり。

前陳の如く本件は幸ひ過去に屬するの觀ありと雖も我最重要輸出品たる生絲の貿易上決して忽諸に附するを許さゝる重大なる問題なるを以て他日當地蠶絲商組合をして當館へ缺點絲標本を提出するの機會を得せしむるが如きことなからんことを熱望して措かざる所なり。

一千九百三年伊國收繭額

昨千九百三年に於ける伊太利繭の收獲總量は彼の四月十九日二十日兩日の晩霜の爲に桑葉に傷害を蒙らしめ、從て大に收獲を減少せしめたり、當時の概算には此霜害の爲に繭の收獲は例年の收獲高に比し凡二割五分を減縮さるゝならんとの事なりしが、果して此豫想は適中し同年の實際產出高は三千四百十六萬七千「キロ」に下れり、是れ既往數十年以來彼の千八百九十二年の一歲に於てのみ實見せる處の小數の產額を示すに至れり、即ち今左に十數年來に於ける累年產額を參照せん。

年次	掃立蟻量（オンス）	繭收獲高（キロ）	蟻量一オンス當收繭平均數（キロ）
一八九二年	一、〇二〇、〇〇〇	三四、〇三三、〇〇〇	三三、三六
一八九三年	一、〇二〇、〇〇〇	四七、三九四、〇〇〇	四二、三一
一八九四年	一、〇二五、〇〇〇	四三、六五三、〇〇〇	四二、五八
一八九五年	九六一、〇〇〇	四二、〇七四、〇〇〇	四三、七九
一八九六年	八四〇、〇〇〇	四一、一八二、〇〇〇	四八、九九
一八九七年	八六五、〇〇〇	三六、七二六、〇〇〇	四二、四五
一八九八年	八九五、五〇〇	三九、六一二、〇〇〇	四四、二三
一八九九年	九八一、〇〇〇	四一、五八七、〇〇〇	四二、四五
一九〇〇年	一、〇四八、〇〇〇	四二、七一六、〇〇〇	四〇、七六
一九〇一年	一、〇三八、〇〇〇	四〇、三三〇、〇〇〇	三八、八五
一九〇二年	一、〇九〇、〇〇〇	四一、九三五、〇〇〇	三八、四六
一九〇三年	一、二四一、〇〇〇	三四、一六七、〇〇〇	三五、二二

之に依り察するに昨年の掃立數は例年に比し稍多量なりしを知る、即ち此增數なりしが爲に收獲の減少も多少相補ひ得られたるや明白なり。

尙茲に一言すべきは同國繭の生產力は近年稍衰微し來りた

る。之は愛ゆ、それは昔で千八百九十六年の頃は繭量「キログラム」の割合より平均四十九「キロ」の生繭を取獲し得たるに、其産出力は大に下りて三十五「キロ」となれり、是蠶絲業者の注目すべき一現象にあらずや。

佛國生絲製造の收支

佛國蠶業雜誌に掲げたる佛國六十箇内四十五蠶絲場の製絲場の收支決算を謄出すれば左の如し。

（生絲生産額一日一箇二七匁にて四十五箇に計し一日十二貫三七五一年就業二百七十五日にて三千四百三三箇）

收　入

生絲三千四百〇三箇（基二十九法として）　一三三、〇七一

（内二箇三千五百出すべき基價法安と見積金一、二〇〇法を減す）　一三一、五一七

差引

製絲壁掛金　二一、九四五

六十箇に對し二百七十五日間一箇一日一法三〇〇なるを以て

（内監督手數料一分を即ち三一五を減ず）　二一、六二〇

差引

副産物

（繭外殼、屑繭、同功繭、蛹、蠶糞等）

生繭百基に對し二百五十法を生ずるとして（三千四箇）　八、五〇〇

資本金利子　三六、三

支出

差引純益　一六二、〇〇〇

支　出

第一　資本金利子　一五〇、〇〇〇

資本金に對する利子（二千五百法の三分）　一〇〇、〇〇〇

蠶業振興奬勵の補金による流環金前借償還金利子

（後期繰越）基に對し三千六百法合計一六二、〇〇〇法の五厘）　八一〇

小計　八八五

第二　原料買入費

地方繭三九、一三四基平均買値一法五〇　九七、八三五

買入直納、設備費二基に計し一〇法〇六五　二、五四五

小計　一〇〇、三八〇

（生繭十一基半より生絲一基を得）

第三　年賃

製絲場及其他雇物損料　二、〇〇〇

貯繭場損料　五〇〇

機械（年々の消耗）　四〇〇

燈料（年々百基三十法として二百七十五日間）　四、九五〇

煙突料（一日一法三〇、百六十日間）　二〇〇

各種收金　五〇〇

災害保險二〇〇法　四〇〇

火災保險二〇〇法　一、二一〇

雜費（小屋具、衛生、醫師、口方等、紙、布、絲、郵費、旅費等）　六〇〇

臨時費　一〇、七六〇

小計

第四　役員及雇員

幾場一人一四〇〇法　五、二〇〇

監督官計理記帳、住宅料、燈料、雇女料、給料一二〇〇法

工夫（七十三人）

一檢査工女（二人一日三法二七五日分）　一、一〇〇

一繰糸及口工女（六〇人一日一法五〇二七五日）　二四、七五〇

一監督總法（監督部補取後人（五人一人一日一法五〇二七五日）　一二、六三

一總計機度檢査二人一人一日一法五〇二七五日　八二五

一義光工女（二人一人一日〇法七五二七五日）　四一二

一火夫（一人一日三法三〇〇日）　九〇〇

一人夫（繭の水を作る等一人一日二法五〇二五〇日）　七五〇

小計　三六、〇〇〇

第五　生絲費却費

費却の爲めに要する手數料給料、生絲檢査料、運搬費等

（費却生絲（二三一、五一七）の一割五分）　一、九七五

合計　一五〇、〇〇〇

以下純益金（二二〇〇法の仕拂とす）

第六　雇傭金　一、八〇〇

雇傭金

第七　利益金の分配

一義蠶家に對するもの（賃上一、九一三四基に對し各一基の法二〇の割增金）　七、八二七

二製絲場に對するもの（給料三六、〇〇〇法に對する五分の賞與）　一、八〇〇

三收入及義太金慰立金　五二七

小計　二二、〇〇〇

備考　蠶家日平均價格二五〇新聖金〇、二〇蠶繭聖勵金〇、六〇聖分

計三法三〇を一基に對し受くるものとす（一基は二百六十六匁一

法は四十錢）

廣東養蠶業の實況

（廣東港領事報告）

廣東省に於て養蠶の最も盛なるは順德縣にして香山、南海の兩縣之に次ぐ、初作は舊曆二月下旬より三月に至り爾後十月迄前後六回の收獲あり、其内初作、二作を大造と稱し、其蠶體疎大にして三作四作のものに比し形大く且方重く造る所の繭亦重且大なるを以て蠶業家は主として傾力を之に屬す。

本年の初作は收獲極めて少なく而も其品質劣等にして養蠶家は概ね多大の損害を蒙れり、其主因に付き聞く所によれば當地方に於ては舊曆七月に產卵せしめ翌年正月に至り孵化するものなるが、去臘氣候溫暖なりし爲め期に先ち蠶種續々孵化し始め止むを得ず之れを飼養するに至りしが、偶々正月中旬より二月に掛け下陰雨打續き空氣湿潤なりしかば蠶兒の食慾遲々ず遂に病に罹り三眠に至りて斃死するもの數多く、其收獲高は漸く二千俵にして之を昨年に比すれば十分の六にも及ばずと云ふ、是等の關係より桑葉の需要も亦著しく減少し供給者の售價を安値平年の三四分に止まり、百斤の價値に四五十仙に過ぎず是亦非常の損失を蒙れりと云ふ、初作既に前述の如く不良なるに二作も亦氣候の關係より其收獲高思はしからず漸く五千俵を得るに過ぎず、尤も品質は平作に劣る所あるも初作に比すれば遙に佳良なり、本年の初作の收獲高は前記の如く合計七千俵を得之を昨年の二萬四千俵に較れば額の減收とす、又三作は目下の情況に依り豫想すれば約一萬俵の收獲あるべき見込なりと云ふ。

佛國蠶絲及絹業保護政策と其反對

（在里昂帝國領事報）

外國競爭に對する佛國絹業（養蠶業製絲及製絹業）の保護策として歐州産純絹布に對する現行關稅最低率一基二法方乃至二法四十由を七法五十由に增し、同時に生絲及羽二重に對する輸入免稅の特典を廢せんとの議論は數年來屢々唱道せられたる所にして其成行は當時當館の報告しなる所の如くなるが、現時斯業の益々不振なるに際し該議論は佛國絹業界に於

ける時事問題として再現し左記の如く聊か形勢の輕視すべからざるものあるに似たるを以て、該問題は尙ほ未定に屬し其將來に關しては固より之を卜すること能はざる所なりと雖も豫め我當業者の警戒に供する爲め茲に目下の情況を報告することゝなせり。

佛國現行の蠶絲業(養蠶業及製絲業)獎勵法は外國の競爭に對抗し自國の蠶絲業を保護するに充分なる實効を奏せざるに因り、只其足らざるを補ふため奬勵金の外に同時に關稅的保護を與へんとの趣意を以て左記の輸入稅改正法案は代議院議員「ドヴエズ」氏外五名に依りて過日議會に提出せられたり、該法案は目下關稅調査委員會に附托中なり。

輸入稅改正法案

品名		普通稅率		最低稅率
蠶繭	一基に付	〇、二〇	一基に付	〇、一五
乾繭		〇、六〇		〇、四五
生絲		二、四〇		二、〇〇
絹屑打		〇、五〇		〇、四〇
屑撚製		〇、六五		〇、四五
屑紡絲		一、二五		一、〇〇
絹布		價格百分の五		

佛國農業協會も亦最近の會議に於て生絲課稅の願望を宣言せり、

歐洲產純絹布に對する關稅增率論(一基七法五十山)及羽二重に對する輸入免稅の特典廢止(說佛國にて加工の上再輸出すべき分に對しては假免稅制度を設くることとなし)は保護貿易派に屬する當地製絹業者某に因て佛國共和政黨派商工業團體里昂支部に過日提出せられたる一編の報告に主唱せられたる所なり。

因に曰く該團體は政府の諮問に應じ又任意的に商工業諸般の問題に關し意見を具陳する等の權能を有し、恰かも商業會議所の如きものなるが里昂支部は共和政黨派及び社會黨派業者を以つて組織せらるゝものにして主ら反對黨派の實力者を以て成れる里昂商業會議所と對峙し大に爲す所あらんとの意氣込あるものゝ如し、而して現政府との關係頗る圓滑にして隱然多少の勢力を有する者なりと聞く。

佛國纖維工業の實況調査の爲に代議院議員三十三名を以て組織せられたる調査委員會の巡廻視察員過日當地に於ける絹業の實況調査の際親しく當業者團體及職工團體の總代人等を引見し斯業に關する諸般の調査事項に付意見を徵したるに、殊に保護貿易派に屬する製絹業者組合及機業職工組合の總代の如きは各々其答辯中歐洲產純絹布に對する關稅增率論(一基七法五十山)及羽二重に對する輸入免稅廢止說(前記の假免制度の下に)を大に主張せし所なるが、里昂市長亦本問題に對しては巡廻視察員に向つて熱誠なる贊成論を演せり。

右の外絹屑紡績業者亦巡廻視察員に向つて羽二重純絹布及絹紡績絲に對する課稅論を主張せり。

前文に述へたる生絲課稅論を唱ふる者ありと雖も佛國共和政黨派商工業團體里昂支部に提出せられたる前記報告中にも又巡廻視察員調査の席に於ても生絲免稅の維持說は製絹業者の一般に主張せる所なりと知るべし。

本日發刊の一新聞紙の報する所に依れば代議院の絹業防禦委員會は前記の纖維工業調査委員會長及關稅調查委員會長と協議の末直ちに對純絹布關稅增率に關する法案を議會に提出することに議決せりと、該法案は果して對羽二重輸入免稅廢止の件をも併記せるものなるや否やは未だ其全文を得ざるを以て之を確知するに由なしと雖も蓋し廢止說を唱ふるものならんとは前陳の情勢に照らし推考せらるゝ所なるが如し。

東洋產羽二重の輸入免稅制度廢止論は歐洲產純絹布の輸入稅增率說と共に當地絹業界に於る時事問題として再燃し其情勢の輕視す可からざるを以て、當地絹布輸出貿易者組合は羽二重輸入問題に對し里昂商業會議所の注意を請ふことに決議し、即ち一編の陳情を同會議所會頭に提出し羽重二輸入免稅制度の必要なる所以を陳論せり、其理由の要點は左に掲載するが如し。

一生絲が製絹業の原料たるが如く羽二重は染色捺染整理工業の原料として輸入せられ、而して加工羽二重の大部分は外國へ輸出せらる佛國內地の消費に供せらるゝものは其一小部分に過ぎず。

一佛國輸入の羽二重にして自由通關の便益障害せらるゝことあらんには、羽二重貿易の事業は鄰邦の占有する所となりて遂に里昂市場に其踪を絕つに至る虞あること。

一羽二重輸入免稅制度の廢止は啻に染色捺染及び整理の工業に重大なる損害を與ふるのみならず裁斷刺繡等の加工に影響する所亦大なりとす、其の結果此等の工業に從事する職工等をして生計の途を失ふに至らしむるの危害あると共に是等工業の消長は里昂の絹業及び絹布輸出業の利害に關する最大なること。

一東洋產類似の羽二重を製造し能はざることは里昂製絹業の是認實驗せる所なり、加之に恰も佛國蠶業の東洋蠶業に於けるが如く佛國絹布を以て東洋產羽二重に代用すること能はざる所なれば、羽二重に對し輸入稅を設けらるゝも里昂製絹業は毫も直接の利益を有せざること。

一假免稅制度なるものは其の手續の複雜にして徒らに時間を要する爲商業の進行上種々の弊害あるのみならず、輸入當時の原狀を全然亡失したる羽二重の加工製品は該制度の範圍外にありて其特典を享有し得ざるの缺點あること。

右陳情は里昂商業會議所會頭より商務卿に傳送の手續を爲せり、尙探聞する所によれば前記絹布輸出入貿易商組合の外當地に於ける染色捺染及び整理の工業者亦此程時局問題に關し詳議會を開き委員の選定等運動準備を爲せりと。

本問題の將來に於ける解決に今茲に豫じめ斷言すること能はざる所なるも、輸入免稅制度廢止論は大に優勢を占むるものゝ如く思惟せらるゝを以て我當業者の注意を併せて警戒を惹起せんと欲する所なり。

本問題は本邦羽二重業に採りては重要の關係あるを以て、橫濱商業會議所及羽二重生產地方の當業者は之か反對の行動をなしつゝあり、吾人は課稅問題の不成立に終らんことを祈る。

七月十六日發の電報によれは佛國議會は羽二重課稅の件を議せす暑中閉會を命したり、次の開會は本年十月中なりと云ふ。

會務錄事

本會會報の光榮

本邦は蠶業國にして蠶業の消長は直に國家の隆替に關す、本會は此蠶業の發達を以て本領とし生命とたせるは更に喋々を要せさる所なり、然り而して本邦の蠶業今日あるを發せしは國皆の蠶業に消するものあるには依るへしと雖も、皇室の傳習なる恩眷を辱ふせし賜ならずんばあらざるなり、依て兩陛下東宮閑紀兩殿下並に常宮、周宮兩内親王殿下及び有栖川宮閑宮兩下へ献納するとを營轉官廳を經て出願せるに、特別を以て聽許相成毎月 聖覽を賜はるに至れり、本會の光榮ものかと知るかや、吾人は益奮て斯業の改善發展に盡瘁し此榮を空ふせさらんことを期せんとす、今宮内大臣に提出せる書面及東京府より通達の寫を記載すへし。

本會は本邦重要物產たる蠶絲の改良發達を圖り世界第一の蠶絲國たるの實を擧くるを以て目的とし明治二十五年に創設したるものに有之別紙規則書所載の事業を實行し機關として毎月會報を發刊致し居り今や會員全國に亘り無慮七千三百餘名に達し年々歲々隆盛の氣運に相向ひ候次第に有之候

然るに往時より蠶絲業は 皇室の特別なる恩眷を辱ふし斯業に從事する者の常に感奮措く能はざる所に有之候就ては本年一月分より毎月の本會會報を天覽に供し度と奉存候間御執奏被成下度此段願上候也

明治三十七年五月十四日　　大日本蠶絲會會頭男爵　松平正直

宮内大臣子爵田中光顯殿

本月十四日付出願共會會報本年一月以降毎月發行の都度 皇后兩陛下皇太子同妃兩殿下常宮周宮兩殿下へ献納の義特 聖上 別を以て聽許相成候爾後現品は宮内省内事課へ向け直接差出有之度此段及通達候也

明治三十七年五月二十八日　　東京府

大日本蠶絲會頭男爵松平正直殿

本會品評會の延期

本年に於ける本會の品評會は三重支會の懇請により同縣山田町に開催の豫定なりしか、時局の影響の爲同支會より延期の件申請したるを以て止むを得さるものありと認め聽可したり。

會員動靜

本年六月中本會に入會せられし者左の如し

○特別會員

東京　大石明德

○通常會員

大阪　家村晉彥
兵庫　宮本橘香
長崎　高田猪之松
同　澤村善内
同　山崎長三
群馬　高橋英次
同　贄田象司
愛知　森下新平
同　林長次郎
同　青木歌次
同　河合澄三
同　石田喜市
靜岡　堀田信一
長野　二木　洵
同　神林直次郎
宮城　佐藤政次郎
同　福島　小山政行
同　安積郡蠶絲同業組合
同　久野益藏
同　七海德三郎
福島　荻尾アサ子
同　橋本要作
同　宍戸宇藏
同　秋田金太郎
同　長坂又兵衛
同　矢田文吉
同　高田善太郎
同　波當根武藏
同　千原豐太郎
同　堀江近治
同　田中筆助
同　堀江喜平
同　井武節
同　佐藤崎次

計　三十五名

右の内にて大石長坂の二氏は吉池慶正氏、家村氏は橋本亮氏高田(猪之松)氏以下二氏は貞方嘉吉郎氏。高橋氏は長岡哲三氏。森下氏以下三氏は山内秀三郎氏、石田氏は皇野常次郎氏。佐藤(政次郎)氏は磯部龍次氏。安積郡蠶絲同業組合以下四氏は三浦豐松氏。金本氏は田村象藏氏。波當根氏は谷岡熊次郎氏。千原氏は皇本卯市氏。堀江(喜平)氏は宮田益三郎氏、井氏は毛利正雄氏。佐藤(崎次)氏は二宮鄙松氏誤れも紹介せられ。宮本、贄田、河合、堀田、二木、小山、宍戸、矢田、高田(善太郎)、堀江、田中の十一氏は各自に申込されたり。

本會々員現在數(明治三十七年六月末日調)

會員數

内譯

七千三百三十一名

名譽會員　二十七名
特別會員　二百九十六名
通常會員　七千〇〇八名

本號の口繪

本號冒頭に納めたる口繪秋田式春蔵桑園の一部は秋田縣雄勝郡西馬音内町大江松七氏の園同夏蔵桑園は同縣同郡新成村尾久卯之助氏の桑園にして農學士小西文之進氏より寄贈せられたるものなり。

蠶桑雜觀

富美宮泰宮兩内親王殿下の東京蠶業講習所行啓

富美宮泰宮兩内親王殿下には御見學の思召を以て去六月二十六日東京蠶業講習所に行啓あらせられたり、今其御模樣を

	車數	噸數
明治四十年	八七〇	五四一七
同四十五年	三一二	六一二五
大正元年	九五五	六一五九七
同二年	九九三	六一八〇〇
同三年	九七四	九一四

右表示する所に依れば去三十四年以來漸次增進の趨勢を示せるも本年は昨年に比し却つて幾分の減少を呈せるを見る、右に付運輸當業者の語る所に依れば本年位の輸送高なれば將來別段專用車輸送を爲さずとも十分輸送上の統合を爲すことを得べしとなり。

生絲檢査所法施行細則ノ改正

第一條　生絲檢査所ハ左ノ各號ニ付生絲ノ檢査ヲ施行ス

一　紡量
二　正量
三　纖維
四　品位
　(イ)　丙級
　(ロ)　纖度
　(ハ)　細部
　(ニ)　張力及伸度

生絲檢査所ハ前項ノ外生絲檢査上必要ナル研究調査及生絲整理工養成ヲナス

第二條　生絲檢査所法第二條ノ檢査ヲ請求セントスル者ハ申請書ニ生絲ヲ附シ生絲檢査所ニ提出スベシ但シ第一條第一項第一號又ハ第二號ノ檢査ヲ請求スル場合ニ在リテハ前項申請書ノ場合ニ於テハ生絲ノ數ハ二付生絲檢査所ノ指揮ヲ受クベシ

第三條　試驗又ハ研究ノ爲製造シタル生絲ノ檢査ヲ請求セントスル者ハ製造ノ目的及方法ヲ詳記シタル請求書ニ生絲ヲ添付シ生絲檢査所ニ提出スベシ

前項ノ檢査請求ニ付テハ前條第四條第五條及第十一條第一項第二項ヲ適用ス

第四條　檢査請求ノ爲メ提出スベキ生絲ノ數量ハ一件ニ付第一條第一項第一號又ハ第二號ノ檢査ニ在リテハ一個以上、第一條第一項第三號ノ檢査ニ在リテハ五本以上トス

第五條　生絲檢査所在地ハ住所又ハ居所ヲモテ生絲檢査請求者ハ生絲檢査所所在地ニ代理人ヲ定メ檢査請求ト共ニ其ノ氏名住所ヲ届出ベシ

前項ノ代理人ハ檢査請求ニ關シ之ヲ檢査請求者ト看做ス

第六條　檢査請求書受理ノ時間ハ午前八時ヨリ午後三時迄トシ土曜日ニ在リテハ午前八時ヨリ午後十二時迄トス但シ必要アリト認ムル場合ニ於テハ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

第七條　檢査請求ノ爲提出シタル生絲ニシテ檢査ヲ終フルノ期値ナシト認ムルトキハ生絲檢査所ノ請求ヲ却下スルコトアルベシ

第八條　檢査所ニ於テ第二條ノ生絲ヲ受理シタルトキハ請求者ニ對シ乙號雛形ノ預書ヲ交付ス

預書ヲ檢査請求者ニ於テ前項生絲ノ引渡ヲ受ケムルトキハ之ヲ生絲檢査所ニ納スベシ

第九條　生絲ノ檢査ハ請求書受理ノ順序ニ依リ之ヲ施行ス但シ第二條但書ノ場合ニ在リテハ生絲受預ノ順序ニ依リ之ヲ行フ

第十條　生絲檢査所ニ於テ生絲ノ包裝ヲ解ク又ハ之ヲ包裝スルコトヲ檢査請求者ハ之ニ立會フコトヲ得

第十一條　生絲ノ檢査所ニ於テ終リタルトキハ檢査ノ種類ニ從ヒ丙號雛形ノ檢査請求者ニ交付ス

第十二條　生絲檢査所ニ於テ檢査ノ終リタル生絲ニ付テハ檢査請求者ニ通知スベシ

第十三條　檢査ノ終リタルトキハ檢査請求者ニ交付スルコトアルベシ

第十四條　第一項第一號又ハ第二號ノ檢査ニ在リテハ檢査請求者ニ對シ乙號雛形ノ預書ヲ交付ス

第十五條　檢査請求書ニ付テハ前條第四條第五條及第十一條第一項第二項ヲ適用ス

第十六條　檢査ノ爲メ生絲ヲ受領シタル者ハ檢査ノ終リタル生絲ヲ直チニ引取ラザルベカラズ

第十七條　檢査ノ爲メ生絲ヲ受領シタル者ハ檢査ノ終リタル生絲ヲ直チニ引取ラザルトキハ檢査所ニ於テ之ヲ廢棄スベシ

第十八條　檢査ノ爲メ生絲ヲ受領シタル者ハ檢査ノ終リタル生絲ヲ直チニ引取ラザルトキハ其ノ生絲ニ對シ檢査ヲ施行シタル日ヨリ起算シ左ノ期間ニ於テ之ヲ廢棄スベシ

一　本庄　六五五
一　秋葉原　一六二
一　熊谷　二四〇
一　深谷　一一八
一　大宮　八一
一　高崎　三八
一　土浦　三一
一　新町　三二
一　佐賀　二九
一　國東　二〇

驛名	噸數
我孫子	二三
横川	二二
上尾	二五
伊勢崎	一三三
久喜	一五
桶川	一四
熊谷	二一
上野	〇
神保原	〇
合計	九七四　六、八〇〇

右に據れば本年度に於て新に專用車の輸送を開始したる土浦、佐賀、久喜、栗橋の四驛は相應の出荷あるを見たり、右四驛附近の當業者は頗る便利を得たるなるべし、之に反して上野神保原南驛の如きは全く專用車輸送をして無用に歸せしめたるの事實あるを見るべし、尚ほ房總地方の收繭額增加したる爲め秋葉原驛よりの出荷非常に增加を示せるも、斯く豫定の計畫の如く十分の輸送を見ざりしは近年乾繭法の進歩せる爲め專用貨車に依らず輸送時間以後に於て何時にても出荷するものの漸次多きを加ふるの傾勢もあり、且つは中央線延長の如きも幾分輸送上に影響を蒙りたるべく又繭價の低位に在りしにも依ること勿論なるべし、更に今參考の爲最近四年間日間通計千六百九十九臺の車輛を出し其噸數一萬二千噸に達すべき見込なりしも、本年は僅に十三日間を以て終り車輛九百七十四臺輸送噸數六千八百噸に過きず了して豫定の半數に達せるのみ其内譯左の如し。

驛名	車數	噸數
本庄	一一五五	一六一
秋葉原	一六二	一五四
熊谷	二四〇	一四二
深谷	一一八	一三三
大宮	八一	一〇五
高崎	三八	九五
土浦	三一	二一
新町	三二	〇
佐賀	二九	〇
國東	二〇	〇
栗橋	二四	一四
上野	二一	二一
神保原	二三	〇
合計	九七四	六、八〇〇

右に據れば本年度に於て新に專用車の輸送を開始したる土浦、佐賀、久喜、栗橋の四驛は相應の出荷あるを見たり、右四驛附近の當業者は頗る便利を得たるなるべし、之に反して上野神保原南驛の如きは全く專用車輸送をして無用に歸せしめたるの事實あるを見るべし、尚ほ房總地方の收繭額增加したる爲め秋葉原驛よりの出荷非常に增加を示せるも、斯く豫定の計畫の如く十分の輸送を見ざりしは近年乾繭法の進歩せる爲め專用貨車に依らず輸送時間以後に於て何時にても出荷するものの漸次多きを加ふるの傾勢もあり、且つは中央線延長の如きも幾分輸送上に影響を蒙りたるべく又繭價の低位に在りしにも依ること勿論なるべし、更に今參考の爲最近四年間の輸送高を比較せば左の如し。

於テ必要ト認ムルトキハ生絲ノ檢査請求者ニ返還スヘシ此ノ場合ニ於テ返還ヲ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス

第十四條 第一條第一項第四號ノ檢査ヲ行フ場合ニ於テ採取シタル生絲ヲ檢査請求者ニ還付セス

第十五條 生絲檢査所ハ檢査ノ爲提出シタル生絲ニ付不可抗力ニ因リ生シタル損失ノ責ニ任セス

東西蠶業講習所蠶況（第三）

東京蠶業講習所

第四齡は去月十八日に始り同二十八日に終る、此間に於ける天候は概ね曇天又は雨天にして晴日を見ること稀なりしを以て氣溫は常に甚だ低く（平均六〇度二）濕氣は常に甚だ多きに失せり、（八一度六）是を以て蠶兒の經過も亦稍〻長く之を平年に比すれば略〻二十時間の延長なり、然れども發育の狀況は從〻佳良にして體軀特に肥太し眠起は齊一なりし、但し種類試驗用蠶兒の經過の早かりしは蠶小屋蠶室にして濕潤を防くかため火力を用ふること多かりしに因る、即ち左の如し

種類	餉食 月日	催眠 月日	停食 月日	蛻皮 月日	經過日數	平均溫度	平均濕度	給桑回數	給桑量（瓩一匁）
角又	五月一八 午前九	五月二二 正午	五月二二 午後二	五月二四 午後二	六日一四	七二・一	七二・八	三八	六〇・六八
青熟	五月一八 午後二	五月二四 午前五	五月二四 午後三	五月二七 午前五	七日六時	六八・七	六八・六	三九	六二・〇三
小石丸	五月一八 午後二	五月二四 午前五	五月二四 午後七	五月二七 午前五	七日六時	六八・七	六八・六	四〇	六二・五〇

（第五齡）中に於ける天候は前半期と後半期とは全く其狀況を異にせり、即ち餉食の初より盛食に至る前後は前齡の後半期より引續きたる不良の天候回復せすして曇雨相次き殆ど晴天を見ざりしも後半期即ち六月に入りて後は概ね晴天にして溫度（六一度二）は著しく昇騰せり、是を以て前半期に於ては蠶室內殆ど炭火を絶たざりしにも拘らす概ね低溫多濕（八五度）を免れすして蠶兒の發育頗る緩慢なりしも後半期は之に反し大に其發育を催進せり、特に老熟時期に際して甚だ高溫なりしを以て上簇頗る急速なりし、種類試驗用蠶兒の講習生實習用蠶兒に比し其經過日數略〻一日間を延長し、又角又種の他二種に比し却て稍〻長きを要せる所以は即ち之かためなり、尙ほ其詳細は左の如し。

種別	餉食 月日	蠶熟 月日	終熟 月日	經過日數	平均溫度	平均濕度	給桑回數	給桑量（瓩一匁）
角又	五月二四 午後十一	六月一 午後二	六月二 午後六	八日一九	六九・五	八〇・三	四八	二〇・九一五
青熟	五月二七 午前五	六月三 午後二	六月四 午後六	八日一三	六六・一	七六・八	四四	一九・七〇〇
小石丸	五月二七 午前五	六月三 午後二	六月四 午後二	八日九	六七・九	七六・七	四六	一八・七〇〇

今掃立以來上簇に至る經過の概要を通觀するときは左の如し。

氣候は第二齡全期及第五齡後期に於て好晴溫暖なりしも、他の各齡期に於ては曇天若くは雨天其過半を占め且つ天氣の變化稍〻多く概して良好と稱し難し、然れども溫濕度の昇降急激ならざりしと降雨の連續せること少かりしとに由り桑葉の採收並に飼育上に困難を感じたることなかりし、是を以て蠶兒は三四齡及五齡の初期に於て發育稍〻遲緩の狀ありしも全體の經過は平年と大差なく、各部室を通し頗る良好の狀況を以て上簇を了せり。

桑葉は春來の氣候甚だ寒冷なりしも四月以後急に氣溫の回復せるため平年に比し其發芽敢て甚だ遲からず、爾後の伸長

亦頗る佳良なるを得たり、然れども前記の如く三四齡期に至り天氣の不良に陷りしため晩桑の收葉は比較的多からざりし、尙ほ全經過の概要を表示すれば左の如し。

種別	掃立 月日	上簇 月日	經過日數	平均溫度	平均濕度	給桑回數	給桑量（瓩一匁）
角又	四月三十 正午	六月二 午後六	三十三日六時	六三・四	六六・三	一二二	九九・八七〇
青熟	五月一 正午	六月四 午後六	三十四日六時	六〇・九	六七・四	一二七	四六・八九〇
小石丸	五月一 正午	六月四 午後二	三十四日二時	六〇・八	六七・四	一三五	四六・五四〇

蠶兒上簇の後は概して晴天にして溫度高かりしも、濕度は常に稍高かりしを以て室內は炭火を絶たず其乾燥を計れり、而して室內の溫度は平均七一度七濕度は平均八〇度三にして簇中の日數角又六日青熟六日小石丸六日四時を要せり、今其過及び收繭を揭ぐれば左の如し。

種別	上簇 月日	收繭 月日	總收繭量 容量（升）	總收繭量 重量（瓩）	蟻量一匁に對する收繭量 容量（合）	蟻量一匁に對する收繭量 重量（匁）
角又	六月二 午後六	六月八 午後六	二・三六〇	三・四〇四	二・六六〇	三・四〇四
青熟	六月四 午後六	六月十 午後六	二・七二〇	三・八六二	二・七二〇	三・七〇四
小石丸	六月四 午後二	六月十 午後六	二・六八〇	三・九〇七	二・六八〇	三・九〇七

京都蠶業講習所

本所蠶兒第四齡中の氣象は左表の如く曇雨敢て少しと稱し難く、外氣は時に多濕を感せり、而して氣溫は前齡來日を逐ふて上昇せるは勿論なりと雖も未だ定溫に達せず、概して飼育室內には炭火を用ひさる日なく每に補溫の注意を缺かさりし、（平均溫度六二度九、平均濕度七八度五）蠶兒は益々強健にして發育整ひ桑樹も亦大に繁茂し收葉割合に饒多なり、其經過は左の如し。

種別	餉食 日時	催眠 日時	停食 日時	蛻皮 日時	經過日數	平均溫度	平均濕度	給桑回數	給桑量（瓩一匁）
試驗室 小石丸	五月十六 午後三	五月二十 午後十一	五月二十一 正午十一	五月二十二 午前十一	六日二十	七一・九	六八・七	三〇	六・四四八
本科二年 小石丸	五月十五 午後一	五月十九 午後十一	五月二十 午後十一	五月二十一 午後十一	五日十時	六九・〇	七六・〇	二五	八・四四八
本科一年 青熟	五月十六 正午	五月二十 午後七	五月二十一 正午	五月二十三 午後六	七日六時	七〇・八	七五・〇	三一	六・五〇〇

本所蠶兒第五齡中の氣象は低溫（平均六二度八濕度七七度九）にして且つ多濕なりしを以て飼育上注意を要せる點少きにあらざりしも蠶兒の發育は稍々緩慢なるを免れす、然れとも生理上毫も障礙を蒙ることなく始終强健にして遂に無事上簇を了するに至れり、其經過左の如し。

種別	餉食 月日	蠶熟 月日	終熟 月日	經過日數	平均溫度	平均濕度	給桑回數	給桑量（瓩一匁）
試驗室 小石丸	五月二十二 午前十一	五月三十一 午前十	六月一 午前五	八日十八	六〇・八	七七・八	四四	二九・七四四
本科二年 小石丸	五月二十二 午後十一	五月三十 正午	五月三十一 午後十一	九日	六二・〇	八〇・〇	四六	三六・四〇〇
本科一年 青熟	五月二十三 午後六	五月三十一 午後四	六月一 午後六	九日	六〇・七	七六・九	四〇	三六・八六七

今收蟻より終熟に至る全齡中の經過を揭ぐれば左の如し。

種別	收蟻 月日	上簇 月日	飼育日數	給桑回數	給桑量（瓩一匁）
試驗室 小石丸	四月十九 午前十	六月二 午前五	四十二日十九時	一〇六	四七・六八一
本科二年 小石丸	四月二十六 午前十一	五月三十一 午前十一	三十五日十一時	一三二	四〇・二九四
本科一年 青熟	四月二十六 午前十一	六月一 午後六	三十四日七時	一〇六	四一・七〇一

本所蠶兒上蔟中の氣象は其初蟄南多かりしを以て、上蔟期早き高温以形種の如きは稍々冷温に困難せることありしも其他大部分の蠶兒は概して五月三十一日以後の上蔟に係り、恰も天候の恢復に伴ひたるを以て氣象上何等の障礙なく無事結繭を了へ、特に蔟中の乾温宜しかりしを以て各種の收繭は豐熟にして其品質は頗る佳良なり。

各種の終熟及收繭日時並に收繭額は左の如し

種別	終熟日時	收繭日時	對蠶盤一匁收繭額 上蔟 容量	上蔟 重量	收繭 容量	收繭 重量
試驗蚕	六月一日 午後五	六月七日 午後六	三七六	三八六	三七六	三八六
本科二年 小石丸	月六日 午後十一	六月七日 午後六	三八二	三八三	三七六	三七六
本科一年 青鮫	六月七日 午後六	六月七日 午後六	三六六	三六六	三六六	三六六

本年の春蠶

本年の蠶況は春季氣候の適順によりて桑葉は實に近年稀有の蕃茂をなし、彼の飼料不足の爲め蠶兒を水莽若くは土中に埋むるが如き惨事は更に耳にすることなく、又蠶兒各齢の經過に於ても至る所良好健全の報を聲せり、然れとも地方に依りては上蔟の期に至りて濃蠶其他の病蠶を出せしものあり、育蠶中に於て豐作を謳歌せし末尾の收繭を見るを得さる所ありしが如く、或人が本年の蠶況を評して蠶當りの繭はづれと稱したるが如きは一地方の狀況を窺ひ得たる言なりんか、而して全國に於ける收繭額は之を客年に比して若干の增收ありしは疑を容れず、他日確報を待て再び報道する所あるべしと雖も今例に依りて各地方會員より通信せられたるものを摘錄し、之に尙他に散見せる各方面の報告を挿入し以て參考に資す、尤も人に依り地方に依り其見解を異にし或は觀察の粗密あるは免れさる所なれとも、其多數に從ひ項目の缺如せるが如きは其僅記載せり、讀者之を諒せよ。

	桑園段歩の概略	桑葉の價格	蠶種掃立高（前年に對する增減）	蠶種掃立時日	各齡の經過 上蔟時日	收繭像想（前年に對する增減）	收繭の價格
北海道	百坪	一圓五十六錢	幾分增	四月二十五日	五月中旬	幾分減	三圓七十錢
東京府	一圓八十錢	幾分減	百	五月二十日	六月上旬	幾分增	四圓八十錢
京都府	一圓五十錢	一割減	百	四月二十六日	五月七日	一割增	三圓八十錢
大阪府	一圓五六錢	幾分減	百	四月二十日	五月中旬	減	三圓六十錢
神奈川縣	一圓五十錢	前年と大差なし	百	四月二十五日	五月下旬	幾分增	三圓六十錢
兵庫縣	一圓五十錢	減	百	四月二十四日	五月十日	百	四圓二十錢

	桑園段歩の概略	桑葉の價格	蠶種掃立高（前年に對する增減）	蠶種掃立時日	各齡の經過 上蔟時日	收繭像想（前年に對する增減）	收繭の價格
長崎縣	二割減	四月一日	百	五月十五日	前年と大差なし	—	—
新潟縣	幾分增	五月十日	百	六月上旬	三割增	六月下旬	三圓七十錢
埼玉縣	幾分減	五月二十日	百	六月下旬	幾分增	六月下旬	四圓二十錢
群馬縣	一圓八十錢	五月二十五日	百	六月二十五日	幾分減	六月二十五日	四圓二十錢
千葉縣	一圓五十錢	五月十日	百	七月十二日	增	減	四圓二十錢
茨城縣	一圓二圓五十錢	五月十日	百	七月十五日	增	增	四圓二十錢
栃木縣	一圓五十錢	五月十日	百	六月上旬	一割增	增	四圓二十錢
奈良縣	七錢一十六錢	五月二十五日	百	六月三十五日	一割增	減	四圓內外
三重縣	八錢一二十錢	五月十五日	百	六月十日	增	增	四圓內外
愛知縣	八百目一十三百目	五月十七日	百	六月三日	增	增	四圓五十錢
靜岡縣	一百目內外	五月十日	百	六月二十五日	增	減	四圓五十錢
山梨縣	十二錢一十八錢	五月十日	百	六月十日	增	增	四圓五十錢
滋賀縣	十錢一十五錢	四月二十日	百	六月二十日	一割增	增	四圓五十錢
岐阜縣	六百目一十五百目	四月二十五日	百	五月二十五日	一割增	四三	四圓五十錢
長野縣	一百目一百六十錢	五月中旬	增	六月十三日	增	四四	四圓二八十錢
宮城縣	七八十錢	四月中旬	增	六月下旬	五分增	三圓五十錢	四圓二八十錢
福島縣	十錢一十八錢	五月二十日	一割增	六月五日	二割增	三圓六十錢	三圓四十錢
岩手縣	十錢一三十錢	五月二十三日	幾分增	六月中旬	二割增	三圓四十錢	四圓五十錢
	前年と大差なし	五月二十日	百	六月二十五日	—	—	—

青森	岡	一貫六錢十錢	前年と大差なし	六月七日	瓦紙	六月十日	一割	増	三圓六十錢	一	同
山形	同	一貫四錢一九錢	稍	五月五日	瓦紙	六月二日	一	増	三圓八十錢	一	同
秋田	同	一貫十錢内外	減	五月三日	瓦紙	六月二日	二	増	四圓五十錢	一	同
福井	同	一貫五六錢	稍	五月下旬	瓦紙	六月下旬	二	割餘増	一	一	同
石川	同	一貫二十錢内外	増	五月二十五日	瓦紙	六月十五日	二	割餘増	一	一	同
富山	同	一貫五六錢	幾分増	五月二十五日	瓦	六月十五日	二	割	四圓五十錢	一	同
鳥取	同	一貫七錢十六錢	五分減	五月二十五日	瓦	六月十一日	一	割	三圓五十錢	一	同
島根	同	一貫八錢十三錢	二割減	四月三十日	瓦	六月九日	二	割餘増	一	一	同
岡山	同	一貫七錢十八錢	前年と大差なし	五月十五日	瓦	六月十三日	二	割	三圓七十錢	一	同
廣島	同	一貫五錢十八錢	前年と大差なし	五月二十四日	瓦紙	六月二十二日	前年と大差なし			一	同
山口	同		幾分増	四月上旬	瓦	六月中旬	一	割増		一	同
和歌山	同	一圓に九貫十貫	前年と大差なし	四月十六日	瓦	六月十六日	幾分増			一	同
徳島	同	十貫五六十錢	二割増	五月十二日	瓦	六月十八日	二割増			一	同
香川	同		前年と大差なし	四月三十八日	瓦	五月二十二日	前年と大差なし			一	同
愛媛	同	一貫八九錢	前年と大差なし	四月二十日	瓦	五月二日	一	割	四圓六十錢	一	同
高知	同	八十錢—一圓二十錢	一割五分増	四月二十八日	瓦紙	五月十日	一割五分増			一	同
福岡	同		一割餘増	五月十四日	瓦紙	六月十五日	二	割餘増		一	同
大分	同	十貫五十錢—一圓	前年と大差なし	五月十七日	瓦紙	六月十一日	一	割増	四圓五十錢	一	同

右に掲げたる蠶況通信は斯業に熱心なる會員諸君が百忙中一閑を割て本會に通信せられたるものを基礎とし編纂したるものにして其勞多とせざるべからず、今左に芳名を録して謝意を表す。

府縣名	氏名	簡數	府縣名	氏名	簡數	府縣名	氏名	簡數
京都	河崎又太郎	一	愛知	山崎善藏	二	佐賀		
同	京都蠶業講習所	二	静岡	高頭敏三郎	二	熊本	前年と大差なし	一
神奈川	星野岩吉	一	同	桔川鎗藏	一	宮崎	幾分増	一
新潟	小藪準三郎	一	山梨	八田達也	一	鹿兒島	二割増	一
埼玉	杉田大助	二	滋賀	秋野九右衛門	一	沖縄	三割増	一
同	武田武平	一	同	上林彌太郎	一			
千葉	北川吉三郎	一	岐阜	伊藤彌次郎	一			
茨城	推木永太郎	一	同	上田政一	一			
栃木	服部昌松	二	長野	六工社	一			
五								
奈良	田村多門	一	同	矢崎三彌	一	同	溝口友作	一
三重	藤田嶸清太郎	二	同	西澤藤助	一	同	山浦善右衛門	一
同	藤田又四郎	一	同	久保田宇右衛門	一	同	咨掛吉郎次	一
愛知	竹村長義	一	同	田島周太郎	一	同	半澤豐治	二
						宮城	宮川潛藏	一
						同	淺野德右衛門	一
							淺野德三	一
						同	松本藤吾	一
						同	渡邊與次郎	一
						岩手	弓北喜代作	一
						同	高橋清七	一
						青森	中島利兵衛	一
						山形	小林新一	一
						山形	芦野泰治	一
						同	熊谷瀧太郎	一
						秋田	武石貞治	一
						宮川	村田榮文	一
						鳥取	谷岡熊次郎	一
						島根	周藤誠一	一
						廣島	池田季之助	一
						大分	立野貫一	一
						熊本	細谷久一郎	一
						同	林良太郎	一
						宮崎	山本祐安	一
						沖縄	藤戸竹銅	一

蠶海涓滴

▲米國蠶蛾（べーこくさんが）を絶滅の夢か醒て眠々胸々たる者あり、疑ふ莫れ桑を蛾茂と繭史

も飼育するを得ん、然れども世界一高き勞銀は蠶業國として成功するや否や。

▲強て成功　ぜしむるの手段として米國の養蠶家は生絲に輸入税を課するの議を起せりと、是れ盛大なる絹業を萎縮せしめ、角を矯めて牛を殺すの愚策。

▲故に賢明　なる米國政府は斯の如き愚策を採用するなきは深く信ずれども清韓大戰對岸の火災視せずほやが揚れば直に揉み消すの用意なかるべからず。

▲滿腔の同　情を表せる米國絹業家は日本が基礎薄弱の軍を起すや軍資に供する爲生絲輸入税を課するなきやを擬へりと、意を安ぜよ日本は生絲に税を。

▲課するま　までに貧乏はせず、唯願くは輸入税賦課の愚策起らざる豫防線を張ることを、由來米國の絹業と日本の生絲は相俟て發達せるもの今若し假に。

▲一方の產　業衰退せんか、倶亡びて齒寒きに至らん、共に永遠に提携し一は西洋に製絹の覇を稱し一は東洋に製絲の王たるに至らば無上の快樂たらん。

▲戰時紀念　の爲め桑園の設置を奬勵する地方多し、是れ實に好個の紀念にして、他日平和的戰爭を開くの場合には桑葉は村田銃下瀬火藥に讓らざらん。

▲北海道秋　蠶種豫約販賣廣告は長野縣農會報の附錄となり物議を惹起し遂に役員及事務員の辭職をなさしむるに至れり、北理山は敬服するを得ずと曰。

▲流石は長　野縣、自個の業務に忠實にして其利益線を擴張するに熱心なるは大に喜ぶべし、奮勵一番已が蠶種を精眞にせば販路は坦々砥の如きあらん。

▲橫濱市場　の絲價日一日に騰貴を見其響愈ら歐米に傳はり海外市場も亦漸次昂進の摸様ありと、生絲の橫濱は日本の橫濱にあらずして世界の橫濱なり。

▲製絲家た　るもの之を覺て前途大有望なりと考へ高張り賣吝みするは抑も間隙隙謹の骨頂なり、故に成行に應じてドシ〱販賣し伊濟の製絲家をして。

▲指を咬て　傍觀せしむるは本年に於ける生絲貿易の六韜三畧なりとす、否らずんば進んで進む能はず退て退く能はず遂に失れクロパトキンならんのみ。

▲本邦養蠶　學者の研究世を利するもの少からずと雖も石渡農學士の發見に係かる蠶兒雌雄判別法の如く實益あるもの稀なり、吾人は其勞を多しとなす。

▲本年の春　蠶は上簇頃に至り濕熱の爲温害を蒙り全國平均漸く八分作ならんと、併し養蠶は春期のみに限らず、尚夏秋蠶あり周到の注意豐作を期せよ。

新刊批評

蠶絲業の栞

群馬縣　永野莊吉著
札　幌　北辰舍發行

著者は多年北海道に於て蠶業の敎育に、指導に從事して居るが、頃日蠶絲業の栞を著はして批評を求められた、先づ養蠶の方法より座繰製絲の仕方まで一通書してある、字も四號で振假名を來て居るから讀み易い、紙質も佳、印刷なども北海道ではと思ふ程鮮明である、それで三十錢の定價とは廉いものだ、けれども編輯の順序はちと、日露戰爭と生絲の關係と桑樹栽培法と飼育標準表の間に挿んだなとは受取れぬ、だが第一の養蠶は護國事業なり、第二副業としての養蠶などは奇拔の文字を併へて面白い、今北海道の蠶業の振はざるを慨したる一編を拾つて見よう。

斯の如く大金が眼前に轉がつて居るのにも拘らず本道の多數農業家は之を度外に措て、默て手を拱いて引込んで居るは何んと云ふ了見だろふ、固より農業家中にも一度は養蠶業に從事して失敗した人もあらふ、其の失敗した人、即ち手を燒びた人は、黃金蟲とても命名して宜しい蠶を捕へて、貧乏蟲と呼び稱へて居る、蠶侮辱の言分である、詰りが飼育法も、蠶病の起りも、又は之が豫防法も御承知なく無意味に養ふから失敗したのである、そこで著者は極言して言ふ、蠶兒は黃金蟲である、只だ飼育者其人の飼育法に暗いのが畢竟貧乏蟲たらしめたので、決して蠶には罪はない、若し罪ありとすれば飼育其人である。

明治三十六年度事蹟報告　東京蠶業講習所

讀んで題名の如く東京蠶業講習所に於て明治三十六年に施行した事蹟を集めたもので、同所が如何なる事業をなしつゝあるかを知悉し得る、

長野縣立小縣甲種蠶業學校事蹟報告　第拾貳回

長野縣小縣甲種蠶業學校

上編には新築蠶室の圖面を添付し其說明を載せ、中編には試驗、下編には生徒の敎養、附錄には沿革其他を記せり、試驗は養蠶、桑園、農作物との三項に分類し、養蠶は又春夏秋の三期に分てり、殊に春蠶中蠅害試驗の詳しきは本校の特色にして從來蠶業界に貢獻せる尠からざるものあり、本編の錄載せらるゝもの又趣味に富めるものあり、依て他日本誌に轉寫して讀者の參考に資せん。

福島縣立蠶業學校報告　第六號

福島縣立蠶業學校

冒頭に學校の建築物平面圖あり、而して前半は學校記事にして後半は試驗成蹟なり、試驗は蠶兒の飼育より、生繭乾燥座繰製絲法等あり、養蠶の試驗は經濟に關するもの多きが如し、即ち給桑回數減少飼育の如き、全葉、全芽、切桑不除沙比較の如き是れなり、此種面白き成蹟のものもあれば抄錄するの期あるべし。

繭乾燥器試驗成蹟報告　第貳

群馬縣農會

繭乾燥器の試驗を特に行つて居るは他に儔を見ない、蠶業盛なる群馬縣に初めて能くすることである、此は蠶業調査會の議として養蠶家が共同して處理に適する乾燥器、即ち群馬縣の事情に適する乾燥器を發見するの必要を認め、縣農會をして之が選擇に當らしめたのである、本報は其第二で第一回に試驗し其好と認めたるもの二種と、特に前年來の研究により同會が考案したるものの比較試驗である、他に參考試驗を記してある。

第六回京都府蠶絲業同業組合聯合會業務成蹟同事蹟報告

京都府蠶絲同業組合聯合會

蠶絲同業組合の事務整理し事業の效果を奏しつゝあるは京都府の組合なり、故に他の模範とするに足る、今此報告を一讀し益其然るを知る。

產業組合要覽　第一次　農商務省農務局

產業組合の趨勢一目以て知悉すべし、而して附錄には法規の索引あり、本邦に於ける產業組合が如何に發達しつゝあるかを知らんとするものには好個の資料

保護政策調査資料　第一集

東京商業會議所

產業を保護奬勵するの政策を採るに就き、各商業會議所より提供せる資料を東京商業會議所が編纂したるものなり。

明治三十六年宮城縣蠶種檢查成蹟　宮城縣

表題の如く蠶種の檢查成蹟なり、冒頭に蠶種製造枚數の一覽表あり、簡裁可記事詳密。

寄贈書目

桑樹春切仕立法		秋田縣　長坂文兵衛君
新潟縣農會要覽		新潟縣農會
產業組合案內		同
秋蠶のかひかた		東明館蠶業社
三十六年宮城縣蠶種檢查成蹟		宮城縣
明治三十六年度事蹟報告		東京蠶業講習所
明治三十六年度第六回京都府蠶絲同業組合聯合會業務成蹟報告 第六回京都府蠶絲同業組合聯合會事蹟報告		京都府蠶絲同業組合聯合會
農蠶新報	第五十號	蠶桑試驗義會
信濃農蠶新聞	第七十三號	信濃擴蠶社事務所
圖書世界	第五卷第六號	大橋圖書館
蠶業事實報知	第百十二號	蠶業用達組合本部
京濱實業新報	第二十一號	京濱實業新報社
福島縣立蠶業學校報告	第六號	福島縣立蠶業學校
長野縣立小縣甲種蠶業學校事蹟報告	第十二回	三吉米熊君
產業組合要覽	第一次	農商務省農務局
實業	第八號	實業館
蠶友雜誌	第六十號	蠶友組合本部
大日本農會報	第二百七十五號	大日本農會
島根縣農會報	第七十四號	島根縣農會
大日本山林會報	第二百五十九號	大日本山林會
新潟縣農事報	第六號	新潟縣農會

滋賀縣農會報	第二十七號	滋賀縣農會
山口縣農會報	第八號	山口縣農會
岐阜縣農會報	第百三十八號	岐阜縣農會
廣島縣農會報	第百〇八號	廣島縣農會
徳島縣農會報	第十八號	徳島縣農會
埼玉縣農會報	第四十一號	埼玉縣農會
中央農事報	第五十一號	全國農事會
京都府農會報	第百四十三號	京都府農會
山形縣農會報	第九十二號	山形縣農會
岩手縣農會報	第三十三號	岩手縣農會
新潟縣蠶絲會報	第七號	新潟縣蠶絲會
兵庫縣蠶業會報	第三十七號	兵庫縣蠶業會
動物學雜誌	第百八十八號	東京動物學會
植物學雜誌	第二百〇八號	東京植物學會
蠶業新報	第百三十四號	蠶業新報社
東洋學藝雜誌	第二百七十三號	東京學士會院
染織之友	第五卷第三號	實用社
大日本織物協會々報	第二百十二號	大日本織物協會
教育公報	第二百八十四號	帝國教育會
工業化學雜誌	第七十六號	工業化學會
大日本私立衛生會雜誌	第二百五十三號	大日本私立衛生會
東京教育雜誌	第百七十四號	東京府教育會
氣象集誌	二十三年第六號	大日本氣象學會
通商彙纂	自第三十三號至第三十九號	外務省通商局
工業雜誌	第二百九十三號 第二百九十四號	工業雜誌社
工手の母	自第百八十九號至第百九十三號	工手の母新聞社
統計集誌	第二百七十九號	東京統計協會
實業雜誌	第百〇八號	福島縣農會
圖書月報	第二卷第九號	東京書籍商組合
扶桑蠶報	第十四號	扶桑會
南海蠶報	第二十六號	南海蠶業同志會
農事雜報	第七十二號	農事雜報社
農業教育	第三十六號	東京農業教育研究會
農學會々報	第六十一號	農科大學農學會
産業新報	第十二號	産業館
大農園	第三十八號	帝國農家一致協會
關西之實業	第四號	關西勸業社
土佐蠶絲時報	第十九號	土佐蠶絲同志會
講農會々報	第六十三號	農科大學內講農會
横濱港貿易月表	五月	横濱稅關
秋田蠶業月報	第一號	秋田蠶業月報社
興農雜誌	第百二十號	東京興農園

人事彙報

▲大林雄也氏　本會特別會員農事試驗場技師なる同氏は高等官四等に叙せられたり。

▲芳賀權四郎氏　本會技藝委員生絲檢査所技師なる同氏は高等官四等に叙せられ、生絲檢査正量所部長を命ぜられたり。

▲今西直次郎氏　本會技藝委員にして生絲檢査所技師なる同氏は同所品位部長を命ぜられたり。

▲足立元太郎氏　本會技藝委員にして生絲檢査所技師なる同氏は調査部長を命ぜらる、又同氏は米國に出張を仰付られたりしが愈本月二十一日出發せらるゝと云ふ。

▲中村彥氏　本會技藝委員にして農商務技師なる同氏も米國聖路易博覽會に出張を仰付られ本月二十一日渡航せらると聞けり。

▲林顯作氏　本會技藝委員にして蠶業講習所技師なる同氏は今般九級俸を下賜せらる。

▲石居一郎氏　本會技藝委員なる同氏は今般高等官六等に叙せられたり。

▲中村懸氏　本會特別會員なる同氏は今回盛岡高等農林學校教授に任じ、高等官六等に叙し八級俸を下賜せられたり。

▲芝山直清氏　本會技藝委員なる同氏は今回勳六等に叙せられ瑞寶章を授けられたり。

▲岡戸文右衛門氏　は去月二十一日教育勸業に盡力せし廉を以て藍綬褒章を下賜せられたり、今其章記を掲載すれば左の如し

埼玉縣武藏國北埼玉郡手子林村　岡戸文右衛門

資性淸廉夙ニ公職ニ從ヒ治績ヲ擧ク殊ニ力ヲ學事ニ竭シ自ラ資ヲ投シ若クハ無料物件ヲ賞與シテ學校ヲ興シ爾來事業ノ擴張ト基礎ノ鞏固ヲ圖リ一箇ノ私立中學ヲ以テ十年ノ久シキ能ク縣下中等教育ノ命脈ヲ保持シ又多年養蠶製絲業ノ發達ヲ誘掖シ以テ年々數十萬圓ノ產額ヲ獲ルノ基ヲ開キ其他排水ノ方ヲ講シ既ニ荒廢ニ委セントスル十餘町歩ノ田ヲシテ二毛作ヲ收ムルニ至ラシムル等其成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

交詢餘錄

○**農蠶書讓與**　農蠶書籍新聞雜誌等御不用の方は本村農蠶書籍縱覽所へ御寄贈あらんことを望む

奈良縣吉野郡國樔村　前川　義雄

○**春秋蠶種分與**　製絲用框製一村五名以下一名一枚以內無償分與す荷造郵費共社辨但履歷證明を受け七月三十日限申込成績收繭後報告する事　北海道札幌區桑園一番地　蠶業北辰社

○**春蠶種無料呈送**　縣農會郡農會村農會等の試育及見本に限り無料呈送す但し紙數限りあり要望の團體は至急御申込を請ふ

長野縣上水內郡大豆島村　西澤　藤助

○**春秋蠶種無代進呈**　小石丸又昔原種百名限り一名二十八蛾付一枚宛進呈す要望者は郵稅箱代として郵券二十錢相添へ七月三十日限申込むべし　北海道石狩國上川郡永山村　上川社

○秋蠶種分與　二十蛾付千枚限に秋蠶の秘密袋(定價十二錢)と題せる書籍を添へ千人限申込順序に依り分與す要望者は實費として金二十錢送付あれ信州南安曇郡豐科村字吉野實蠶館

○無代分與　拙著秋蠶飼育新法一人に付壹部宛郵稅三錢封入申込者には無代進呈す

奈良縣磯城郡織田村蠶業專門　田村　多門

事務所及會堂建築資金寄附報告(第十九回)

左の諸君は本會事務所及會堂建築の擧を翼賛せられ各頭書の如く寄附せられたり

明治三十七年六月　大日本蠶絲會

金貳拾圓	東京	酒匂	常明
金十五圓	宮城	八鍬達三郎	
金五圓	神奈川	松井	新作
金五圓	群馬	北爪長太郎	

金五圓　宮城　早川　智寛
金五圓　同　津田　尚人
金五圓　同　佐沼　新作
金五圓　同　中島　清武
金五圓　福井　林　產一
金參圓　宮城　佐藤　忠治
金參圓　福井　宮澤謙次郎
金參圓　同　時澤　鶴吉
金參圓　北海道　伊達　邦成
金武圓　東京　池和田松次郎
金武圓　群馬　新井忠三郎
金武圓　同　根岸　讓
金武圓　山梨　舟久保柾朗
金武圓　福井　佐々木横夫
金武圓　同　山川自治雄
金壹圓　神奈川　石橋　治雄
金壹圓　群馬　田島　茂平
金壹圓　千葉　鈴木　雄造
金壹圓　栃木　本田　廣吉
金壹圓　三重　上田佐四郎
金壹圓　愛知　今井　嘉平
金壹圓　長野　宇佐美安太郎
金壹圓　宮城　櫻井　順造
金壹圓　同　鷲足關之助
金壹圓　同　安藤　專治
金壹圓　同　長谷　新
金壹圓　同　小野惠之助
金壹圓　同　太田　九三
金壹圓　同　佐藤論三郎
金壹圓　同　大西　穣
金壹圓　同　丹野　久吉
金壹圓　同　永谷悌之助
金壹圓　同　鈴木吉太郎
金壹圓　同　大場忠四郎
金壹圓　同　吉田　常治
金壹圓　同　樋口　常吉
金壹圓　同　島橋　富士
金壹圓　同　山田　清六
金壹圓　同　高等二一郎
金壹圓　同　横山　安吉
金壹圓　福島　鴨原德太郎
金壹圓　同　堀田　藤吉
金壹圓　同　池田幸之助
金壹圓　青森　智田　蕊三
金壹圓　秋田　前田　良齊
金壹圓　山形　木村　外吉
金壹圓　福井　平野　直理
金壹圓　同　西島　清一
金壹圓　石川　清水　涓一
金壹圓　山口　松井　良雄
金壹圓　同　伊藤　房一
金壹圓　同　藤崎　堅介
金壹圓　宮崎　熊本　林　良太郎
金五拾錢　東京　中濱　五郎
金五拾錢　同　市川　道助
金五拾錢　同　須崎　絹作
金五拾錢　同　櫻本　次郎
金五拾錢　同　草薙　鶴吉
金五拾錢　新潟　時田藍次郎
金五拾錢　埼玉　佐藤德右衛門
金五拾錢　栃木　阪井常五郎
金五拾錢　宮城　只木　貞直
金五拾錢　岩手　吉田　退藏
金五拾錢　山形　土屋源次郎
金五拾錢　香川　向井德太郎

除名廣告

茨城縣結城郡豊岡村　戸塚藤吉
靜岡縣濱名郡北庄内村　新村竹三郎
山形縣西村山郡西根村　公平友治
山形縣山形市香澄町　坂部金治郎
島根縣簸川郡直江村　川井六兵衛
島根縣鹿足郡津和野町　橋本重太郎

右は本會に對し本分の義務を盡さゝるを以て規則第四十九條に據り除名せり

明治三十七年七月

大日本蠶絲會

TABLE OF MOVEMENT OF SILK IN DIFFERENT INDUSTRIES.

(June 1904.)

	Report.	Brought over.	Arrivé.	Arrived.	Vendu.	Sold.	Exporté.	Exported.	Renvoyé.	Sent back.	Amporter.	Brought forward.
	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.	Piéces.
Filature.	2,650	228	1,680	93	2,493	161			576	17	1,883	143
Zaguri.	Retsel.			4		17						237
Kakoda.	Orikayashi.					7						3
Autres.	Other.	10			2,466		2,428		693		1,766	
Total.		3,198		1,787	2,466	673	1,248		371		1,444	
1903.		600		1,879								

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES REPARTI EN DIVERSES INDUSTRIES.

(Juin 1904.)

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI PAR JOURS.

DIAGRAM SHOWING DAILY MOVEMENT OF RAW SILK.

Soie. Silk. — Prix moyen. Standard Price. — Maximum du prix. Highest prices.

ours. Days.	Arrivée. Arrived.	Vendue. Sold.	Renvoyée Sent back.	Exportée. Exported.	Filature. Hosoito. Extra. No. 1		Filature. Futoito Extra. No. 1		Zaguri. Rereels. Extra. No. 1		Kakoda. Orikayeshi. Extra. No. 1		Noms des filateurs Names of filatars.	Prix. Prices.
1	*Piculs.* 55	*Piculs.* 58	*Piculs.* 18	*Piculs.*	yen 900	yen 890	yen 900	yen 870	yen nom	yen 907½	yen nom	yen nom		Unknown
2	46	87	29		"	"	"	"	"	"	845	820	Atakoseishijô.	880
3	44	97	10	24	"	"	"	"	"	"	"	"	Yajimagumi.	890
4	34	205			"	"	"	"	"	"	"	"	Ageoseishijô.	875
5	25													
6	4	111	48		900	890	900	870	nom	nom	845	820	Mayeharaseishijô.	870
7	28	150			"	"	"	"	"	"	"	"	Atakoseisijô.	885
8	16	189	93	63	"	"	"	"	"	"	"	"	Kazamaseishijô.	902½
9	14	58	37		"	"	"	"	"	"	"	"	Kyoshinsha.	870
10	40	19	49	609	"	"	"	"	"	"	"	"		Unknown
11	25	44	10	213	"	"	"	"	"	"	"	"		"
12	50													
13	46	62	40		900	890	900	870	nom	nom	845	820		Unknown
14	63	74	26	257	"	"	"	"	"	"	"	"	Tôshinkan.	880
15	38	92	28	71	"	"	"	"	"	"	"	"	Skayoken.	865
16	60	15	19		"	"	"	"	"	"	"	"	Hirosseishijô.	865
17	52	31	56	96	"	"	"	"	"	"	"	"	Nagaigumi.	875
18	26		28		"	"	"	"	"	"	"	"		No Transaction
19	58													
20	40	104	73		900	890	900	870	nom	nom	845	820	Koromouraseishijô.	865
21	53	5	2	5	"	"	"	"	"	"	"	"		Unknown
22	187	12	30		"	"	"	"	"	"	"	"	Fujikyodosha.	860
23	60	15	13		880	870	"	"	"	"	"	"	Kônoseishijô.	1010
24	60	10			"	"	"	"	"	"	"	"	Hiramotoseishijô.	870
25	83	175	21	101	"	"	"	"	"	"	"	"	Yajimagumi.	885
26	85													
27	60	236	24		880	870	900	870	nom	nom	845	820	Kusanagisha.	880
28	142	125	9		"	"	"	"	"	"	"	"	Kôsnisha.	870
29	138	326	18	229	"	"	"	"	"	"	"	"	Yajimagumi.	900
30	135	79	12	760	"	"	"	"	"	"	"	"	Tokitakan.	872½
Total.	1.787	2.466	693	2.428										

1 yen vaut environ fr. 2.50. 1 Picul = 60 kilg. environ.

parents, mais dans ces cas nous voyons deux paires de marques, des points comme de plus grands anneaux blancs dans le tégument de la femelle et au milieu du bord antérieur du 12me segment nous voyons une marque blanche à l'intérieur du tégument du mâle.

Ces marques des deux paires de point sur les deux derniers ségments de la femelle sont des attaches des disques genitaux antérieur et postérieur qu'ils changeront en une partie de l'organe sexuele des chrysalides et des papillons.

Et la marque blanche qu'est dans l'intérieur du tégument du mâle est l'organe d'Herold qui devient une partie de l'organe sexuele.

Si nous employons ces marques partiques pour la séparation des sexes de la larve, c'est très avantageux au temp de la préparation des grains.

Nous faisons la séparation des larves à raison de cing cents en une heure.

Ces marques peuvent être vues aussi à la quatrième période de la larve, mais pas aussi distinctement qu'à la cinquième.

MARCHÉ DES SOIES.

MARCHÉ DE YOKOHAMA.

Citons sommairement la situation de notre marché au mois de Juin 1904.

Pendant les vingt premiers jours, notre marché a été dans le calme le plus absolu malgré l'arrivage graduel des nouvelles soies. Entrant dans la dernière dizaine, on a constaté une activité relative et a parlé de quelques affaires traitées. *Shinshu* best No 1 est offert à yen 880.

Le nombre total des balles arrivées pendant ce mois a été de 2.256. La première neate, en ce qui concerne les soies filatures, a eu lieu le 12 courant aux prix de yen 880 (9 balles de *Tokokiron* à *Ito*), et, en ce qui concerne le *Zaguri*, le 29 courant aux prix de yen 870 (*Andikipuse* de *Kizusiba* à *Jiden*). On a signalé depuis une nouvelle amélioration des prix.

Les tableaux suivants indiquent d'ailleurs le mouvement des soies durant le mois de Juin 1904.

RAW SILK MARKET.

THE CONDITION OF THE YOKOHAMA RAW SILK MARKET.

During the first and second ten days of June, the market remained very dull, although goods were sent in from manufacturing districts; but in the last ten days the market gradually became active. Shinshin best "*Ichiban* was quoted at 880 yen. The number of new raw silk marketed Yokohama during June amounted to 2.256 bales. On the 12th of that month, nine of new "filature" of manufacture of the Tochiu kwan (Ito) changed hands at 850 yen per bale, and on the 29th, new "*Zaguri*" or reeled" chopmarked risiuge-sin and turtle of kosiu Sha (Jodiin) transacted at 870 yen. The quotations have been showing upward tendency.

The following list shows the movement of raw silk during June last.

CONTRIBUTIONS. OPINIONS.

SUR LES MARQUES EXTÉRIEURS DES SEXES DU VER A SOIE.

Nogakuski, S. ISHIWATA.

Bien que nous connaissions les sexes du ver à soie par l'anatomie, on n'a pas encore parlé de l'apparence extérieure du mâle ou de la femelle de celui-ci.

Je trouve les marques extérieures des sexes sur le corps de la larve. Elles se rapportent à l'organe sexuel, en conséquence si nous faisons la distinction des sexes de ver à soie par ces marques, il ne nous arrivera jamais de nous tromper.

Pour voir les marques nous employons une lentille qui grossit cinq ou dix fois.

Prenez une larve de la 5me période, tournez le corps et regardez sur le côté ventral des deux derniers segments. Vers le milieu ventral du 11me segment, il y a une paire de concavités. Et au même segment il y a encore deux marques des points placés en arrière sur la ligne près de la ligne des segments entre le 11me et 12me segment.

Et sur le côté ventral du 12me segment il y a le rond qui s'étend de la base des pattes anales. Sur les expansions, il y a les mêmes marques des points que celles de 11me segment.

Ces marques des points sont comme des piqûes d'épingle ou comme un petit anneau blanc quelquefois avec une pointe noire au centre de l'anneau.

Ces marques existent seulment sur la femelle, jamais sur le mâle.

Il est difficile de voir les marques au moment qui suit la mue et à la maturité de la larve, parce que, dans ces cas, les corps deviennent à peu près transparent, mais si on regardait soigneusement, on ferait la distinction exactement.

Dans les spécimens conservés dans l'alcool les corps deviennent aussi trans-